

上記コードは、三井住友海上あいおい生命ホームページから
「ご契約のしおり・約款」をご確認いただく際に使用するコードです。

新医療保険 α
新医療保険
新ガン保険 α
新ガン保険
ガン保険
(自動更新用)

▶ ご契約のしおり・約款

はじめに

いつもお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。
この冊子にはご契約の自動更新にともなう大切な事項が記載されています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

内容は、次の二つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、自動更新にともない知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

更新後のご契約には更新日における約款を適用します。

Web約款のご案内

ご契約のしおり・約款は当社ホームページからもご確認いただけます。

<https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

ご契約のしおり



はじめにお読みください

主契約について

特約について

給付金等のお支払いについて

ご契約後について

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



ご契約のしおり 目的別目次	4
主な保険用語のご説明	6

はじめにお読みください

●お願いとお知らせ	
・個人情報の取扱いについて	10
・保険契約等に関する情報の共同利用について	10
・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について	10
・「支払査定時照会制度」について	12
・取引時確認(本人確認)について	13
・保険契約締結の「媒介」と「代理」について	13
・生命保険募集人について	13
・当社の組織形態について	14
・受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
・保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
・「生命保険契約者保護機構」について	15
・新たな保険契約へのお申込みについて	17
・苦情・相談窓口とその電話番号	18



主契約について

●新医療保険α	20
●新医療保険	28
●新ガン保険α	33
●新ガン保険	37
●ガン保険	41
●保険料の払込免除について	44



特約について

●保障を充実させる特約について(新医療保険α)	46
●保障を充実させる特約について(新医療保険)	53
●保障を充実させる特約について(新ガン保険α)	62
●保障を充実させる特約について(新ガン保険)	68
●保障を充実させる特約について(ガン保険)	74



給付金等のお支払いについて

●給付金等のお受取り等の手続きについて	80
●給付金等をもれなくご請求ください	86
●給付金等のお支払いの際の未払込保険料について	88
●給付金等をお支払いできない場合について	90
●給付金等をお支払いできない場合の具体例(新医療保険α・新医療保険)	96
●給付金等をお支払いできない場合の具体例(新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険)	100
●こんなときQ&A①	103



ご契約のしおり

しおり

ご契約後について

●保険料のお払込みが困難になられたとき	106
●保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	108
●ご契約の復活について	109
●貸付制度のご利用について	110
●被保険者が死亡されたとき	111
●ご契約の見直しについて	112
●ご契約者・死亡給付金受取人の変更について	113
●保険料の払込方法について	114
●解約と解約返戻金について	115
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	116
●被保険者によるご契約者への解除請求について	117
●管轄裁判所について	117
●税法上のお取り扱いについて	118
●こんなときは、ただちにご連絡ください	121
●こんなときQ&A②	122

ご契約後

約 款

約 款

主契約

●新医療保険α普通保険約款	1	●新ガン保険普通保険約款	93
●新医療保険普通保険約款	33	●ガン保険普通保険約款	121
●新ガン保険α普通保険約款	67		

特約

●先進医療特約α	145	●ガン先進医療特約	345
●三大疾病給付特約α	157	●新ガン死亡保障特約	357
●女性疾病給付特約α	169	●ガン室料差額給付特約α	369
●ガン診断給付特約α	185	●ガン診断給付特約	381
●室料差額給付特約α	197	●ガン手術給付特約	391
●脳卒中治療支援特約α	209	●在宅療養給付特約	401
●新退院給付特約	221	●ガン死亡保障特約	411
●先進医療特約	233	●死亡保障特約	423
●新三大疾病入院給付特約	245	●代理請求特約	435
●新女性疾病入院給付特約	257	●特別条件特約	441
●新介護保障特約	273	●保険料口座振替特約	449
●新ガン診断給付特約	285	●クレジットカード扱特約	453
●新在宅療養給付特約	299	●団体扱特約	455
●在宅療養給付特約α	311	●準団体扱特約	459
●ガン先進医療特約α	321	●集団扱特約	461
●ガン死亡保障特約α	333	●保険料払込日に関する特約(団体扱・集団扱用)	463

自動更新制度をご利用いただいた場合、更新後のご契約については本冊子に記載されている普通保険約款・特約条項が適用されます。

	こんなとき	このページをご覧ください	ページ ご契約の しおり
はじめに	保険用語の意味がわからない	主な保険用語のご説明	6～8
主契約	保険商品の特征と しくみを知りたい	・主契約について ・特約について	20～44 46～77
特約	保険料の 払込免除について知りたい	・保険料の払込免除について	44
給付金	給付金等を請求したい	給付金等のお受取り等の 手続きについて	80～85
	給付金等が支払われない場合 について知りたい	給付金等をお支払いできない 場合について・具体例	90～102
	給付金等の 請求書類について知りたい	こんなときQ&A①	103～104



こんなとき	このページをご覧ください	ページ ご契約の しおり
保険料の払込みが困難になった	保険料のお払込みが困難になられたとき	106~107
保険料の払込みができなかった	保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	108
効力を失った保険を元に戻したい	ご契約の復活について	109
急にお金が必要になった	貸付制度のご利用について	110
保障を見直したい	ご契約の見直しについて	112
契約を解約したい	解約と解約返戻金について	115
生命保険にかかわる税金について知りたい	税法上のお取扱いについて	118~120
引っ越しして住所が変わった	こんなときQ&A②	122
結婚したとき	こんなときQ&A②	122
保険証券を紛失してしまった	こんなときQ&A②	122

主な保険用語のご説明

か	かい やく へん れい きん 解約返戻金	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
	がん せき にん かい し き ガン給付責任開始期 (日)	ガン入院給付金等のガンに関する保障が開始される時期をガン給付責任開始期といい、そのガン給付責任開始期の属する日をガン給付責任開始日といいます。
き	きゅう ふ きん 給付金	入院されたときや手術されたとき、お亡くなりになられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	きゅう ふ きん うけ とり にん 給付金受取人	給付金を受け取る人のことをいいます。
け	けい やく とう び 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	けい やく しゃ 契約者 (ほ けん けい やく しゃ (保険契約者))	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利 (契約内容変更等の請求権) と義務 (保険料支払義務) を持つ人のことをいいます。
	けい やく ねん れい 契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢 (満年齢) です。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	けい やく び 契約日	通常はご契約の保障が開始される日 (責任開始日) をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法により責任開始日と契約日が異なる場合があります。
こ	こく ち ぎ む 告知義務と こく ち ぎ む い はん 告知義務違反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴 (傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
	しつ こう 失効	第2回目以後の保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付 (お立替え) が行われない場合に、ご契約の効力が失われることです。
し	し てい だい り 指定代理 せい きゅう にん 請求人	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	し は らい じ ゆう 支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。

	主契約と特約 しゅ けい やく とく やく	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等の主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診 査 しん さ	医師扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。
せ	責任開始期(日) せき にん かい し き び	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金 せき にん じゅん び きん	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
て	低解約返戻金期間 てい かい やく へん れい きん き かん	解約返戻金の水準を低く設定する期間をいいます。
	低解約返戻金割合 てい かい やく へん れい きん わり あい	低解約返戻金特則付でない契約より解約返戻金の水準を低く設定する場合の割合をいいます。
と	特約条項 とく やく じょうこう	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
は	払込期月 はらい こみ き げつ	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	被保険者 ひ ほ けん しゃ	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	普通保険約款 ふ っ ぽう ほ けん やっ かん	主契約の約款のことをいいます。
	復 活 ふっ かつ	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となりますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	保険期間満了日 ほ けん き かん まんりょう び	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	保険金 ほ けん きん	被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	保険証券 ほ けん しょうけん	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

主な保険用語のご説明

	ほ けん ねん ど 保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	ほ けん りょう 保険料	ご契約者からお払込みいただくお金をいいます。
	ほ けん りょう はらい こみ き かん 保険料払込期間 まん りょう び 満了日	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	やっ かん 約 款	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

はじめにお読みください



●お願いとお知らせ

- ・ 個人情報の取扱いについて 10
- ・ 保険契約等に関する情報の共同利用について 10
- ・ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について 10
- ・ 「支払査定時照会制度」について 12
- ・ 取引時確認(本人確認)について 13
- ・ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について 13
- ・ 生命保険募集人について 13
- ・ 当社の組織形態について 14
- ・ 受取金額と払込保険料合計額の関係について 14
- ・ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 14
- ・ 「生命保険契約者保護機構」について 15
- ・ 新たな保険契約へのお申込みについて 17
- ・ 苦情・相談窓口とその電話番号 18



お願いとお知らせ

個人情報の取扱いについて

- 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ・ 保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
 - ・ 当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
 - ・ その他保険に関連・付随する業務また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。
 - 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等(以下「委託先」といいます。)に委託しております。
 - 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。
 - 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。
 - 当社は、契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報(詳細は当社ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>))をご確認ください。)を同協会に登録し、利用することがあります。
 - 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。
- 当社の個人情報の取扱いに関する詳細(グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。)、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

「お客さまのご契約内容が登録されることがあります」

- ※新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険は2024年3月31日以前は本制度の対象外です。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
 - 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録

事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社〔ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp/company/summary.html>)〕が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。
ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)普通死亡保険金の金額
- (3)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4)災害死亡保険金の金額
- (5)がん給付金の一時金額
- (6)就業不能保障給付金の月額
- (7)先進医療保障給付の件数
- (8)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9)取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。



お願いとお知らせ

「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社[ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp/company/summary.html>)]が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ロンダリング(※2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- ・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時
- ・現金等による200万円を超える取引時
- ・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

- 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

・ご契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれの内容については、(105)ページ「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。



お願いとお知らせ

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等の受取金額が払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{（注1）}を超えていた契約を指します^{（注2）}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間の各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

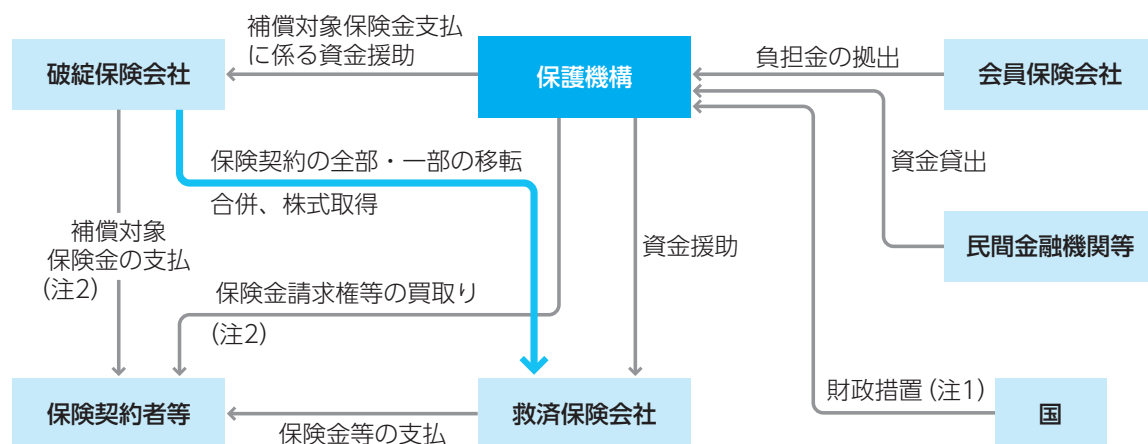
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めるところとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

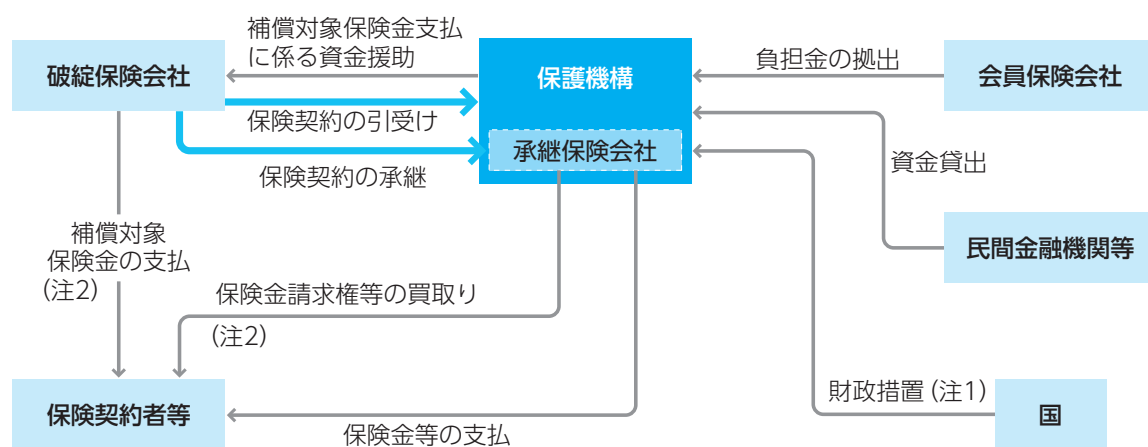
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



注

1. 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
2. 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保險契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ」

- 現在のご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
 - 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。
 - 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - ・新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても告知義務があります。
 - ・「現在のご契約の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約」であっても、告知義務違反による解除の規定は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができないことがあります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
 - ・新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- ※ガンに関する保障を途切れさせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。



苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386

月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先:一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

主契約について

特徴としくみ・給付について



●新医療保険 α	20
●新医療保険	28
●新ガン保険 α	33
●新ガン保険	37
●ガン保険	41
●保険料の払込免除について	44



新医療保険α

特徴としくみ①

新医療保険αのしくみ



新医療保険αの特徴

特徴1

病気やケガによる約款所定の入院・手術等を保障します。

特徴2

日帰り入院から保障します。入院日数が5日以内の場合は一律5日分の入院給付金をお支払いします。

特徴3

一定期間保障を行う定期保障タイプです。

特徴4

入院給付金の支払限度の型(1回の入院についての支払限度日数)は、30日型・60日型・120日型・180日型・1,095日型の5種類からご選択いただけます。

なお、ご契約の途中または更新時に「支払限度の型」を変更することはできません。

特徴5

ご希望に応じて、先進医療、三大疾病・女性疾病等の保障に対応した、各種特約を付加することができます。

特徴6

契約者配当金はありません。

注

1. 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。
2. 入院日数が5日以内の場合は一律5日分の入院給付金をお支払いします。
入院日数が6日以上の場合は入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
3. 外来での手術とは、入院中の手術に該当しない手術のことです。



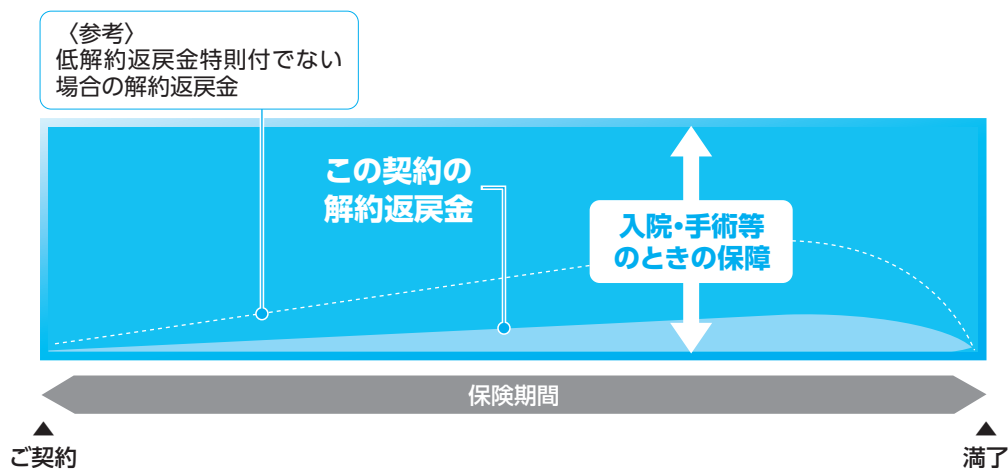
特徴としくみ②

解約返戻金について

新医療保険αおよび新医療保険αに付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合（30%）を乗じた水準となります。

全期間低解約返戻金割合30% 定期保障タイプ

低解約返戻金期間:保険期間と同一、低解約返戻金割合:30%



自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日（更新前のご契約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が90歳以上であるときには更新されません。
- 特約が付加されたご契約を更新される場合は、特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新後のご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新後のご契約の保険期間・保険料払込期間・入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約の給付金等のお支払いについては、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取り扱いします。このため入院給付金・室料差額給付金の支払日数および先進医療給付金をお支払いした金額を通算します。
- ご契約に特別条件特約が付加されている場合（特別保険料領収方法が適用されている場合）、自動更新をお取扱いしません。

入院給付金の支払限度日数について

支払限度の型	入院給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	保険期間を通じて
30日型	災害入院給付金	30日	(1) 災害入院給付金 1,095日 (2) 疾病入院給付金 ① 三大疾病 を直接の原因とする入院の場合 通算支払日数の限度はありません。 ② 前①以外を原因とする入院の場合 1,095日
	疾病入院給付金	30日	
60日型	災害入院給付金	60日	
	疾病入院給付金	60日	
120日型	災害入院給付金	120日	
	疾病入院給付金	120日	
180日型	災害入院給付金	180日	
	疾病入院給付金	180日	
1,095日型	災害入院給付金	1,095日	
	疾病入院給付金	1,095日	

- 入院給付金の支払限度に算入する日数は、入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。
- ご契約の途中または更新時に「支払限度の型」を変更することはできません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 同一の病気を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

注 **三大疾病**→ガン・心疾患・脳血管疾患をいいます。対象となる三大疾病は普通保険約款別表7「対象となる三大疾病」をご覧ください。
※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。



給付について

給付金について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因として、保険期間中にお支払対象となる入院・手術等をされたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

お支払いできる場合(お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
責任開始期以後に発生した 不慮の事故 によるケガにより、180日以内に1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.2.3.4.5	災害入院給付金 (1)入院日数が5日以内の場合 入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数	入院手術給付金受取人 被保険者とします。 ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人の場合、被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができます。
責任開始期以後に発生した病気により、1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.3.4.6.7	疾病入院給付金 (1)入院日数が5日以内の場合 入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数	
責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかの手術を受けられたとき ・ 公的医療保険制度 における 医科診療報酬点数表 に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ただし、次の手術を除きます。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術 ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 約款所定の先進医療 に該当する手術 注 1.8.9.10.11.12.13.14	手術給付金 (1)入院中に受けられた手術 入院給付金日額の10倍 (2)入院中以外(外来)で受けられた手術 入院給付金日額の5倍	
責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかの放射線治療を受けられたとき ・ 公的医療保険制度 における 医科診療報酬点数表 に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(定位放射線治療、放射性同位元素内用療法、電磁波温熱療法および密封小線源治療以外で放射線照射を行うものは、総量が50グレイ以上となる場合に限りです。) ・ 約款所定の先進医療 に該当する放射線照射または温熱療法 注 1.8.9.10.11.15.16	放射線治療給付金 入院給付金日額の10倍	
入院給付金が支払われる入院中に 約款所定の集中治療室管理 を受けられたとき 注 1.17.18	集中治療給付金 入院給付金日額の20倍	
死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
3. **病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
4. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
5. 同一の不慮の事故を直接の原因として2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
6. 同一の病気を直接の原因として2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
7. 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても、災害入院給付金のお支払いがある間は、疾病入院給付金を重複してお支払いしません。
8. **公的医療保険制度**→公的医療保険制度とは、健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
9. **医科診療報酬点数表**→医科診療報酬点数表とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。
10. **約款所定の先進医療**→普通保険約款別表12「先進医療」をご覧ください。
 先進医療とは、普通保険約款別表9「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます。
 ただし、手術または放射線治療を受けた日現在、普通保険約款別表9「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている手術または放射線治療は除きます。
 ※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。
11. 医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表に手術料または放射線治療料の算定される診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料または放射線治療料の算定される診療行為を含みます。「歯科診療報酬点数表」は、普通保険約款別表11「歯科診療報酬点数表」をご覧ください。
12. 手術後に休憩室・回復室・診察ベッド等で安静を取られたとしても、入院基本料の支払いがない場合は入院中の手術とはならないため、手術給付金のお支払額は「入院給付金日額の5倍」となります。
13. 同一の日に複数の手術を受けられた場合は、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
14. 医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けられたときは、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、手術給付金をお支払いしません。
15. 同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合は、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
16. 放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日から60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いしません。
17. **約款所定の集中治療室管理**→集中治療室管理とは、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料の算定対象となる診療行為をいいます。
18. 集中治療給付金は、継続した1回の入院について1回のお支払いを限度とします。



手術給付金のお支払いについて

- 手術給付金は、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合にお支払いします。医科診療報酬点数表は、当該手術を受けられた時点のものが適用されます。したがって、医科診療報酬点数表の改定により、お支払いの対象となる手術は変更されることがあります。
- 次のような診療行為は、医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されていないため、手術給付金のお支払対象とはなりません。

(2023年10月現在)

診療行為の例	備考
近視等に対するレーザー屈折矯正手術 (レーシック)	医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となっていない手術のため
臓器 ^{せんし} 穿刺および組織採取	医科診療報酬点数表において検査料の算定対象となるため
輸血、骨髓採取、骨髓移植、 ^{さいたいけつ} 臍帯血移植、 術中術後自己血回収術	医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となるため
持続的胸腔(腹腔)ドレナージ、 エタノールの局所注入、留置カテーテル設置	医科診療報酬点数表において処置料の算定対象となるため
歯根 ^{のうほう} 嚢胞摘出手術	歯科診療報酬点数表のみで手術料の算定対象となり、医科診療報酬点数表では手術料の算定対象となっていないため

- 医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術」を複数回受けられたときは、その手術に対して手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては手術給付金をお支払いしません。

医科診療報酬点数表においてこれに該当する手術は次のとおりです。

(2023年10月現在)

皮膚腫瘍冷凝固摘出術	組織拡張器による再建手術	難治性骨折電磁波電気治療法
難治性骨折超音波治療法	超音波骨折治療法	網膜光凝固術
鼓膜 ^{せんこう} 穿孔閉鎖術	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術	食道・胃静脈 ^{じょうみゃくりゅう} 硬化療法(内視鏡によるもの)
内視鏡的食道・胃静脈 ^{けっさつ} 瘤結紮術	下肢静脈瘤手術(硬化療法)	胸水・腹水濾過濃縮再静注法
体外衝撃波胆石破碎術	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	経皮的 ^{じん じん う} 腎(腎盂)瘻拡張術	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コ ラーゲン注入手術
経尿道的前立腺高温度治療	焦点式高エネルギー超音波療法	体外衝撃波疼痛治療術
自家培養軟骨組織採取術	唾石 ^{だ せき} 摘出術	体外衝撃波 ^{すいせき} 膀胱石破碎術
膀胱尿管逆流症手術(治療用注入 材によるもの)	胎児胸腔・羊水腔シャント術	無心体双胎焼灼術
胎児輸血術		

※上記の手術は医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。

新医療保険αのお支払事由の変更について

当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て新医療保険αの次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

手術給付金

放射線治療給付金

集中治療給付金



新医療保険

特徴としくみ①

新医療保険のしくみ

	入院5日以内 (日帰り入院を含む)	入院6日以上
災害入院給付金	入院給付金日額の5倍	入院給付金日額 ×入院日数
疾病入院給付金	入院給付金日額の5倍	入院給付金日額 ×入院日数
手術給付金	入院給付金日額×給付倍率 (手術の種類により40倍・20倍・10倍)	
死亡給付金	解約返戻金相当額	

最長90歳まで
自動更新できます



新医療保険の特徴

特徴1

病気やケガによる約款所定の入院・手術を保障します。

特徴2

日帰り入院から保障します。入院日数が5日以内の場合は一律5日分の入院給付金をお支払いします。

特徴3

一定期間保障を行う定期保障タイプです。

特徴4

入院給付金の支払限度の型(1回の入院についての支払限度日数)は、30日型・60日型・120日型・180日型・1,095日型の5種類です。

なおご契約の途中または更新時に支払限度の型を変更することはできません。

特徴5

ご希望に応じて、先進医療、三大疾病・女性疾病、要介護状態となった際の保障等の各種特約を付加することができます。

特徴6

契約者配当金はありません。

注

1. 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。
2. 入院日数が5日以内の場合は一律5日分の入院給付金をお支払いします。
入院日数が6日以上の場合は入院給付金日額×入院日数をお支払いします。



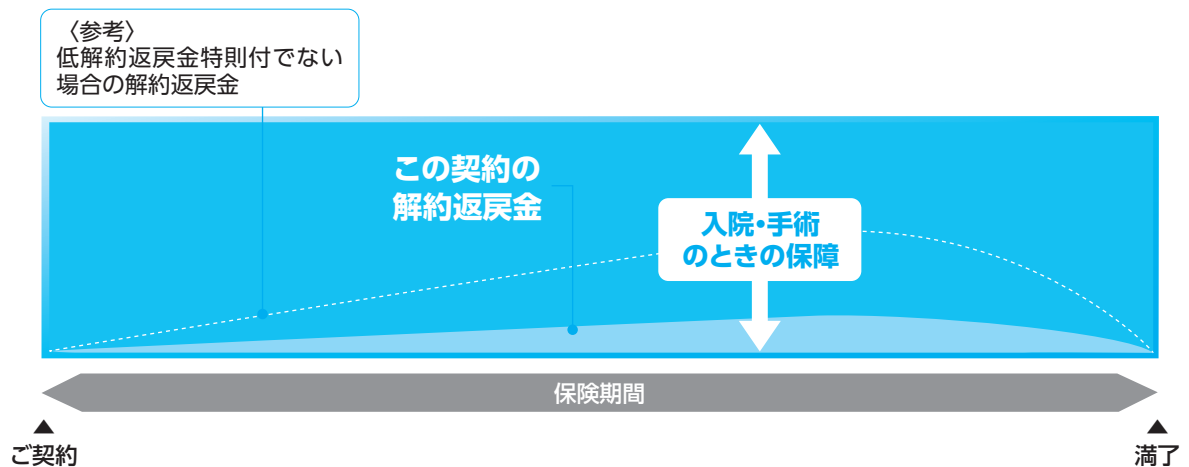
特徴としくみ②

解約返戻金について

新医療保険および新医療保険に付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合（30％）を乗じた水準となります。

全期間低解約返戻金割合30％ 定期保障タイプ

低解約返戻金期間:保険期間と同一、低解約返戻金割合:30％



自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日（更新前のご契約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が90歳以上であるときには更新されません。
- 特約が付加されたご契約を更新される場合は、特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新後のご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新後のご契約の保険期間・保険料払込期間・入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約の給付金等のお支払いについては、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取り扱いします。このため入院給付金・室料差額給付金の支払日数、先進医療給付金をお支払いした金額を通算します。
- ご契約に特別条件特約が付加されている場合（特別保険料領収方法が適用されている場合）、自動更新をお取り扱いしません。

入院給付金の支払限度日数について

支払限度の型	入院給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	保険期間を通じて
30日型	災害入院給付金	30日	(1) 災害入院給付金 1,095日 (2) 疾病入院給付金 1,095日 三大疾病 を直接の原因とする入院の場合 通算支払日数の限度はありません。
	疾病入院給付金	30日	
60日型	災害入院給付金	60日	
	疾病入院給付金	60日	
120日型	災害入院給付金	120日	
	疾病入院給付金	120日	
180日型	災害入院給付金	180日	
	疾病入院給付金	180日	
1,095日型	災害入院給付金	1,095日	
	疾病入院給付金	1,095日	

- 入院給付金の支払限度に算入する日数は、入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。
- ご契約の途中または更新時に「支払限度の型」を変更することはできません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 同一の病気を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われた最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

注 **三大疾病**→ガン・心疾患・脳血管疾患をいいます。対象となる三大疾患は、普通保険約款別表8「対象となる三大疾病」をご覧ください。
 ※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。



給付について

給付金について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因として、保険期間中にお支払対象となる入院または手術をされたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
責任開始期以後に発生した 不慮の事故 によるケガにより、180日以内に1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき	災害入院給付金 (1)入院日数が1日以上5日以内の場合 入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数	入院手術給付金受取人 被保険者とします。ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人の場合、被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができます。
責任開始期以後に発生した病気により、1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき	疾病入院給付金 (1)入院日数が1日以上5日以内の場合 入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 入院給付金日額×入院日数	
責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき	手術給付金 入院給付金日額×給付倍率 手術の種類により、40倍、20倍、または10倍	
死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

- 注**
- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 - 不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
 - 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
 - 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
 - 同一の不慮の事故を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
 - 同一の病気を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
 - 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても、災害入院給付金のお支払いがある間は、疾病入院給付金を重複してお支払いしません。
 - 約款所定の手術**→普通保険約款別表7「対象となる手術および手術給付割合表」および備考5～8をご覧ください。なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、最も給付倍率の高い手術のうちいずれか1種類についてのみ給付金をお支払いします。

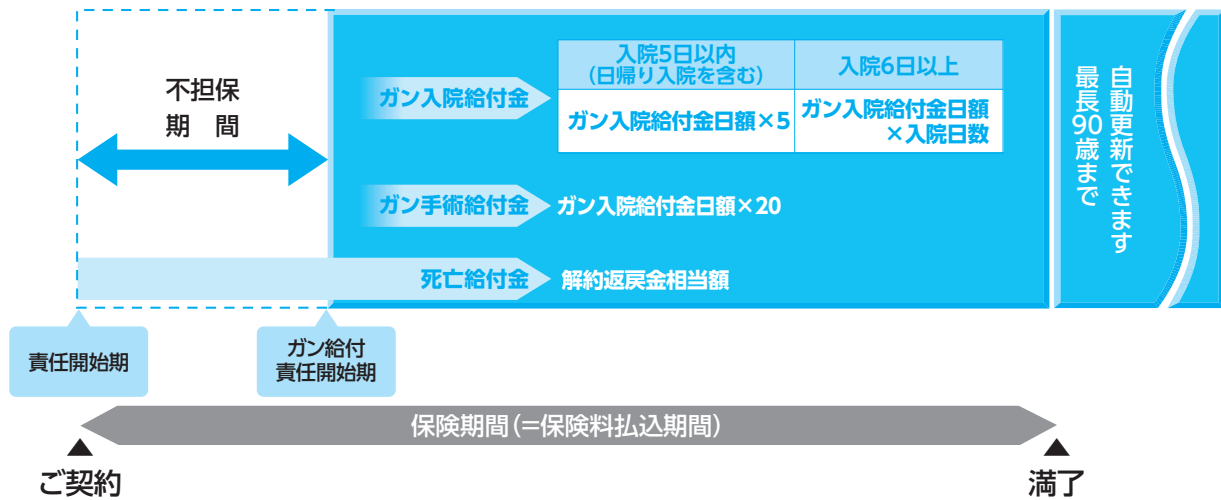


新ガン保険α

特徴としくみ①

次ページにもつづきます

新ガン保険αのしくみ



※自動更新された場合には、不担保期間はありません。

主契約について

新ガン保険α／特徴としくみ①
新医療保険／給付について



新ガン保険αの特徴

特徴1

ガンによる約款所定の入院・手術を保障します。

特徴2

きわめて初期の上皮内ガンも対象とします。

特徴3

一定期間保障を行う定期保障タイプです。

特徴4

ガン入院給付金の支払日数は無制限です。

特徴5

日帰り入院から保障します。
入院5日目までは一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。

特徴6

ご希望に応じて、ガンと診断確定された際の保障等に対応した、各種特約を付加することができます。

特徴7

無配当ですので契約者配当金はありません。

注

1. 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。
2. 入院日数が5日以内の場合は一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。
入院日数が6日以上の場合はガン入院給付金日額×入院日数をお支払いします。

特徴としくみ②

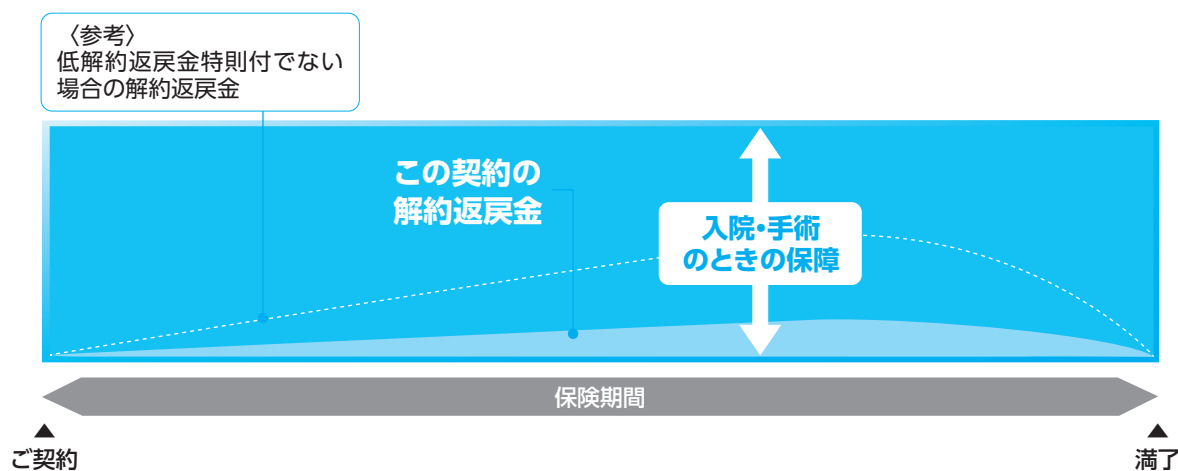
次ページにもつづきます

解約返戻金について

新ガン保険αおよび新ガン保険αに付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合（30％）を乗じた水準となります。

全期間低解約返戻金割合30％ 定期保障タイプ

低解約返戻金期間：保険期間と同一、低解約返戻金割合：30％



自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日（更新前のご契約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が90歳以上であるときには更新されません。
- 特約が付加されたご契約を更新される場合は、特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新後のご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新後のご契約の保険期間・保険料払込期間・ガン入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約における給付金のお支払いやガン給付責任開始期のお取扱い等については、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取扱いします。

ガンの定義および診断確定について

- 対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。
※詳しくは普通保険約款別表2「対象となるガン」をご覧ください。
- ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、ガンに罹患したとの診断が確定することをいいます。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）



給付について

給付金について

- 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として約款所定の入院・手術をされたときに給付金をお支払いします。(責任開始期以後に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。)

お支払事由(お支払いできる場合)	お支払いする給付金	お受取人
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として1日以上病院または診療所に入院されたとき 注 1.2.3.4	ガン入院給付金 (1)入院日数が5日以内の場合 ガン入院給付金日額×5 (2)入院日数が6日以上の場合 ガン入院給付金日額×入院日数	ガン給付金受取人 被保険者とします。ただし、ご契約者が法人の場合、被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができます。
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として約款所定の手術を病院または診療所で受けられたとき 注 1.2.5.6.7.8	ガン手術給付金 ガン入院給付金日額×20	
死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表6「病院または診療所」をご覧ください。
- 入院**→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。
- ガン入院給付金の支払われる入院を2回以上した場合には、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン(以下「原発ガン」といいます)の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
- 約款所定の手術**→普通保険約款別表8「対象となる手術」および備考をご覧ください。
- ガン手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープによる手術等)は、60日間に1回の給付限度があります。
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられてもガン手術給付金はお支払いしません。
- 同時に複数の手術を受けられた場合には、そのうちいずれか1つの手術についてのみガン手術給付金をお支払いします。

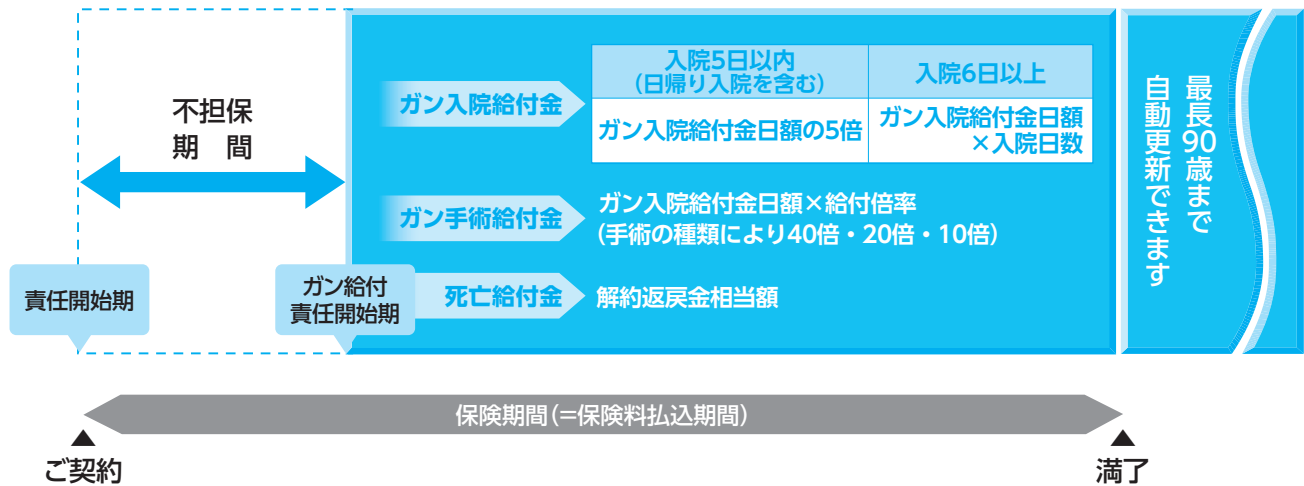


新ガン保険

特徴としくみ①

次ページにもつづきます

新ガン保険のしくみ



※自動更新された場合には、不担保期間はありません。

主契約について

新ガン保険／特徴としくみ①
新ガン保険α／給付について



新ガン保険の特徴

特徴1 ガンによる約款所定の入院・手術を保障します。

特徴2 上皮内ガンも保障の対象とします。

特徴3 一定期間保障を行う定期保障タイプです。

特徴4 ガン入院給付金の支払日数は無制限です。

特徴5 日帰り入院から保障します。入院日数が5日以内の場合は一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。

特徴6 ご希望に応じて、ガンと診断確定された際の保障等の各種特約を付加することができます。

特徴7 契約者配当金はありません。

注

1. 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。
2. 入院日数が5日以内の場合は一律5日分のガン入院給付金をお支払いします。
入院日数が6日以上の場合はガン入院給付金日額×入院日数をお支払いします。

特徴としくみ②

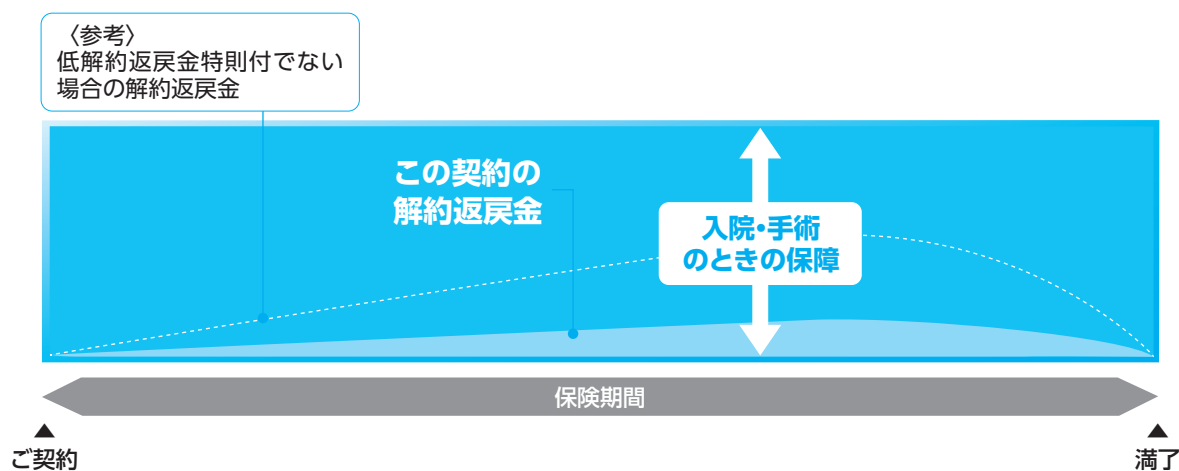
次ページにもつづきます

解約返戻金について

新ガン保険および新ガン保険に付加される特約の解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の解約返戻金に低解約返戻金割合（30％）を乗じた水準となります。

全期間低解約返戻金割合30％ 定期保障タイプ

低解約返戻金期間:保険期間と同一、低解約返戻金割合:30%



自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日（更新前のご契約の保険期間満了日の翌日）における被保険者の年齢が90歳以上であるときには更新されません。
- 特約が付加されたご契約を更新される場合は、特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新後のご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新後のご契約の保険期間・保険料払込期間・ガン入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約における給付金のお支払いやガン給付責任開始期のお取扱い等については、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取扱いします。



給付について

ガンの定義および診断確定について

- 対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。
※詳しくは普通保険約款別表2「対象となる悪性新生物」をご覧ください。
- ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見(生検)により、ガンに罹患したとの診断が確定することを行います。(病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

給付金について

- 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として所定の入院・手術をされたときに給付金をお支払いします。(責任開始期以後に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。)

お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として 病院または診療所 に 入院 されたとき	ガン入院給付金 (1)入院日数が1日以上5日以内の場合 ガン入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 ガン入院給付金日額×入院日数	ガン給付金受取人 被保険者とします。ただし、ご契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人の場合、被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができません。
ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき	ガン手術給付金 ガン入院給付金日額×給付倍率 手術の種類により、40倍、20倍 または10倍	
死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における 解約返戻金相当額	死亡給付金受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **病院または診療所**→普通保険約款別表6「病院または診療所」をご覧ください。
3. **入院**→普通保険約款別表7「入院」をご覧ください。
4. **約款所定の手術**→普通保険約款別表8「対象となる手術および手術給付割合表」および備考をご覧ください。

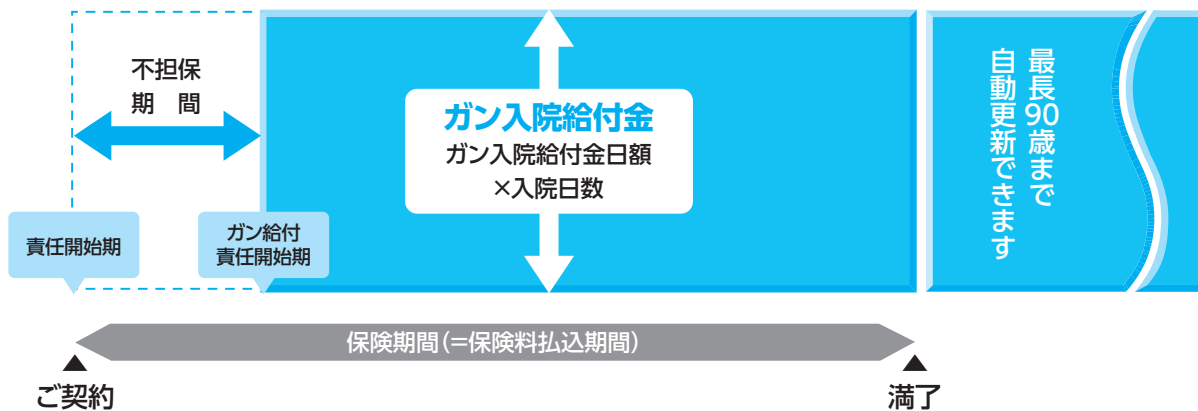


ガン保険

特徴としくみ①

次ページにもつづきます

ガン保険のしくみ



※自動更新された場合には、不担保期間はありません。

主契約について

ガン保険／特徴としくみ①
新ガン保険／給付について



特徴としくみ②

ガン保険の特徴

特徴1

ガンによる入院を保障します。

特徴2

上皮内ガンも保障の対象とします。

特徴3

一定期間保障を行う定期保障タイプです。

特徴4

ガン入院給付金の支払日数は無制限です。

特徴5

ご希望に応じて、ガンと診断確定された際の保障やガンを治療する手術の際の保障等の各種特約を付加することができます。

特徴6

契約者配当金はありません。

自動更新について

- ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、更新日(更新前のご契約の保険期間満了日の翌日)における被保険者の年齢が90歳以上であるときには更新されません。
- 特約が付加されたご契約を更新される場合は、特約も当社所定の範囲内で更新されます。
- 更新後のご契約については更新日における約款を適用します。
- 更新後のご契約の保険期間・保険料払込期間・ガン入院給付金日額は、更新前と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるときは、保険期間を変更して更新される場合があります。
- 更新後のご契約の保険料は、更新日における主たる被保険者の年齢および保険料率により新たに定めます。そのため同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前に比べて通常高くなります。
- 主契約・特約における給付金のお支払いやガン給付責任開始期のお取扱い等については、更新前のご契約と更新後のご契約とは保険期間が継続しているものとみなしてお取扱いします。

給付について

ガンの定義および診断確定について

- 対象となるガンは、約款別表に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。
※詳しくは普通保険約款別表2「対象となる悪性新生物」をご覧ください。
- ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見(生検)により、ガンに罹患したとの診断が確定することを行います。(病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

「被保険者の型」について

- 本人(主たる被保険者)のみを保障する「本人型」のほかに、配偶者を保障する「夫婦型」があります。

被保険者の型	被保険者の範囲
夫婦型	本人(主たる被保険者)とその配偶者を被保険者とします。

- 配偶者の方の給付額は、本人(主たる被保険者)の給付額の6割となります。
- 配偶者とは、本人(主たる被保険者)と同一戸籍に記載されている妻または夫をいいます。

注 戸籍上の異動等により、被保険者の資格を有する配偶者がいなくなるときには、被保険者の型の変更をお申し出ください。お申し出がない場合は、型が変更されないままとなります。

給付金について

■ガン入院給付金

- 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として約款所定の入院をされたときに給付金をお支払いします。

お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定され、その治療を目的として 病院または診療所に入院 されたとき	ガン入院給付金 ガン入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者 ただし、ご契約者が法人の場合、主たる被保険者の同意を得て、ご契約者を受取人とすることができます。

- 注**
1. **病院または診療所**→普通保険約款別表6「病院または診療所」をご覧ください。
 2. **入院**→普通保険約款別表7「入院」をご覧ください。



保険料の払込免除について

保険料の払込免除について

- 被保険者（ガン保険の場合は主たる被保険者）が責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、**約款所定の高度障害状態**になられたとき（ただし、ガン死亡保障特約α・新ガン死亡保障特約・ガン死亡保障特約の場合には被保険者が責任開始期以後に発生したガン以外の病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になられたとき）は、以後の保険料のお払込みを免除します。

ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき

※戦争その他の変乱が原因で約款所定の高度障害状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

- 被保険者（ガン保険の場合は主たる被保険者）が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

ただし、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中を含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

- 注**
1. **約款所定の高度障害状態**→新医療保険α・新医療保険は普通保険約款別表2、新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険は普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
 2. **不慮の事故**→新医療保険α・新医療保険は普通保険約款別表4、新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険は普通保険約款別表5「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
 3. **約款所定の身体障害の状態**→新医療保険α・新医療保険は普通保険約款別表3、新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険は普通保険約款別表4「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

保険料の払込免除の事由に該当した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。必要書類については、各普通保険約款の**別表1「請求書類」**をご覧ください。

- 注** 主契約に付加される特約についても上記の保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険料のお払込みを免除します。

特約について



- 保障を充実させる特約について (新医療保険 α) 46
- 保障を充実させる特約について (新医療保険) 53
- 保障を充実させる特約について (新ガン保険 α) 62
- 保障を充実させる特約について (新ガン保険) 68
- 保障を充実させる特約について (ガン保険) 74



保障を充実させる特約について

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

新医療保険αに付加される特約のお支払事由の変更について

当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

先進医療特約α条項の先進医療給付金

三大疾病給付特約α条項の三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金

女性疾病給付特約α条項の女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金

室料差額給付特約α条項の室料差額給付金

先進医療特約α

- 責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因としてお支払対象となる療養を受けられたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
先進医療特約α	責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の先進医療 による療養を受けられたとき	先進医療給付金 被保険者が負担した次の費用 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの被保険者の交通費 (医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます) の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費 (1泊につき1万円を限度とします。)	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の先進医療**→先進医療特約α条項の別表3「先進医療」をご覧ください。
この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、先進医療特約α条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま
す。)をいいます。
ただし、療養を受けた日現在、先進医療特約α条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められ
る「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。
そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の
見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外と
なります。
- 療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療にかかわる技術料**→先進医療特約α条項の別表5「先進医療の技術にかかわる費用の額」
をご覧ください。
- 先進医療にかかわる技術料以外の通常の治療と共通する部分 (診察・検査・投薬・入院料等) の費用
は、先進医療給付金のお支払対象となりません。
- 先進医療給付金のお支払いは、保険期間通算で2,000万円を限度とします。



保障を充実させる特約について(新医療保険α)

三大疾病給付特約α

●責任開始期以後に発病した三大疾病(ガン、心疾患、脳血管疾患)によりお支払対象となる入院・手術等をされたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
三大疾病 給付特約α	責任開始期以後に発病した 約款所定の三大疾病 により、1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.2.3.4.5.6	三大疾病入院給付金 (1)入院日数が5日以内の場合 三大疾病入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 三大疾病入院給付金日額× 入院日数	主契約の 入院手術給付金 受取人
	責任開始期以後に発病した 約款所定の三大疾病 の治療を目的として、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき 注 1.2.7	三大疾病手術給付金 (1)入院中に受けられた手術 三大疾病入院給付金日額の10倍 (2)入院中以外(外来)で 受けられた手術 三大疾病入院給付金日額の5倍	
	責任開始期以後に発病した 約款所定の三大疾病 の治療を目的として、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき 注 1.2.7	三大疾病放射線治療給付金 三大疾病入院給付金日額の10倍	
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

- 注**
- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 - 約款所定の三大疾病**→普通保険約款別表7「対象となる三大疾病」をご覧ください。
※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。
 - 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
 - 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
 - この特約は、主契約の「支払限度の型」にかかわらず、1回の入院・通算とも支払日数の限度はありません。
 - 同一の三大疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、三大疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
 - 主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術、および主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療については、(24)ページ「新医療保険α／給付について」をご覧ください。

女性疾病給付特約α

- 責任開始期以後に発病した約款所定の女性疾病によりお支払対象となる入院・手術等をされたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
女性疾病 給付特約α	責任開始期以後に発病した 約款所定の女性疾病 により、1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき 注 1.2.3.4.5.6.7	女性疾病入院給付金 (1)入院日数が5日以内の場合 女性疾病入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 女性疾病入院給付金日額× 入院日数	主契約の 入院手術給付金 受取人
	責任開始期以後に発病した 約款所定の女性疾病 の治療を目的として、主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき 注 1.2.8	女性疾病手術給付金 (1)入院中に受けられた手術 女性疾病入院給付金日額の10倍 (2)入院中以外(外来)で 受けられた手術 女性疾病入院給付金日額の5倍	
	責任開始期以後に発病した 約款所定の女性疾病 の治療を目的として、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき 注 1.2.8	女性疾病放射線治療給付金 女性疾病入院給付金日額の10倍	
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の女性疾病**→女性疾病給付特約α条項の別表2「対象となる女性疾病」をご覧ください。
3. **病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
4. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
5. 女性疾病入院給付金は、主契約の「支払限度の型」と同様に5つの型(30日型・60日型・120日型・180日型・1,095日型)がありますが、この特約の「支払限度の型」は主契約の「支払限度の型」と同一となります。
6. 女性疾病入院給付金には、1回の入院については上記5の支払限度日数が適用されますが、通算支払日数の限度がありません。
7. 同一の女性疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
8. 主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術、および主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療については、(24)ページ「新医療保険α／給付について」をご覧ください。



保障を充実させる特約について(新医療保険α)

ガン診断給付特約α

- ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、およびその後2年を経過してガン(再発を含む)により入院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

※ガン診断給付金は、お支払事由に該当するごとに繰り返しお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン診断 給付特約α	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

注

1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. 入院→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
3. 対象となるガンはガン診断給付特約α条項の別表2「対象となるガン」をご覧ください。
4. ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見(生検)により、ガンに罹患したとの診断が確定することをいいます。(病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)
5. ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなします。
6. ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。

室料差額給付特約α

- 入院給付金が支払われる入院をされ室料差額（差額ベッド代）が発生したときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
室料差額 給付特約α	入院給付金が支払われる 入院 をされ、 室料差額 が 発生したとき	室料差額給付金 次の(1)、(2)のいずれか小さい額 (1)支払限度期間中に発生した室料 差額 (2)室料差額基準日額に主契約の災 害入院給付金または疾病入院給 付金の支払われる入院の日数を 乗じた金額	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特 約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
3. **室料差額**→室料差額給付特約α条項の別表2「室料差額」をご覧ください。
4. 支払限度期間とは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院の日数が、ご契約時に定めた限度に達するまでの期間をいいます。
支払限度期間に達した日を含めて入院が継続している場合、支払限度期間に達した日の属する月の末日までに発生した室料差額は、支払限度期間中に発生したものとみなします。
5. この特約には室料差額給付金の支払限度期間に応じて、主契約の「支払限度の型」と同様に5つの「支払限度期間の型」(30日型・60日型・120日型・180日型・1,095日型)があります。なお、この特約の「支払限度期間の型」は主契約の「支払限度の型」と同一となります。

【例】室料差額給付金の支払額

脳卒中で20日間入院（室料差額基準日額1万円の場合）

実際の室料差額	個室の室料差額 1日2万円×10日間	4人部屋の室料差額 1日5千円×10日間	▶ (1) 合計25万円
室料差額基準日額 × 主契約の疾病入院給付金の 支払われる入院の日数	室料差額基準日額1万円×20日間		▶ (2) 合計20万円

室料差額給付金の支払額は(1)と(2)のいずれか小さい額となるため、この場合は20万円をお支払いします。



保障を充実させる特約について(新医療保険α)

脳卒中治療支援特約α

●責任開始期以後に発病した脳卒中によりお支払対象となる入院をされたとき、後遺症が継続したとき、または死亡されたときに給付金等をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金等	お受取人
脳卒中治療 支援特約α	次のいずれかに該当したとき ・責任開始期以後に発病した 約款所定の脳卒中 により、 入院 を開始されたとき ・脳卒中入院一時金が支払われることとなった最終の 入院 の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日に脳卒中により継続入院中のとき 注 1.2.3.4	脳卒中入院一時金 基本給付金額×20%	主契約の 入院手術給付 金受取人
	約款所定の脳卒中 により、 入院 を開始された日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 注 1.2.3.5.6	回復支援給付金 基本給付金額×50%	
	回復支援給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて6か月ごとの月単位の応当日が到来したとき 注 1.7	回復支援年金 基本給付金額×10% (お支払回数は5回となります)	
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

- 注** 1. 給付金等をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の脳卒中**→脳卒中治療支援特約α条項の別表2「対象となる脳卒中」をご覧ください。
3. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
4. 脳卒中入院一時金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に再度、約款所定の脳卒中で入院されても、脳卒中入院一時金をお支払いしません。
5. 回復支援給付金支払われた場合には、そのお支払い後は、回復支援年金のみをお支払いし、この特約は消滅します。
6. 回復支援給付金のお支払事由に該当した場合には、この特約の保険料のお払込みは不要です。
7. 回復支援給付金のお支払事由発生日以後に、将来お受け取りになる回復支援年金の現価相当額を一時金として受け取ることもできます。なお、一時金受取額は、回復支援年金の受取総額より少なくなります。
- また、最終回の回復支援年金の支払日までに回復支援年金の受取人が死亡された場合は、受取人の相続人に回復支援年金をお支払いします。



保障を充実させる特約について(新医療保険)

次ページにもつづきます

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

新医療保険に付加される特約のお支払事由の変更について

当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

先進医療特約条項の先進医療給付金

室料差額給付特約α条項の室料差額給付金

室料差額給付特約α

- 入院給付金が支払われる入院をされ室料差額(差額ベッド代)が発生したときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
室料差額 給付特約α	入院給付金が支払われる 入院をされ、室料差額が 発生したとき	室料差額給付金 次の(1)、(2)のいずれか小さい額 (1)支払限度期間中に発生した室料 差額 (2)室料差額基準日額に主契約の災 害入院給付金または疾病入院給 付金の支払われる入院の日数を 乗じた金額	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特 約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

特約について

保障を充実させる特約について(新医療保険)
保障を充実させる特約について(新医療保険α)



保障を充実させる特約について(新医療保険)

- 注**
1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
 3. **室料差額**→室料差額給付特約α条項の別表2「室料差額」をご覧ください。
 4. 支払限度期間とは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院の日数が、ご契約時に定めた限度に達するまでの期間をいいます。
支払限度期間に達した日を含めて入院が継続している場合、支払限度期間に達した日の属する月の末日までに発生した室料差額は、支払限度期間中に発生したものとみなします。
 5. この特約には室料差額給付金の支払限度期間に応じて、主契約の「支払限度の型」と同様に「支払限度期間の型」(30日型・60日型・120日型・180日型・1,095日型)があります。なお、この特約の「支払限度期間の型」は主契約の「支払限度の型」と同一となります。

【例】室料差額給付金の支払額

脳卒中で20日間入院(室料差額基準日額1万円の場合)

実際の室料差額	個室の室料差額 1日2万円×10日間	4人部屋の室料差額 1日5千円×10日間	▶ (1) 合計25万円
室料差額基準日額 × 主契約の疾病入院給付金の 支払われる入院の日数	室料差額基準日額1万円×20日間		▶ (2) 合計20万円

室料差額給付金の支払額は(1)と(2)のいずれか小さい額となるため、この場合は20万円をお支払いします。

脳卒中治療支援特約α

- 責任開始期以後に発病した脳卒中によりお支払対象となる入院をされたとき、後遺症が継続したとき、または死亡されたときに給付金等をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金等	お受取人
脳卒中治療 支援特約α	次のいずれかに該当したとき ・責任開始期以後に発病した 約款所定の脳卒中 により、 入院 を開始されたとき ・脳卒中入院一時金が支払われることとなった最終の 入院 の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日に脳卒中により継続入院中のとき 注 1.2.3.4	脳卒中入院一時金 基本給付金額×20%	主契約の 入院手術給付 金受取人
	約款所定の脳卒中 により、 入院 を開始された日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 注 1.2.3.5.6	回復支援給付金 基本給付金額×50%	
	回復支援給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて6か月ごとの月単位の応当日が到来したとき 注 1.7	回復支援年金 基本給付金額×10% (お支払回数は5回となります)	
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

- 注** 1. 給付金等をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の脳卒中**→脳卒中治療支援特約α条項の別表2「対象となる脳卒中」をご覧ください。
3. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
4. 脳卒中入院一時金が支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に再度、約款所定の脳卒中で入院されても、脳卒中入院一時金をお支払いしません。
5. 回復支援給付金が支払われた場合には、そのお支払い後は、回復支援年金のみをお支払いし、この特約は消滅します。
6. 回復支援給付金のお支払事由に該当した場合には、この特約の保険料のお払込みは不要です。
7. 回復支援給付金のお支払事由発生日以後に、将来お受け取りになる回復支援年金の現価相当額を一時金として受け取ることもできます。なお、一時金受取額は、回復支援年金の受取総額より少なくなります。
- また、最終回の回復支援年金の支払日まで回復支援年金の受取人が死亡された場合は、受取人の相続人に回復支援年金をお支払いします。



保障を充実させる特約について(新医療保険)

新退院給付特約

- 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
新退院給付特約	疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院をし、入院日数が20日以上となった後、生存して退院されたとき	退院給付金 入院給付金日額の10倍	主契約の 入院手術給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日 におけるこの特約の解 約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

先進医療特約

- 責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因としてお支払対象となる療養を受けられたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
先進医療特約	責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の先進医療 による 療養 を受けられたとき	先進医療給付金 被保険者が負担した次の費用 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの被保険者の交通費 (医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。)の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費 (1泊につき1万円を限度とします。)	主契約の入院手術給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の先進医療**→先進医療特約条項の別表3「先進医療」をご覧ください。
この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、先進医療特約条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。
ただし、療養を受けた日現在、先進医療特約条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。
そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。
- 療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療にかかわる技術料**→先進医療特約条項の別表5「先進医療の技術にかかわる費用の額」をご覧ください。
- 先進医療にかかわる技術料以外の通常の治療と共通する部分 (診察・検査・投薬・入院料等) の費用は、先進医療給付金のお支払対象となりません。
- 先進医療給付金のお支払いは、保険期間通算で2,000万円を限度とします。



保障を充実させる特約について(新医療保険)

新三大疾病入院給付特約

- 責任開始期以後に発病した三大疾病(ガン、心疾患、脳血管疾患)によりお支払対象となる入院をされたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
新三大疾病 入院給付特約	責任開始期以後に発病した 約款所定の三大疾病 により、1日以上 病院または診療所 に入院されたとき	三大疾病入院給付金 (1)入院日数が1日以上5日以内の場合 三大疾病入院給付金日額の5倍 (2)入院日数が6日以上の場合 三大疾病入院給付金日額×入院日数	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の三大疾病**→普通保険約款別表8「対象となる三大疾病」をご覧ください。
※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
- 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
- 三大疾病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額となります。
- この特約は、主契約の「支払限度の型」にかかわらず、1回の入院・通算とも支払日数の限度はありません。
- 同一の三大疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、三大疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

新女性疾病入院給付特約

- 責任開始期以後に発病した約款所定の特定疾病によりお支払対象となる入院をされたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
新女性疾病 入院給付特約	責任開始期以後に発病した 約款所定の特定疾病 により、1日以上 病院または診療所 に 入院 されたとき	女性疾病入院給付金 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 女性疾病入院給付金日額の5倍 (2) 入院日数が6日以上の場合 女性疾病入院給付金日額×入院日数	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の特定疾病**→新女性疾病入院給付特約条項の別表2「対象となる特定疾病」をご覧ください。
- 病院または診療所**→普通保険約款別表5「病院または診療所」をご覧ください。
- 入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
- 女性疾病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額となります。
- この特約には、主契約の「支払限度の型」と同様に5つの型(30日型・60日型・120日型・180日型・1,095日型)がありますが、この特約の「支払限度の型」は主契約の「支払限度の型」と同一となります。
- ガンおよび慢性リウマチ性心疾患の治療を直接の原因とする入院の場合、通算支払日数の限度はありません。
(1回の入院については上記6の支払限度日数が適用されます。)
- 同一の特定疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合には、継続した1回の入院とみなします。
ただし、女性疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。



保障を充実させる特約について(新医療保険)

新介護保障特約

●責任開始期以後に発生した病気やケガにより約款所定の要介護状態に該当し、次のお支払事由に該当することが、医師によって診断確定されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
新介護保障 特約	約款所定の要介護状態に該当し、その要介護状態が該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが、医師によって診断確定されたとき	介護給付金	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した 日におけるこの特約 の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人



1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

2. 約款所定の要介護状態→次のいずれかに該当した場合をいいます。

(1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

(2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- ② 衣服の着脱が自分ではできない。
- ③ 入浴が自分ではできない。
- ④ 食物の摂取が自分ではできない。
- ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

※詳しくは新介護保障特約条項の別表2「要介護状態」および備考をご覧ください。

3. 介護給付金と死亡給付金は重複してお支払いしません。

新ガン診断給付特約

- ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定されたとき、およびその後2年を経過してガン（再発を含む）により入院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

※ガン診断給付金は、お支払事由に該当するごとに繰り返してお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
新ガン診断 給付特約	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる 入院 を開始されたとき	ガン診断給付金	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した 日におけるこの特約 の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

注

1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表6「入院」および備考をご覧ください。
3. 対象となるガンは新ガン診断給付特約条項の別表2「対象となる悪性新生物」をご覧ください。
4. ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、ガンに罹患したとの診断が確定することをいいます。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）
5. ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなします。
6. ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。



保障を充実させる特約について

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

新ガン保険αに付加される特約のお支払事由の変更について

- 当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

ガン先進医療特約α条項のガン先進医療給付金

ガン室料差額給付特約α条項のガン室料差額給付金

ガン診断給付特約α

- ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき、およびその後2年を経過してガン（再発を含む）により入院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。
- ※ガン診断給付金は、お支払事由に該当するごとに繰り返してお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン診断 給付特約α	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	ガン診断給付金	主契約の 入院手術給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 入院→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。
- 対象となるガンはガン診断給付特約α条項の別表2「対象となるガン」をご覧ください。
- ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、ガンに罹患したとの診断が確定することをいいます。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）
- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。



保障を充実させる特約について(新ガン保険α)

在宅療養給付特約α

- ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
在宅療養給付特約α	ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたとき	在宅療養給付金 ガン入院給付金日額の20倍	主契約のガン給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 在宅療養給付金支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。

ガン先進医療特約α

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因としてお支払対象となる療養を受けられたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払できる場合(お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン先進医療特約α	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として 約款所定の先進医療 による 療養 を受けられたとき	ガン先進医療給付金 被保険者が負担した次の費用 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの交通費(医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます)の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費(1泊につき1万円を限度とします。) 死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約のガン給付金受取人
	死亡されたとき		主契約の死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の先進医療**→先進医療とは、ガン先進医療特約α条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまゝ)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、ガン先進医療特約α条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。
そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。
- 療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療にかかわる技術料**→ガン先進医療特約α条項別表5「先進医療の技術にかかわる費用の額」をご覧ください。
- 先進医療にかかわる技術料以外の通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は、ガン先進医療給付金のお支払対象となりません。
- ガン先進医療給付金のお支払い額は保険期間通算で2,000万円を限度とします。



保障を充実させる特約について(新ガン保険α)

ガン室料差額給付特約α

●ガン入院給付金が支払われる入院をされ室料差額が発生したときや、死亡されたときに給付金をお支払します。

特約の名称	お支払事由(お支払いできる場合)	お支払いする給付金	お受取人
ガン室料差額 給付特約α	ガン入院給付金が支払われる 入院 をされ、 室料差額 が発生したとき	ガン室料差額給付金 次の(1)・(2)のいずれか小さい額 (1)ガン入院給付金の支払われ る入院期間中に発生した室 料差額 (2)ガン室料差額基準日額に主 契約のガン入院給付金の支 払われる入院の日数を乗じ た金額	主契約の ガン給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。
3. **室料差額**→ガン室料差額給付特約α条項の別表2「室料差額」をご覧ください。

[例] ガン室料差額給付金の支払額

ガンで20日間入院(ガン室料差額基準日額1万円の場合)

実際の室料差額	個室の室料差額 1日2万円×10日間	4人部屋の室料差額 1日5千円×10日間	▶ (1) 合計25万円
ガン室料差額基準日額 × 主契約のガン入院給付金 の支払われる入院の日数	ガン室料差額基準日額1万円×20日間		▶ (2) 合計20万円

ガン室料差額給付金の支払額は(1)と(2)のいずれか小さい額となるため、この場合は20万円をお支払いします。

ガン死亡保障特約α

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、次のお支払事由に該当されたときに給付金等をお支払いします。（責任開始期以後にガン死亡保険金のお支払事由以外の事由により死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。）

特約の名称	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払いする給付金等	お受取人
ガン死亡 保障特約α	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡保険金	主契約の死亡給付金受取人
	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として約款所定の高度障害状態になられたとき	ガン高度障害保険金	主契約のガン給付金受取人
	ガン死亡保険金のお支払事由以外の事由により死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

- 注**
1. 給付金等をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. ガン高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からこの特約は消滅したものとします。
 3. ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金・死亡給付金は各々重複してお支払いしません。
 4. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。



保障を充実させる特約について

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

新ガン保険に付加される特約のお支払事由の変更について

当社は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て次の給付金のお支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある給付金

ガン先進医療特約条項のガン先進医療給付金

ガン室料差額給付特約α条項のガン室料差額給付金

新ガン診断給付特約

●ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定されたとき、およびその後2年を経過してガン（再発を含む）により入院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

※ガン診断給付金は、お支払事由に該当するごとに繰り返してお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
新ガン診断 給付特約	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる 入院 を開始されたとき	ガン診断給付金	主契約の ガン給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した 日におけるこの特約 の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **入院**→普通保険約款別表7「入院」および備考をご覧ください。
3. 対象となるガンは新ガン診断給付特約条項の別表2「対象となる悪性新生物」をご覧ください。
4. ガンの診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、ガンに罹患したとの診断が確定することをいいます。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）
5. ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなします。
6. ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものとして、ガン診断給付金をお支払いします。



保障を充実させる特約について(新ガン保険)

新在宅療養給付特約

- ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
新在宅療養 給付特約	ガン入院給付金が支払われる 入院を継続して20日以上した 後、生存して退院されたとき	在宅療養給付金 ガン入院給付金日額の20倍	主契約の ガン給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

- 注**
- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 - 在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。

ガン先進医療特約

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因としてお支払対象となる療養をされたときに給付金をお支払いします。(責任開始期以後に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。)

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン先進医療 特約	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として 約款所定の先進医療 による 療養 をされたとき	ガン先進医療給付金 被保険者が負担した次の費用 (1) 先進医療にかかわる技術料 (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの被保険者の交通費(医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。)の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費(1泊につき1万円を限度とします。)	主契約のガン給付金受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人

注

- 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
- 約款所定の先進医療**→ガン先進医療特約条項の別表3「先進医療」をご覧ください。
この特約のガン先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、ガン先進医療特約条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りまゝ)をいいます。
ただし、療養を受けた日現在、ガン先進医療特約条項別表4「公的医療保険制度」の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。
そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。
- 療養**→療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- 先進医療にかかわる技術料**→ガン先進医療特約条項の別表5「先進医療の技術にかかわる費用の額」をご覧ください。
- 先進医療にかかわる技術料以外の通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用は、ガン先進医療給付金のお支払対象となりません。
- ガン先進医療給付金のお支払いは、保険期間通算で2,000万円を限度とします。



保障を充実させる特約について(新ガン保険)

新ガン死亡保障特約

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、次のお支払事由に該当されたときに保険金・給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする保険金・給付金	お受取人
新ガン死亡 保障特約	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡保険金	主契約の 死亡給付金 受取人
	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として約款所定の高度障害状態になられたとき	ガン高度障害保険金	主契約の ガン給付金 受取人
	ガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金 受取人

注

1. 保険金等をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. ガン高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からこの特約は消滅したものとします。
3. ガン死亡保険金・ガン高度障害保険金・死亡給付金は重複してはお支払いしません。
4. 約款所定の高度障害状態→普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。

ガン室料差額給付特約α

- ガン入院給付金支払われる入院をされ室料差額(差額ベッド代)が発生したときや、死亡されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
ガン室料差額 給付特約α	ガン入院給付金支払われる入院をされ、 室料差額 が発生したとき	ガン室料差額給付金 次の(1)、(2)のいずれか小さい額 (1)ガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額 (2)ガン室料差額基準日額に主契約のガン入院給付金の支払われる入院の日数を乗じた金額	主契約の ガン給付金 受取人
	死亡されたとき	死亡給付金 被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死亡給付金受取人

- 注**
1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. **入院**→普通保険約款別表7「入院」をご覧ください。
 3. **室料差額**→ガン室料差額給付特約α条項の別表2「室料差額」をご覧ください。

[例] ガン室料差額給付金の支払額

ガンで20日間入院(ガン室料差額基準日額1万円の場合)

実際の室料差額	個室の室料差額 1日2万円×10日間	4人部屋の室料差額 1日5千円×10日間	▶ (1) 合計25万円
ガン室料差額基準日額 × 主契約のガン入院給付金の 支払われる入院の日数	ガン室料差額基準日額1万円×20日間		▶ (2) 合計20万円

ガン室料差額給付金の支払額は(1)と(2)のいずれか小さい額となるため、この場合は20万円をお支払いします。



保障を充実させる特約について

- 特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一となります。
- 特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一となります。ただし、ガン死亡保障特約および死亡保障特約は、主契約の「被保険者の型」にかかわらず、主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とします。
- 特約の保険料は、主契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

ガン診断給付特約

- ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的とした入院を開始されたときに給付金をお支払いします。

※ガン診断給付金は、お支払事由に該当するごとに繰り返してお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
ガン診断給付 特約	次のいずれかに該当したとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定され、その治療を目的として 病院 または 診療所 に 入院 を開始されたとき ・本給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる 入院 を開始されたとき	ガン診断給付金	主たる被保険者 [ただし、ご契約者が法人で、かつ主契約のガン入院給付金受取人の場合にはご契約者]



1. 給付金等をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **病院または診療所**→普通保険約款別表6「病院または診療所」をご覧ください。
3. **入院**→普通保険約款別表7「入院」をご覧ください。
4. ガン診断給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなします。
5. ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものと、ガン診断給付金をお支払いします。

ガン手術給付特約

- ガン給付責任開始期以後にガンと診断確定され、その治療を目的として約款所定の手術を受けたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
ガン手術給付 特約	ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定され、その治療を目的として 約款所定の手術 を 病院または診療所 で受けられたとき	ガン手術給付金 ガン入院給付金日額 × 給付倍率 〔手術の種類により、40倍、20倍 または10倍〕	主たる被保険者 〔ただし、ご契約者が法人 で、かつ主契約のガン入 院給付金受取人の場合 にはご契約者〕

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の手術**→ガン手術給付特約条項の別表2「対象となる手術および手術給付割合表」および備考をご覧ください。
なお、同時に2種類以上の手術を受けたときは、もっとも給付倍率の高い手術のうちいずれか1種類についてのみ給付金をお支払いします。
3. **病院または診療所**→普通保険約款別表6「病院または診療所」をご覧ください。

在宅療養給付特約

- ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたときに給付金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 給付金	お受取人
在宅療養給付 特約	ガン入院給付金が支払われる入院を継続して20日以上した後、生存して退院されたとき	在宅療養給付金 ガン入院給付金日額 の20倍	主たる被保険者 〔ただし、ご契約者が法人 で、かつ主契約のガン入 院給付金受取人の場合 にはご契約者〕

- 注** 1. 給付金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. 在宅療養給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始された場合、その入院については、在宅療養給付金を支払いません。



保障を充実させる特約について(ガン保険)

ガン死亡保障特約

- ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、次のお支払事由に該当されたときに保険金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 保険金	お受取人
ガン死亡保障 特約	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡されたとき	ガン死亡保険金	ガン死亡保険金受取人
	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として約款所定の高度障害状態になられたとき	ガン高度障害 保険金	被保険者 [ただし、ご契約者が法人で、この特約のガン死亡保険金受取人がご契約者の場合にはご契約者]

- 注**
1. 保険金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
 2. ガン高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からこの特約は消滅したものとします。
 3. 約款所定の高度障害状態→普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
 4. 主契約の「被保険者の型」にかかわらず、この特約の被保険者は主たる被保険者のみです。

死亡保障特約

- 責任開始期以後に発生した病気やケガを直接の原因として、次のお支払事由に該当されたときに保険金をお支払いします。

特約の名称	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払いする 保険金	お受取人
死亡保障特約	死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
	約款所定の高度障害状態 になったとき	高度障害保険金	被保険者 ただし、ご契約者が法人 で、この特約の死亡保険 金受取人がご契約者の 場合にはご契約者

注

1. 保険金をお支払いできない場合については、(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられたときからこの特約は消滅します。
3. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表3「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
4. 主契約の「被保険者の型」にかかわらず、この特約の被保険者は主たる被保険者のみです。
5. 「新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)前にガンと診断確定されていた場合」((93)ページを参照してください。)には、この特約は無効となり保険金をお支払いしません。
6. 主たる被保険者が死亡された場合、死亡保障特約が付加されているときは上記のとおり死亡保険金をお支払いしてご契約が消滅しますが、死亡保障特約が付加されていないときはそのままご契約は消滅します。なお、解約返戻金はお支払いできません。

MEMO

給付金等のお支払いについて



● 給付金等のお受取り等の手続きについて……………	80
● 給付金等をもれなくご請求ください……………	86
● 給付金等のお支払いの際の未払込保険料について……………	88
● 給付金等をお支払いできない場合について……………	90
● 給付金等をお支払いできない場合の具体例(新医療保険α・新医療保険) ……	96
● 給付金等をお支払いできない場合の具体例(新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険) …	100
● こんなときQ&A① ……………	103



給付金等のお受取り等の手続き

請求手続きについて

給付金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、(103)ページをご覧ください。

- 給付金等のお支払事由が生じましたら、ただちにご連絡ください。
長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 給付金等のお支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社にご連絡ください。
- 給付金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、給付金等を5営業日以内にお支払いできないことがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日以内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 ・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内

上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。

注 新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険の場合、給付金等をお支払いする場合に、契約者貸付金や自動振替貸付金(お立替金)があるときは、その元利金を給付金等から差し引きます。
新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険いずれの場合も、未払込みの保険料があるときは、その保険料を差し引きます。

- 給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険の代理請求制度について

入院手術給付金受取人・ガン給付金受取人が給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるとき、または被保険者のご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない＜特別な事情＞があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求をすることができます。

代理請求人（指定代理請求人を含みます。以下同じ。）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

＜特別な事情＞の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

注 故意に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。

■代理請求人について

●ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合（この指定された者を指定代理請求人といいます）。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者（指定代理請求人）
①被保険者の戸籍上の配偶者
②被保険者の直系血族
③被保険者の3親等内の親族
④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記①～③以外の者
⑤被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
⑥その他上記④および⑤に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

※上記④～⑥については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人またはご契約者のために給付金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人が不要となった場合は指定を解除することができます。



給付金等のお受取り等の手続きについて

- 指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑥のいずれの者にも該当しない場合を含みます)、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑦死亡給付金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

- ・上記⑦に該当する者がいない場合または⑦に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑧請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- ・上記⑦もしくは⑧に該当する者がいない場合または上記⑦もしくは⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

注 代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

■代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・給付金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・入院給付金・手術給付金・ガン入院給付金等の請求後の被保険者あるいはご契約者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。

ガン保険の給付金等の代理請求について

被保険者と給付金等の受取人が同一の場合で受取人が給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない＜特別な事情＞があるときは、その代理人により請求をすることができます。

代理人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

＜特別な事情＞の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため(例えば、ガンの場合)、給付金等を請求できない場合
- ②障害または病気により給付金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

●代理請求できる給付金等の範囲については、ご契約内容に応じて次のとおりお取扱いします。

主契約・特約	代理請求の 対象となる給付金等	適用される制度	
		代理請求特約 付加あり	代理請求特約 付加なし
ガン保険	ガン入院給付金	代理請求特約	指定代理請求制度
ガン診断給付特約	ガン診断給付金		
ガン手術給付特約	ガン手術給付金		
在宅療養給付特約	在宅療養給付金		代理請求制度
ガン死亡保障特約	ガン高度障害保険金		
死亡保障特約	高度障害保険金		—
—	保険料の払込免除		

ガン保険の代理請求特約について

被保険者と給付金等の受取人が同一の場合で受取人が給付金等を請求できない＜特別な事情＞があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない＜特別な事情＞があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求をすることができます。

代理請求人（指定代理請求人を含みます。以下同じ。）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

■代理請求できるご契約について

●ご契約が次に該当する場合には代理請求をお取扱いします。

- ①給付金等については、主契約の被保険者と受取人が同一人であること
- ②保険料の払込免除については、主契約の被保険者とご契約者が同一人であること

- 注** 1.ガン入院給付金の受取人が法人の場合には、代理請求特約は付加できません。
- 2.故意に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。



給付金等のお受取り等の手続きについて

■代理請求人について

- ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合（この指定された者を指定代理請求人といいます）。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者（指定代理請求人）

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記①～③以外の者
- ⑤被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑥その他上記④および⑤に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

※上記④～⑥については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人またはご契約者のために給付金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

- 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑥のいずれの者にも該当しない場合を含みます）、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

- ⑦死亡保険金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

・上記⑦に該当する者がいない場合または⑦に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

- ⑧請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

・上記⑦もしくは⑧に該当する者がいない場合または上記⑦もしくは⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者（代理請求人）

- ⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族



- 1.代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。
- 2.ガン入院給付金の受取人を法人に変更した場合には、代理請求特約は消滅します。

■代理請求特約（代理請求制度）をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・給付金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に給付金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまうことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・ガン入院給付金等の請求後の被保険者あるいはご契約者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。

ガン保険の指定代理請求制度について

- 被保険者がガン入院給付金、ガン診断給付金、ガン手術給付金および在宅療養給付金（以下「ガン入院給付金等」といいます。）を請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が自らの病状を知らない場合等）は、その代理人として指定代理請求人がガン入院給付金等を請求することができます。（法人が受取人である場合を除きます。）
- 指定代理請求人は、ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の要件を満たす者の中からあらかじめ指定した者で、かつ、代理請求時にこの要件を満たしていることを要します。

請求者（指定代理請求人）
①被保険者の戸籍上の配偶者
②被保険者の直系血族
③被保険者の3親等内の親族
④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記①～③以外の者
⑤被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
⑥その他上記④および⑤に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

- ※上記④～⑥については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のためにガン入院給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
- ※ご契約者は、主たる被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人が不要となった場合は指定を解除することができます。

注 代理請求する時点で指定代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

ガン保険の代理請求制度について

- 被保険者がガン高度障害保険金・高度障害保険金を請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が意思表示能力を失っている場合等）は、その代理人として次の方がガン高度障害保険金・高度障害保険金を請求することができます。（法人が受取人である場合を除きます。）

保険金の種類	請求者
ガン高度障害保険金	ガン入院給付金等の指定代理請求人（指定代理請求人がいないときはガン死亡保険金受取人）
高度障害保険金	死亡保険金受取人

ただし、その場合、ガン高度障害保険金・高度障害保険金の請求の際に、被保険者と同居しているか、または、生計を一にしていることが必要です。

被保険者と同居しておらず、かつ、生計を一にしていない場合には代理請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

- なお、この制度はガン入院給付金等についての指定代理請求制度とは異なります。



給付金等をもれなくご請求ください

保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があります。

保険金・給付金等をご契約内容に応じてもれなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

複数のご契約(特約を含む)をされている場合

●同一の被保険者で複数のご契約をされている場合がありますので、あわせてご確認ください。

・複数のご契約の被保険者となっている場合



ご契約内容により

複数のご契約から給付金・保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・ご契約者名が異なる契約がある
 - ・加入時期が異なる契約がある
 - ・ご家族として保障される契約(家族型、夫婦型等)がある。
 - ・勤務先等で団体保険に加入している 等

ご請求が悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中による場合

以下のいずれかの病気の場合

- ・悪性新生物(ガン)
- ・急性心筋梗塞
- ・脳卒中



ご契約内容により

保険金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・特定疾病保障終身保険
 - ・特定疾病保障定期保険
 - ・三大疾病給付特約α
 - ・新三大疾病入院給付特約
 - ・脳卒中治療支援特約α
 - ・三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18)
 - ・引受基準緩和型三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
- ・新保険料払込免除特約
- ・保険料払込免除特約(22)
- ・引受基準緩和型保険料払込免除特約

ご請求が「約款所定の障害状態」や「約款所定の介護状態」等による場合

病気や事故により、

- ・両眼が全く見えなくなった
 - ・耳が聞こえなくなった
 - ・片半身が完全に麻痺してしまった
 - ・手や足を切断した
- 等の約款所定の障害状態となった

病気や事故により、

歩行・入浴・食事・排泄等に介護を要する
等の約款所定の介護状態となった



ご契約内容により

給付金等をお支払いできる場合があります。

- 【例】
- ・新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)
 - ・新傷害特約(事故を原因とする場合に限り)
 - ・新介護保障特約
 - ・介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
- ・普通保険約款所定の身体障害の状態により保険料のお払込みが免除となる場合もあります。

死亡給付金等をご請求の場合

●入院や手術をしたときに給付金等をお支払いできる契約の場合がありますので、あわせてご確認ください。

- ・お亡くなりになる前に、入院や手術をした場合
- ・被保険者に意思能力がない等の理由で請求できなかった給付金がある場合
- ・医師より被保険者本人が傷病名の告知を受けていなかった(被保険者本人が自らの病状を知らなかった)場合



ご契約内容により

ご契約に、入院や手術等の保障がついている場合、
給付金等をお支払いできる場合があります。

- 【例】
- ・新災害入院特約
 - ・新疾病入院特約
 - ・医療保険
 - ・新医療保険
 - ・新医療保険α
 - ・低・無解約返戻金選択型医療保険
 - ・低・無解約返戻金選択型医療保険(18)
 - ・医療保険(無解約返戻金型)(22)
 - ・引受基準緩和型医療保険(無解約返戻金型) 等



注 ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

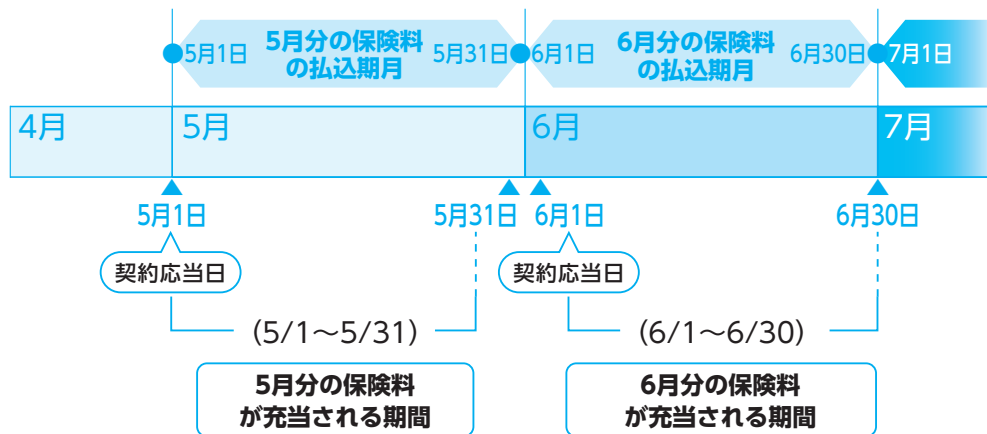
以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」および(96)ページ「給付金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。
詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。



給付金等のお支払いの際の未払込

- 保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

【例】月払口座振替契約の場合の保険料充当期間

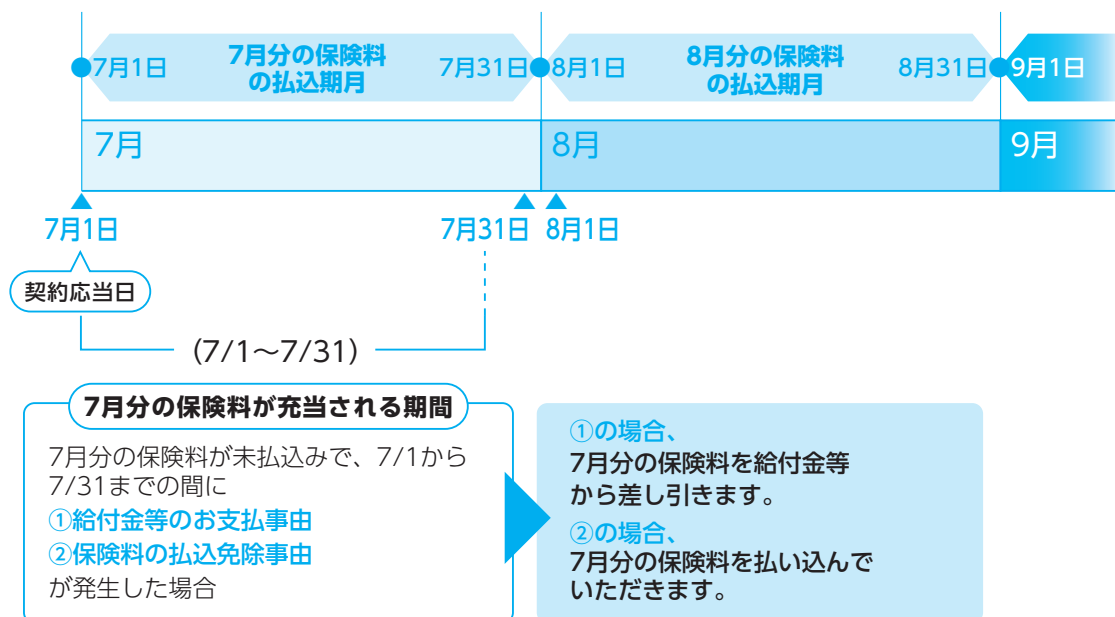


- したがって、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき……………未払込保険料を給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき……………未払込保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合



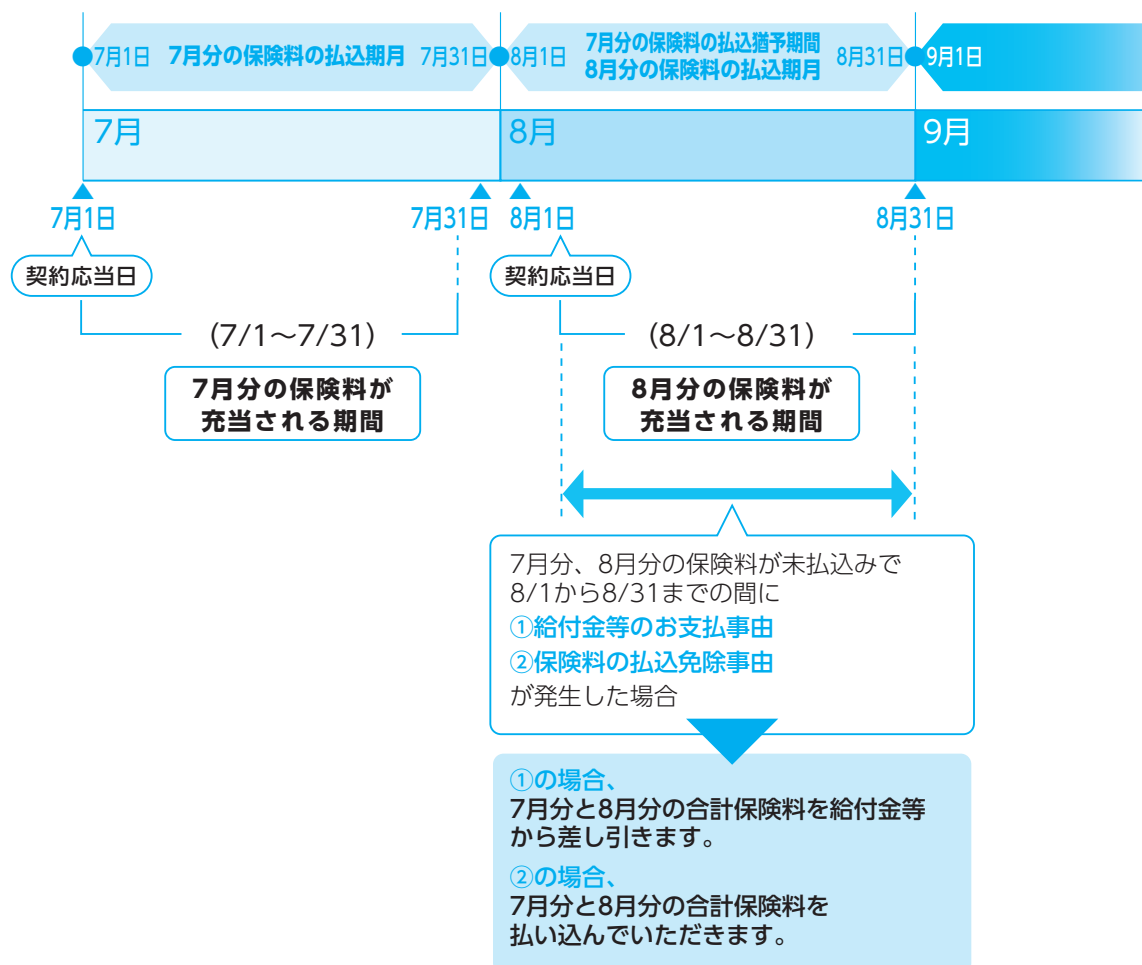
保険料について

- なお、月払口座振替契約で保険料の払込猶予期間中に給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のとおりとなります。

給付金等を支払うとき……………2か月分の保険料を給付金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき……………2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

【例】月払口座振替契約の場合





給付金等をお支払いできない場合

お支払事由に該当しない場合

■新医療保険αの場合

●お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

- ① 当社が保障の責任を開始する前に生じた病気や不慮の事故によるケガを原因とする入院・手術等
- ② 約款に定める事由に当てはまらない入院
 - ・ 入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まですでにお支払いしている場合
 - ・ 治療をとみなわない入院の場合 (美容整形や人間ドックのための入院) 等
- ③ 約款に定める要件に当てはまらない手術
 - ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象とされていないもので、かつ先進医療の手術にも該当しない手術の場合
 - ・ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象とされていても、約款でお支払いの対象とならないことが特に定められている次のいずれかの手術の場合

創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、抜歯手術、
骨または関節の非観血的または徒手な整復術・整復固定術および授動術
 - ・ 治療をとみなわない手術の場合 (美容整形や診断・検査のための手術) 等

注 当社が保障の責任を開始する前に生じた病気やケガを原因とする入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りです。)

- ・ 責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- ・ お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
- ・ 入院・手術等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

■新医療保険の場合

●お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

- ① 当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする入院・手術等
- ② 約款に定める事由に当てはまらない入院
 - ・ 入院給付金を約款に定めた支払日数の限度まですでにお支払いしている場合
 - ・ 治療をともなわない入院の場合(美容整形や人間ドックのための入院) 等
- ③ 約款に定める要件に当てはまらない手術
 - ・ 約款に定める種類の手術に該当しない場合
 - ・ 吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合
 - ・ 治療をともなわない手術の場合(美容整形や診断・検査のための手術) 等

注

当社が保障の責任を開始する前に生じた病気やケガを原因とする入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りです。)

- ・ 責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合
- ・ お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
- ・ 入院・手術等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

■新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険の場合

●お支払事由に該当しない場合は給付金等をお支払いすることはできません。

- ① 当社がガンに関する保障の責任を開始する前にガンに罹患したと診断確定されていた場合
- ② 約款に定める事由に当てはまらない入院・手術等
 - ・ ガンの治療を目的としない入院や手術の場合
 - ・ 約款に定める種類の手術に該当しない場合
 - ・ 吸引・穿刺等「手術」の定義に当てはまらない場合 等



給付金等をお支払いできない場合について

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

保険種類	給付金等	お支払いできない場合
新医療保険α(主契約) 先進医療特約α 新医療保険(主契約) 先進医療特約	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金 集中治療給付金 先進医療給付金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中も含みます)運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・ 疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金、集中治療給付金 および 先進医療給付金 については、上記の①～⑥に加えて被保険者の薬物依存によるとき
・新医療保険α(主契約) ・先進医療特約α ・三大疾病給付特約α ・女性疾病給付特約α ・ガン診断給付特約α ・室料差額給付特約α ・脳卒中治療支援特約α ・新医療保険(主契約) ・新退院給付特約 ・先進医療特約 ・新三大疾病入院給付特約 ・新女性疾病入院給付特約 ・新介護保障特約 ・新ガン診断給付特約 ・死亡保障特約 ・新ガン保険α(主契約) ・在宅療養給付特約α ・ガン先進医療特約α ・ガン死亡保障特約α ・新ガン保険(主契約) ・新在宅療養給付特約 ・ガン先進医療特約 ・新ガン死亡保障特約 ・ガン室料差額給付特約α	死亡給付金 死亡保険金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、給付金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③死亡給付金受取人(死亡保障特約の場合は死亡保険金受取人)の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)
新介護保障特約	介護給付金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき
死亡保障特約	高度障害保険金	ご契約者またはこの特約の被保険者の故意によるとき

※保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除しない場合については、(44)ページ「保険料の払込免除について」をあわせてご覧ください。

ガン診断給付特約α・新ガン診断給付特約のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)前にガンと診断確定されていた場合

被保険者が「告知時以前」または「告知時からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)の前日までの間」にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

※告知には復活の際の告知を含みます。

- ガン診断給付特約α・新ガン診断給付特約は無効となり、ガン診断給付金等はお支払いできません。
- この場合、すでに払い込まれた保険料(復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料)は次のとおりお取扱いします。
 - ①告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者がともに知らなかったときは、ご契約者にお戻しします。
 - ②告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、お戻ししません。ただし、当社が無効の原因を知った日に解約返戻金があるときは、これをご契約者にお支払いします。
 - ③告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、ご契約者にお戻しします。

新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)前にガンと診断確定されていた場合

被保険者が「告知時以前」または「告知時からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)の前日までの間」にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いします。

※告知には復活の際の告知を含みます。

- 主契約・特約とも無効となり、給付金等はお支払いできません。
- この場合、すでに払い込まれた保険料(復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料)は次のとおりお取扱いします。
 - ①告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者がともに知らなかったときは、ご契約者にお戻しします。
 - ②告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、ご契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、お戻ししません。ただし、当社が無効の原因を知った日に解約返戻金があるときは、これをご契約者にお支払いします。
 - ③告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、ご契約者にお戻しします。

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が発生していても給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。



給付金等をお支払いできない場合について

不法取得目的による無効の場合

- ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた（未遂を含みます）とき
- ②給付金等の請求に関し詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③ご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する事態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金等の受取人が複数のときは、給付金等のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。）



1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に給付金等のお支払事由が生じても給付金等をお支払いすることはできません。

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

- 給付金等のお支払事由が次の原因により生じた場合、お支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険（主契約・特約）の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	給付金等	お支払いできる場合（お支払事由）が次の原因により生じた場合
・新介護保障特約 ・死亡保障特約	介護給付金 死亡保険金 高度障害保険金	戦争その他の変乱
・新医療保険α（主契約） ・先進医療特約α ・新医療保険（主契約） ・先進医療特約 ・新退院給付特約	災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金 集中治療給付金 先進医療給付金 退院給付金	戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

ガン診断給付金をお支払いできない場合

- ガン診断給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日（新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険の場合は診断確定日または最終の入院の開始日）からその日を含めて2年以内に、再度ガン診断給付金の支払事由に該当した場合は、ガン診断給付金をお支払いしません。

在宅療養給付金をお支払いできない場合

- 在宅療養給付金が支払われた最後の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。

脳卒中入院一時金をお支払いできない場合

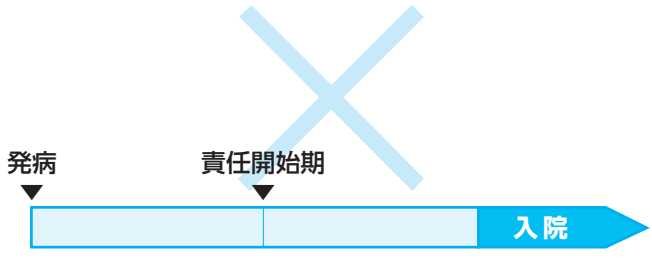
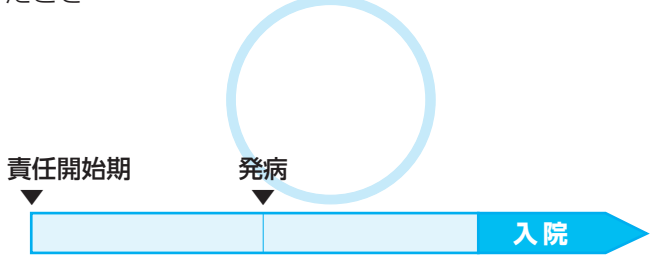
- 脳卒中入院一時金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年以内に、再度脳卒中入院一時金のお支払事由に該当した場合は、脳卒中入院一時金をお支払いしません。



給付金等をお支払いできない場合

給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

事例① 入院給付金等(責任開始期前の発病)

お支払いできない場合	ご契約前より治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご契約後に悪化し入院されたとき 	入院給付金等は、一般的にご契約(特約)の責任開始期以後に発生した病気や不慮の事故によるケガを原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって責任開始期前に生じた病気やケガを原因とする場合には、お支払いすることはできません。 なお、責任開始期前の病気やケガを原因とする入院・手術等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りです。) ・責任開始期から約款所定の期間が経過した後に開始した入院や受けた手術等の場合 ・お申込みや復活の際に責任開始期前の病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、入院・手術等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
お支払いできる場合	ご契約後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院されたとき 	

事例② 入院給付金(支払限度日数の超過)

お支払いできない場合	1回の入院に対して支払われる限度日数が60日のご契約において、「結核」で70日間入院され、退院から100日後に再び同じ「結核」で30日間入院されたとき 1回目の入院は60日分お支払いいたしますが、2回目の入院は1回目と通算されるため、支払日数の限度(60日)を超過することになるので、お支払いすることはできません。	ご契約(特約)により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その日数をこえた入院については、給付金はお支払いすることはできません。 なお、いったん退院し同一の病気によって再入院された場合、退院日の翌日から起算して180日以内の再入院については1回の入院とみなし入院日数を通算します。 ※医学上重要な関係にある一連の病気は病名を異にするときであっても、同一の病気として取り扱います。 例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
お支払いできる場合	1回の入院に対して支払われる限度日数が60日のご契約において、「結核」で70日間入院され、退院から200日後に再び同じ「結核」で30日間入院されたとき 1回目の入院は60日分、2回目の入院は30日分お支払いします。	

の具体例(新医療保険α・新医療保険)

次ページにもつづきます

事例③ 入院給付金(1回の入院の判定)

お支払いできない場合

糖尿病で2日間入院され、5日分の入院給付金を受け取った後、退院日の翌日から180日以内に再度糖尿病で3日間入院されたとき

通算の入院日数は5日であり、すでに1回目の入院において5日分お支払いしているため、2回目の入院給付金はお支払いできません。

お支払いできる場合

糖尿病で2日間入院され、5日分の入院給付金を受け取った後、退院日の翌日から180日経過後に再度糖尿病で3日間入院されたとき

再度5日分の入院給付金をお支払いします。

5日以内の入院については、その入院日数にかかわらず5日分の入院給付金をお支払いします。また、いったん退院され、同一の病気によって退院日の翌日からその日を含めて180日以内の再入院については、1回の入院とみなします。

180日以内に再度同一の病気で入院された場合は、通算した入院日数から支払済みの給付金支払日数を差し引いた日数分をお支払いします。

事例④ 入院給付金(告知義務違反による解除)

お支払いできない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき

お支払いできる場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で入院されたとき

ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、給付金をお支払いすることはできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、給付金はお支払いします。

給付金等のお支払いについて

給付金等をお支払いできない場合の具体例(新医療保険α・新医療保険)



給付金等をお支払いできない場合の具体例(新医療保険α・新医療保険)

<新医療保険αの場合>

事例⑤ 手術給付金(手術料が一連の治療過程で1回のみ算定される手術)

お支払いできない場合

医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術」を受けた後、5日後に2回目の手術を受けた場合

1回目の手術については手術給付金をお支払いしますが、2回目の手術については手術給付金をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術」を受けた後、20日後に2回目の手術を受けた場合

1回目の手術と2回目の手術について、それぞれ手術給付金をお支払いします。

医科診療報酬点数表において「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けられた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、手術給付金をお支払いしません。

※一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術は、医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。

<新医療保険の場合>

事例⑥ 手術給付金(お支払対象とならない手術)

お支払いできない場合

お支払事由の対象とならない手術を受けられた場合

- ・皮膚の良性腫瘍の摘出術
- ・骨折で固定した金属等の抜去
- ・扁桃炎による扁桃腺の切除
- ・診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術
- ・吸引・穿刺等の処理および神経ブロック 等

お支払いできる場合

お支払事由の対象となる手術を受けられた場合

- ・虫垂炎(ちゅうすいえん)による虫垂切除術
- ・胃ガンによる根治術(胃の切除)
- ・交通事故による右大腿骨骨折の観血手術 等

ご契約(特約)により、約款上「対象となる手術及び手術給付割合表」を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、給付金をお支払いすることはできません。

手術給付金のお支払事由は、保険種類等により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

事例⑦ ガン診断給付金

お支払いできない場合

ガン給付責任開始期以後に初めて「肺ガン」と診断されガン診断給付金の支払いを受けた診断確定日から、1年経過した時点で、脳に転移したと診断され、ガンによる入院を開始したとき

ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年以内に再びガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ガン給付責任開始期以後に初めて「肺ガン」と診断されガン診断給付金の支払いを受けた診断確定日から、その日を含めて2年経過した日の翌日にガンにより継続入院中のとき

なお、ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなしてガン診断給付金をお支払いします。



給付金等をお支払いできない場合の

給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約(特約)内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

事例① ガン入院給付金(ガン給付責任開始期前の診断確定)

お支払いできない場合

ご契約後に胃痛があり、ガン給付責任開始期前に「胃ガン」と診断確定され、ガン給付責任開始期以後に入院を開始したとき



ガン入院給付金等は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものです。したがってガン給付責任開始期前に「ガン」と診断確定された場合には、お支払いすることはできません。

また、ガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、ご契約者および被保険者がその事実を知っていると知っていないにかかわらず、ご契約は無効となります。

お支払いできる場合

ご契約後に胃痛があり、ガン給付責任開始期以後に「胃ガン」と診断確定され、入院を開始したとき



事例② ガン入院給付金(告知義務違反による解除)

お支払いできない場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき。

ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、給付金等をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入されたが、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で入院されたとき。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、給付金等はお支払いします。

具体例(新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険)

次ページにもつづきます

事例③ ガン手術給付金(お支払対象とならない手術)

お支払いできない場合

お支払事由の対象とならない手術を受けられたとき

- ・大腸のポリープの摘出術
- ・検査を目的とした細胞の摘出術 等

ガンの治療を目的とした手術に該当しない場合には、給付金をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

お支払事由の対象となる手術を受けられたとき

- ・根治を目的とした臓器の摘出術
- ・50グレイ以上の放射線照射
- ・大腸ガンによる人工肛門造設術 等

ガン手術給付金のお支払いは、手術内容により異なる場合がありますので、具体的な事例につきましては、お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

事例④ <ガン保険の場合> ガン診断給付金

お支払いできない場合

ガン給付責任開始期以後に「肺ガン」で入院しガン診断給付金の支払いを受けた後、その入院の開始日から、1年経過した時点で、脳に転移したと診断され、ガンによる入院を開始したとき

ガン診断給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年以内に再びガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いすることはできません。

お支払いできる場合

ガン給付責任開始期以後に「肺ガン」で入院しガン診断給付金の支払いを受けた後、その入院の開始日から、その日を含めて2年経過した日の翌日にガンにより継続入院中のとき

なお、ガン診断給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始したものとみなしてガン診断給付金をお支払いします。



新ガン保険α・新ガン保険の場合は、新医療保険α・新医療保険と同様ですので、(99)ページ「事例⑦ ガン診断給付金」をご覧ください。

給付金等のお支払いについて

給付金等をお支払いできない場合の具体例(新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険)



給付金等をお支払いできない場合の具体例(新ガン保険α・新ガン保険・ガン保険)

事例⑤ 在宅療養給付金

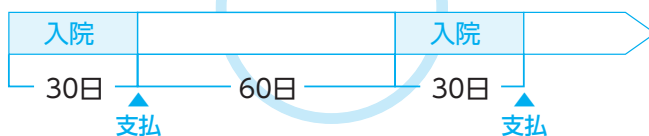
お支払いできない場合

肺ガンにて30日入院しガン入院給付金と在宅療養給付金の給付を受けた後、退院日から20日後に再び肺ガンにて30日入院したとき



お支払いできる場合

肺ガンにて30日入院しガン入院給付金と在宅療養給付金の給付を受けた後、退院日から60日後に再び肺ガンにて30日入院したとき



在宅療養給付金は20日以上継続したガン入院給付金の支払われる入院をし、生存して退院した場合にお支払いします。

ただし、在宅療養給付金の支払われた入院の退院日からその日を含めて30日以内に再入院した場合、その入院については在宅療養給付金はお支払対象外となります。

事例⑥ ガン死亡保険金

お支払いできない場合

胃ガンにて入院中、因果関係のない脳梗塞を発症しそれが原因で死亡したとき

お支払いできる場合

胃ガンにて入院中、胃ガンを原因とする多臓器不全にて死亡したとき

ガン死亡保険金は、ガンを直接の原因として死亡した場合にお支払いします。ガン以外の病気を原因として死亡した場合には、お支払いすることはできません。

なお、ガン死亡保障特約α・新ガン死亡保障特約の死亡給付金は、ガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき、お支払いします。

こんなときQ&A ①

給付金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター
携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386 (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・ プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(給付金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。
契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

インターネットホームページサービス (<https://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で保険金・給付金請求等のお申し出を行うことができます。(お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。)

また、給付金等の請求については、請求書類を**インターネットホームページから直接取り出す**ことができます。

入院給付金等のご請求手続き

お手元の保険証券をご覧ください、次の点をご確認ください。

このたび入院された方は、被保険者ご本人ですか?
配偶者の場合は、被保険者の範囲・特約の型(本人型・夫婦型)をご確認ください。

特定部位不支払(該当のご契約の場合、保険証券に記載されています)
によりお支払い対象外となる部位のご病気・おケガではありませんか?

病名について配慮が必要な場合は、ご請求いただく際に
当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。



死亡保険金一部支払サービス

葬儀費用等の緊急の資金としてご用立ていただくために、簡易なお手続きで、最高300万円までの死亡保険金を翌営業日にお振込みさせていただきます。

(お取扱いには所定の条件がありますのでご注意ください)

こんなときQ&A①

給付金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。

給付金等を請求するための提出書類一覧

診断書や公的書類等の取得費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

提出書類 項目	請求書	保険証券	受取人の印鑑証明書	被保険者の住民票	診断書 医師の死亡証明書・ 診断書	事故状況報告書等 証する書類	先進医療に要した費用の 支出を証明する書類	(室料差額の領収書等) 室料差額の支出を証する 書類
疾病入院給付金 三大疾病入院給付金 三大疾病手術給付金 三大疾病放射線治療給付金 女性疾病入院給付金 女性疾病手術給付金 女性疾病放射線治療給付金 手術給付金 放射線治療給付金 集中治療給付金 脳卒中入院一時金 退院給付金 介護給付金 ガン入院給付金 ガン診断給付金 ガン手術給付金 在宅療養給付金	●				●			
災害入院給付金	●				●	●		
先進医療給付金	●				●	●	○	
ガン先進医療給付金	●				●		○	
室料差額給付金 ガン室料差額給付金	●							○
回復支援給付金 回復支援年金	●	○	○		●			
死亡給付金 ガン死亡保険金 死亡保険金	●	○	○	○	●			
ガン高度障害保険金 高度障害保険金	●	○	○	○	●			
保険料の払込免除	●	○			●	●		

※●は当社所定の書類です。お客さまサービスセンターまでお申し出ください。

※当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

※給付金等を代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が請求する場合には、上記必要書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

ご契約後について



●保険料のお払込みが困難になられたとき……………	106
●保険料の払込猶予期間とご契約の失効について……………	108
●ご契約の復活について……………	109
●貸付制度のご利用について……………	110
●被保険者が死亡されたとき……………	111
●ご契約の見直しについて……………	112
●ご契約者・死亡給付金受取人の変更について……………	113
●保険料の払込方法について……………	114
●解約と解約返戻金について……………	115
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について……………	116
●被保険者によるご契約者への解除請求について……………	117
●管轄裁判所について……………	117
●税法上のお取扱いについて……………	118
●こんなときは、ただちにご連絡ください……………	121
●こんなときQ&A②……………	122

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約をご継続できる方法があります。

一時的に保険料の都合がつかないとき

■自動振替貸付(お立替え)

※ガン保険は「自動振替貸付(お立替え)」のお取扱いはありません。

●保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる自動振替貸付(お立替え)のお取扱いがあります。

●この場合、自動振替貸付金(お立替金)について当社所定の利率で利息をいただきます(複利計算)。
なお、この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、変更後の利率の適用は次のとおりとします。

ただし、利率は年8%をこえることはありません。

※利率については、当社ホームページを参照ください。

(1) 新たに自動振替貸付(お立替え)を行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

(2) すでに、自動振替貸付(お立替え)を行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、変更後の利率を適用します。

●上記の自動振替貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

[新医療保険α(低解約返戻金特則付)・新医療保険(低解約返戻金特則付)・新ガン保険α(低解約返戻金特則付)・新ガン保険(低解約返戻金特則付)に関するご注意]

保険期間を通じて、解約返戻金の水準が低くなっているため、ご契約後しばらくの間は自動振替貸付(お立替え)ができない場合や、回数が少ない場合があります。

注 自動振替貸付(お立替え)を希望されない場合は、当社お客さまサービスセンターへお申し出いただき、当社所定の書類をご提出ください。

自動振替貸付(お立替え)のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付(お立替え)の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

保険料の負担を軽くしたいとき

■給付金日額等の減額

- 給付金日額・保険金額等を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(当社所定の給付金日額等を下回る場合等はお取り扱いできません。)
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

[新医療保険α(低解約返戻金特則付)・新医療保険(低解約返戻金特則付)・新ガン保険α(低解約返戻金特則付)・新ガン保険(低解約返戻金特則付)に関するご注意]

給付金日額を減額される際にお受け取りになる解約返戻金は、保険期間を通じて低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となっています。

■特約の解約(ご契約に特約が付加されている場合)

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。
(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)
- 解約された特約に解約返戻金があればご契約者にお支払いします。

[新医療保険α(低解約返戻金特則付)・新医療保険(低解約返戻金特則付)・新ガン保険α(低解約返戻金特則付)・新ガン保険(低解約返戻金特則付)に関するご注意]

特約を解約される際にお受け取りになる解約返戻金は、保険期間を通じて低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となっています。



1. それぞれの方法のご利用には、当社所定の条件を満たす必要があります。
2. 途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に継続する「払済保険への変更」や「延長保険への変更」のお取扱いはありません。

保険料のお払込みが遅れますとご契約が失効となる場合があります。

保険料の払込猶予期間

●保険料払込期月中にご都合のつかない場合は、次の払込猶予期間内にお払込みください。

■月払契約のとき

払込期月の翌月初日から末日まで

■年払・半年払契約のとき

払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日）まで
ただし、払込期月の契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

注 保険料の払込方法（回数）を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

ご契約の失効

●払込猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

注 新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険はお払込みがないまま払込猶予期間が過ぎた場合でも、保険料の自動振替貸付（お立替え）を適用できる場合には、自動的に当社が保険料をお立替えして、ご契約を有効に継続させます。

万一ご契約が失効した場合でも、失効日からその日を含めて1年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお払込みいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。（ご契約によっては診査も必要です。）

注

1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。（当社が復活をお断りすることがあります。）
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、給付金等をお支払いできないことがあります。

復活を承諾した場合の責任開始期について

■新医療保険α、新医療保険の場合

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時（告知の前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任およびガン診断給付特約α・新ガン診断給付特約のガン診断給付金に関する保障を開始します。
- ご契約の締結の際のガン診断給付特約α・新ガン診断給付特約のガン診断給付金に関する保障の開始（ガン給付責任開始期）以前に復活が行われた場合には、ご契約締結の際のガン診断給付金に関する保障の開始（ガン給付責任開始期）からガン診断給付金に関する保障を開始します。

■新ガン保険α、新ガン保険、ガン保険の場合

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時（告知の前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の保障およびガンに関する保障を開始します。
- ご契約の締結の際のガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）以前に復活が行われた場合には、ご契約締結の際のガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）からガンに関する保障を開始します。

注

復活により責任開始期が変わるため、給付金等がお支払いできない場合があります。詳しくは(90)ページ「給付金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。

貸付制度のご利用について

■契約者貸付

※ガン保険は「契約者貸付」のお取扱いはありません。

- ご契約の解約返戻金のうち、当社所定の範囲内で、必要資金を貸付けします。この場合、契約者貸付金について当社所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

なお、この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、変更後の利率の適用は次のとおりとします。

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。

- 上記の貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

※利率については、当社ホームページを参照ください。

- 返済の方法等詳細については当社お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

[新医療保険α（低解約返戻金特則付）・新医療保険（低解約返戻金特則付）・新ガン保険α（低解約返戻金特則付）・新ガン保険（低解約返戻金特則付）に関するご注意]

保険期間を通じて、解約返戻金の水準が低くなっているため、ご利用いただける金額が少なくなります。

貸付制度のご利用について

契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が、解約返戻金をこえたときは、当社所定の金額をお払込みいただきます。なお、この旨の通知に記載されている期限日までに当社所定の金額が払い込まれなかった場合には、ご契約は、契約者貸付や保険料の自動振替貸付（お立替え）の元利金が解約返戻金をこえたときから効力を失います。

■新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険の場合

- 万一、被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。ただちに、当社お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 死亡給付金(解約返戻金相当額)をお支払いします。

なお、新ガン保険α・新ガン保険で、ガン死亡保障特約α・新ガン死亡保障特約が付加されている場合、被保険者がガンを直接の原因として死亡されたときはガン死亡保険金をお支払いします。ガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたときは死亡給付金(解約返戻金相当額)をお支払いします。

■ガン保険の場合

- 万一、主たる被保険者が死亡されたときは、ご契約は消滅します。ただちに、当社お客さまサービスセンターにご連絡ください。
 - ・解約返戻金はお支払いできません。
 - ・ご契約に死亡保障特約が付加されている場合は、死亡保険金をお支払いします。
 - ・ご契約にガン死亡保障特約が付加されており、主たる被保険者がガンを直接の原因として死亡されたときは、ガン死亡保険金をお支払いします。
- ご契約が夫婦型の場合には、配偶者を被保険者とする本人型の契約を新たに締結することができます(告知や医師の診査は不要です)。

注

1. 新たな保険契約の締結は、当社所定の範囲内でお取扱いします。
2. 新たに締結する保険契約の保険料は、改めて計算します。
3. 新たに締結するガン入院給付金日額は、消滅した保険契約における配偶者のガン入院給付金日額と同額以下とします。
4. 給付金のお支払いやガン給付責任開始期の取扱等については、新たに締結した保険契約と消滅した保険契約は継続した保険期間とみなします。

保障内容の拡充について

- 保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えることになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

注

1. 現在のご契約の種類や内容により、所定条件を満たすことが必要になります。
2. 改めて告知が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。
3. 先進医療関係特約（先進医療特約、先進医療特約 α 、先進医療特約（無解約返戻金型）、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約、ガン先進医療特約 α 、ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）等）は1被保険者につき1契約に付加できるお取扱いとなりますので、追加契約はできません。
4. 室料差額給付関係特約（室料差額給付特約 α 、一時払室料差額給付特約、ガン室料差額給付特約 α 等）は、1被保険者につき1契約に付加できるお取扱いとなりますので、追加契約はできません。

■特約の中途付加

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
- 中途付加した特約の保険料は、直前の年単位の契約応当日時点の年齢、中途付加時点の保険料率により計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。また、その際、直前の年単位の契約応当日から中途付加時までの責任準備金の差額のお支払いが必要となる場合があります。

注

1. それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. いずれの方法をご利用いただく場合も、改めて診査（または告知）が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず社員または代理店までお問い合わせください。

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

死亡給付金受取人の変更について

ご契約者は、死亡給付金受取人(ガン死亡保険金・死亡保険金受取人を含みます)を変更することができます。死亡給付金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出(通知)による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、死亡給付金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社にお申し出(通知)いただくことにより、死亡給付金受取人を変更することができます。

■遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は、死亡給付金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出(通知)ください。

注

いずれの場合も当社がお申し出(通知)を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

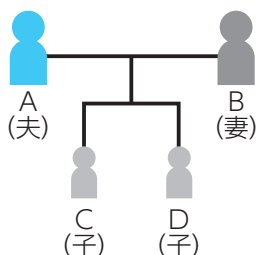
死亡給付金受取人が死亡された場合

死亡給付金受取人(ガン死亡保険金・死亡保険金受取人を含みます)が死亡されたときは、新しい死亡給付金受取人に変更していただきますので、当社お客さまサービスセンターにただちにご連絡ください。

- 死亡給付金受取人が亡くなられた時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。
※死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。

例)

ご契約者・被保険者 Aさん
死亡給付金受取人 Bさん



- Bさん(死亡給付金受取人)が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。

- その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、Cさん、Dさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

注

保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

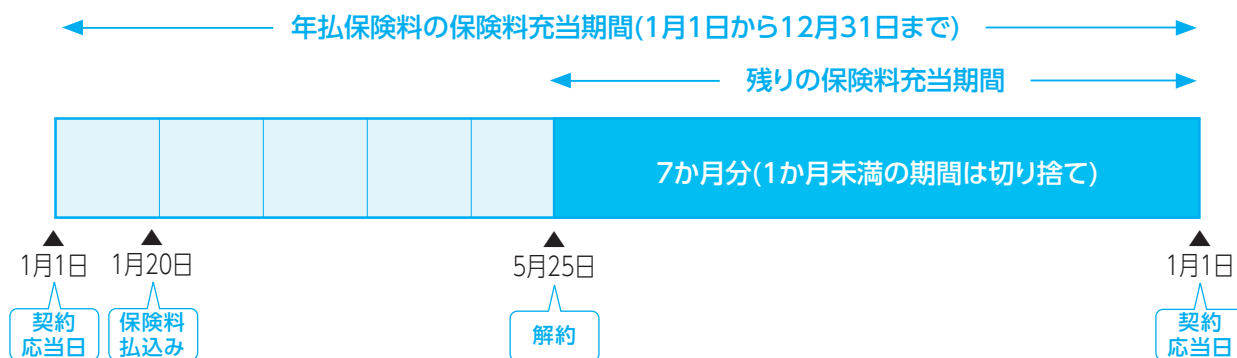
年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

- ご契約の消滅等(死亡・解約・減額等)により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があれば払い戻します。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額を払い戻します。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額を払い戻します。



- 注** 月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額の払い戻しはありません。

ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約返戻金があっても払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されますと、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられて**ご契約の解約をお考えでしたら、(106)ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」をお読みください。**

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がる場合があります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、当社お客さまサービスセンターへお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。
この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金はご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

[新医療保険α(低解約返戻金特則付)・新医療保険(低解約返戻金特則付)・新ガン保険α(低解約返戻金特則付)・新ガン保険(低解約返戻金特則付)に関するご注意]

解約返戻金は、保険期間を通じて、低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準になっています。

- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。



債権者等による解約についてと 受取人によるご契約の存続について

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

給付金・保険金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する給付金・保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 給付金・保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申し出いただくこと
(当社へのお申し出についても期間内に行う必要があります。)

被保険者によるご契約者への解除請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。（保険法第58条、第87条により適用）

- ①ご契約者または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた（未遂を含みます）とき
- ②給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があったとき
- ③その他、ご契約者または給付金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

管轄裁判所について

- 給付金・保険金または保険料の払込免除等のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社（同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。



税法上のお取り扱いについて (2023年10月現在)

税法上のお取り扱いについては、2023年10月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取り扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・申告者ご本人
- ・申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

生命保険料控除額について

■課税対象額から控除されます

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ40,000円(全体の適用限度額:120,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ28,000円(全体の適用限度額:70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律28,000円

注

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」…生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」…介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」…個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)を発行します。

・給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

・申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

・年払・半年払契約

9月末日までにお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。

・月払契約

口座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。



給付金等の税法上のお取扱いについて

●各給付金に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、給付金等には税金がかかりません。

●死亡給付金・ガン死亡保険金・死亡保険金への課税

ご契約者・被保険者と死亡給付金受取人・ガン死亡保険金受取人・死亡保険金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人・ガン死亡保険金受取人・死亡保険金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)
ご契約者・被保険者・死亡給付金受取人・ガン死亡保険金受取人・死亡保険金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税



死亡給付金受取人・ガン死亡保険金受取人・死亡保険金受取人はご契約後変更できますが、死亡給付金・ガン死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生後は変更できません。



こんなときは、ただちにご連絡ください

●次のようなときには、当社お客さまサービスセンター（TEL:0120-324-386）にご連絡ください。

契約内容の変更	・ 保険料の払込みが困難になった	＜しおり (106)＞
	・ 保険料の負担を軽くしたい	＜しおり (107)＞
	・ 現金が必要になり、契約者貸付を受けたい	＜しおり (110)＞
	・ 保障内容を大きくしたい	＜しおり (112)＞
	・ 途中から特約を付けたい	＜しおり (112)＞
	・ ご契約者・死亡給付金受取人を変えたい	＜しおり (113)＞
	・ 死亡給付金受取人が死亡した	＜しおり (113)＞
	・ 引っ越しして住所が変わった	
	・ 町名・番地が変わった	
	・ 法人契約で被保険者が退職した	
	・ ご契約者が死亡した	
	・ 姓が変わった	
	・ 名前を変えた	
	・ 法人契約で社名が変わった	
給付金等の請求	・ 給付金等を請求したい	＜しおり (80)＞
その他	・ 解約したい	＜しおり (115)＞
	・ 保険証券を紛失した	

【お願い】

- 契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
- 保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、大切に保管してください。

こんなときQ&A ②

給付金等請求、ご住所・お名前等の変更手続き、契約者貸付・解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さまサービスセンター
携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386 (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 ± 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・ プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者（給付金等請求の場合は受取人）さまご本人からご連絡ください。
契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

※「ご契約の見直しについて」の手続きは、社員または代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが
完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続き方法等のご相談を
承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・ 「保険証券を紛失してしまった」
- ・ 「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・ 「入院をしたが、給付金等請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容の
お問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・ 「商品内容をもう一度くわしく教えてほしい」
- ・ 「契約内容について改めて確認したい」
- ・ 「契約者貸付の可能額を知りたい」

インターネットで
請求についてのお申し出
を受け付けます



- 改姓 ● 保険料のお支払口座変更
- 死亡等の給付金・保険金請求 ● 入院等の給付金請求(※)
(※ 請求書類をインターネットホームページから直接取り出すことができます。)

便利なインターネット手続き

URL <https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第1条（責任開始期）の規定の場合

第1条

第1条（責任開始期）

第1項

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。

第2項

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。

〈第3項から第5項は記載省略〉

●この「前項」とは、「第1項」を指します。

第6項

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

第1号

(1) 会社名

第2号

(2) 保険契約者の氏名または名称

〈第3号以下は記載省略〉

新医療保険α普通保険約款

1. 会社の責任開始期	3	第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）	17
第1条（責任開始期）	3	第36条（保険契約者の変更）	17
2. 給付金の支払	4	10. 保険契約の解約	17
第2条（給付金の支払）	4	第37条（保険契約の解約）	17
第3条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の 場合の特例）	9	11. 契約者貸付	17
第4条（支払限度の型）	9	第38条（契約者貸付）	17
第5条（入院給付金の支払限度）	9	第39条（契約者貸付金の返済）	17
3. 保険料の払込免除	10	12. 解約返戻金	18
第6条（保険料の払込免除）	10	第40条（解約返戻金）	18
第7条（保険料の払込を免除しない場合）	10	13. 給付金の受取人による保険契約の存続	18
第8条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、 地震、噴火または津波の場合の特例）	10	第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）	18
4. 告知義務、保険契約の解除、無効および取消	10	14. 契約者配当	18
第9条（告知義務）	10	第42条（契約者配当）	18
第10条（告知義務違反による解除）	11	15. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者	18
第11条（保険契約を解除できない場合）	11	第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）	18
第12条（不法取得目的による無効）	11	16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	18
第13条（詐欺による取消）	11	第44条（年齢の計算）	18
5. 重大事由による解除	12	第45条（年齢および性別の誤りの処理）	19
第14条（重大事由による解除）	12	17. 請求手続	19
6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失 効	12	第46条（請求手続）	19
第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）	12	18. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場 所等	20
第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料 の取扱）	13	第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場 所等）	20
第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無 効）	13	19. 時効	21
第18条（第2回以後の保険料の払込）	13	第48条（時効）	21
第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	13	20. 被保険者の業務、転居および旅行	21
第20条（保険料の払込方法（経路））	14	第49条（被保険者の業務、転居および旅行）	21
第21条（保険料の前納および一括払）	14	21. 管轄裁判所	21
第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	14	第50条（管轄裁判所）	21
第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故 等と保険料の取扱）	15	22. 保険契約の更新	21
第24条（保険料の自動振替貸付）	15	第51条（保険契約の更新）	21
第25条（自動振替貸付金の返済）	15	23. 特別条件特約を付加した場合の取扱	22
第26条（保険料の自動振替貸付の取消）	15	第52条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	22
第27条（保険契約の失効）	15	24. 特別取扱	22
7. 保険契約の復活	16	第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場 合の取扱）	22
第28条（保険契約の復活）	16	第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む 場合の取扱）	22
8. 保険契約者の住所の変更	16	25. 低解約返戻金特則	22
第29条（保険契約者の住所の変更）	16	第55条（低解約返戻金特則の付加）	22
9. 契約内容の変更	16	第56条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	23
第30条（入院給付金日額の減額）	16	第57条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返 戻金）	23
第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）	16	第58条（低解約返戻金特則の解約）	23
第32条（保険料払込方法（回数）の変更）	16	26. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更	23
第33条（入院手術給付金受取人の変更）	16	第59条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更）	23
第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）	17	27. 契約日指定に関する特則	23

第60条（特則の付加）	23
第61条（特則を付加した場合の取扱）	23
第62条（特則の解約）	24
別表 1 請求書類	25
別表 2 対象となる高度障害状態	26
別表 3 対象となる身体障害の状態	26
備考（別表 2、別表 3）	27
別表 4 対象となる不慮の事故	28
別表 5 病院または診療所	29
別表 6 入院	29
別表 7 対象となる三大疾病	30
別表 8 異常分娩	31
別表 9 公的医療保険制度	31
別表10 医科診療報酬点数表	31
別表11 歯科診療報酬点数表	31
別表12 先進医療	31
別表13 集中治療室管理	31
備考	31

新医療保険α普通保険約款

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下同じ。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 入院手術給付金受取人および死亡給付金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の給付金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額および支払限度の型
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

2. 給付金の支払

第2条（給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
災害入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表6に定める入院であること (2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考4に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること (4) 別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) 同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が1日以上（備考1に定めるところによります。以下同じ。）あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 入院給付金 日額の5倍 相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
疾病入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする別表6に定める入院であること ① 疾病（別表8に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故以外の外因による傷害 ③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。） (2) 前号①から③までのいずれかの治療を目的とした入院であること (3) 別表5に定める病院または診療所における入院であること (4) 保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 入院給付金 日額の5倍 相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（備考3に定めるところによります。以下同じ。） (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
手術給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 治療を目的とした手術（備考5に定めるところによります。）であること (3) 次のいずれかの手術であること ① 公的医療保険制度（別表9に定めるところによります。以下同じ。）における医科診療報酬点数表（別表10に定めるところによります。以下同じ。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表（別表11に定めるところによります。以下同じ。）に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。）。ただし、次に定めるものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（別表12に定めるところによります。以下同じ。）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。） (4) 別表5に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 (1) 入院中に受けた手術の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 10$ (2) 入院中以外に受けた手術の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 5$	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
放射線治療給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす放射線治療を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする放射線治療であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 治療を目的とした放射線治療であること (3) 次のいずれかの放射線治療であること ① 医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を含みます。） ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (4) 別表5に定める病院または診療所において受けた放射線治療であること	放射線治療1回につき、 〔 入院 〕 給付金日額 × 10	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより放射線治療を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
集中治療給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす集中治療室管理を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする集中治療室管理（別表13に定めるところによります。以下同じ。）であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けた集中治療室管理であること (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により次のいずれかの算定対象となる診療行為であること ① 救命救急入院料 ② 特定集中治療室管理料 ③ 小児特定集中治療室管理料 ④ 新生児特定集中治療室管理料 ⑤ 総合周産期特定集中治療室管理料	〔 入院 〕 給付金日額 × 20	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより集中治療室管理を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意。 ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院が保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の入院を保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に第1項に定める手術、放射線治療または集中治療室管理を受けても、手術給付金、放射線治療給付金または集中治療給付金は支払いません。
3. 同一の不慮の事故を直接の原因として、第1項の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
4. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
 - (2) 前号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、主たる不慮の事故および異なる不慮の事故による入院を通じて支払われる災害入院給付金については、第1項の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
 - ① 災害入院給付金の支払金額
 - ア. 入院日数（災害入院給付金が支払われるそれぞれの入院日数を合計した日数をいいます。以下本号において同じ。）が5日以内の場合
入院給付金日額の5倍相当額
 - イ. 入院日数が6日以上の場合
入院給付金日額×入院日数
 - ② 災害入院給付金の支払日数
 - ア. 主たる不慮の事故による入院開始の日から起算して5日目までの入院について
主たる不慮の事故による災害入院給付金の支払日数を5日とします。ただし、主たる不慮の事故による入院開始の日から2日目以後に異なる不慮の事故による災害入院給付金が支払われる入院に該当しているときは、その入院日数を差し引くこととし、その差し引いた日数は異なる不慮の事故による災害入院給付金に対する支払日数とします。
 - イ. 主たる不慮の事故による入院開始の日から起算して6日目以後の入院について
災害入院給付金が支払われるそれぞれの支払日数とします。
5. 同一の疾病（この疾病と因果関係がある疾病を含め、備考2に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とみなします。
6. 第1項の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始時に併発していた異なる疾病または入院中に併発した異なる疾病が三大疾病（別表7に定めるところによります。以下同じ。）の場合、第5条（入院給付金の支払限度）の通算支払日数の計算に際しては、その三大疾病の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（その

三大疾病のみによっても入院する必要があるものに限り、三大疾病を直接の原因とする入院として取り扱います。

7. 第1項の疾病入院給付金の支払事由が生じたときでも、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。この場合、災害入院給付金が支払われる入院と疾病入院給付金が支払われる入院を通じて支払われる入院給付金については、第1項の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
- (1) 入院給付金の支払金額
- ① 入院日数（入院給付金が支払われるそれぞれの入院日数を合計した日数をいいます。以下本号において同じ。）が5日以内の場合
入院給付金日額の5倍相当額
 - ② 入院日数が6日以上の場合
入院給付金日額×入院日数
- (2) 入院給付金の支払日数
- ① 入院開始の日から起算して5日目までの入院について
入院開始の日を支払われる入院給付金の支払日数を5日とします。ただし、入院開始の日から2日目以後に他の入院給付金が支払われる入院に該当しているときは、その入院日数を差し引くこととし、その差し引いた日数は他の入院給付金に対する支払日数とします。
 - ② 入院開始の日から起算して6日目以後の入院について
入院給付金が支払われるそれぞれの支払日数とします。
8. 手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
- (1) 被保険者が手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、手術給付金の支払事由にかかわらず、当該手術に対して手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、手術給付金を支払いません。
9. 放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
- (1) 被保険者が放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、放射線治療給付金の支払事由にかかわらず、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
10. 集中治療給付金は、継続した1回の入院に対して1回の支払を限度とします。
11. 第5条（入院給付金の支払限度）に定める支払限度に達したことにより、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われない入院中に受けた集中治療室管理は、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けたものとみなして取り扱います。
12. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として責任開始期以後に入院または手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術、放射線治療もしくは集中治療室管理であるとき
 - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - (3) 原因となった疾病または傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
13. 入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
- (1) 災害入院給付金および疾病入院給付金については、入院中の各日現在の入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (2) 手術給付金については、手術を受けた日現在の入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (3) 放射線治療給付金については、放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
 - (4) 集中治療給付金については、集中治療室管理を開始した日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。

14. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
15. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことにより死亡給付金が支払われない場合には、会社は、解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
16. 入院手術給付金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者を入院手術給付金受取人とすることができます。
17. 入院手術給付金受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

第3条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院または手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受けた場合に、これらの事由により入院または手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金または集中治療給付金（以下「入院手術給付金」といいます。）の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第4条（支払限度の型）

1. この保険契約における支払限度の型は、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 30日型
 - (2) 60日型
 - (3) 120日型
 - (4) 180日型
 - (5) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第5条（入院給付金の支払限度）

1. 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、それぞれ次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。以下本項において同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院の支払日数	通算支払日数
30日型	災害入院給付金	30日	支払限度の型にかかわらず、 (1) 災害入院給付金 その支払日数を通算して1095日を限度とします。 (2) 疾病入院給付金 ① 三大疾病を直接の原因とする入院の場合 通算支払日数の限度はありません。 ② 前①以外を原因とする入院の場合 その支払日数を通算して1095日を限度とします。
	疾病入院給付金	30日	
60日型	災害入院給付金	60日	
	疾病入院給付金	60日	
120日型	災害入院給付金	120日	
	疾病入院給付金	120日	
180日型	災害入院給付金	180日	
	疾病入院給付金	180日	
1095日型	災害入院給付金	1095日	
	疾病入院給付金	1095日	

2. 入院日数が5日以内の災害入院給付金または三大疾病以外の疾病を直接の原因とする疾病入院給付金を支払うことにより災害入院給付金または三大疾病以外の疾病を直接の原因とする疾病入院給付金の通算支払日数が1095日をこえるときは、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、入院給付金日額に、1095日からその入院開始日の前日の通算支払日数を差し引いた日数を乗じた金額を支払います。

3. 保険料の払込免除

第6条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に高度障害状態もしくは身体障害の状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 入院給付金日額の減額
 - (2) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第7条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第8条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

4. 告知義務、保険契約の解除、無効および取消

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示

された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、入院手術給付金受取人の代理人が入院手術給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除することができます。

第12条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第13条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合には、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、入院手術給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院手術給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金受取人のみであり、かつ、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に入院手術給付金または死亡給付金を支払っていたときは、入院手術給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、入院手術給付金受取人の代理人が入院手術給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日か

ら、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

- (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) 入院給付金日額が減額されたとき

第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項において、会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引くことができる場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第18条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第20条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 入院給付金日額が減額されたとき

第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。

- (1) 給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
3. 前項第1号において、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第20条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第21条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6

- 月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第24条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第38条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第25条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、自動振替貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) 入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

第26条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から保険契約の解約の請求があったとき（給付金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第27条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険

契約者はその解約返戻金を請求することができます。

7. 保険契約の復活

第28条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。

8. 保険契約者の住所の変更

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

9. 契約内容の変更

第30条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社が入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - (1) 保険期間が短縮されるとき
 - (2) 保険料払込期間のみが延長されるとき
 - (3) 前2号のほか、この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約のいずれかが、会社の定める保険期間または保険料払込期間の変更に該当するとき
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第33条（入院手術給付金受取人の変更）

1. 入院手術給付金受取人が保険契約者の場合において、死亡給付金受取人の変更または保険契約者の変更が行

- われたときは、入院手術給付金受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、入院手術給付金受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
 3. 前項および第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）第1項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社に変更前の入院手術給付金受取人に給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の入院手術給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 4. 入院手術給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡給付金受取人になった者のうち生存している他の死亡給付金受取人をそれぞれの受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡給付金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

10. 保険契約の解約

第37条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

11. 契約者貸付

第38条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金（既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第39条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、契約者貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて

計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。

- (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
- (2) 入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
- (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
- (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

12. 解約返戻金

第40条（解約返戻金）

1. この保険契約の解約返戻金は、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金および集中治療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

13. 給付金の受取人による保険契約の存続

第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社へ到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社へその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社へ到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

14. 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

15. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者

第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第44条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第45条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外のとときは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

17. 請求手続**第46条（請求手続）**

1. 給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、入院手術給付金受取人が入院手術給付金を請求できないときまたは被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、次の者が入院手術給付金受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として入院手術給付金または保険料の払込免除の請求をすることができます。ただし、入院手術給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、入院手術給付金受取人または保険契約者のために入院手術給付金または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①に掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。
 - ① 死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
5. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意により入院手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱を受けることができません。
6. 第4項の規定により、代理請求人が入院手術給付金または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。

7. 第4項および第6項の規定により、入院手術給付金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその入院手術給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第4項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
9. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

18. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

19. 時効

第48条（時効）

給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第49条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 保険契約の更新

第51条（保険契約の更新）

1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
 - (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
 - (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 保険期間
更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。
 - (2) 保険料払込期間
更新後の保険契約の保険期間と同一とします。
 - (3) 入院給付金日額
更新前の保険契約の入院給付金日額と同額とします。
 - (4) 保険料
更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
 - (5) 保険期間の継続の取扱
第2条（給付金の支払）、第5条（入院給付金の支払限度）、第6条（保険料の払込免除）および第11条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
 - (6) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (7) 第1回保険料の払込
 - ① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項および第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。
 - ② 前①に定める猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 - (8) 適用する普通保険約款および保険料率
更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
 - (9) 保険証券
新たに保険証券を発行します。
3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険

契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

23. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第52条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの保険契約に適用する場合、第2条（給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額（この保険契約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの保険契約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術、放射線治療または集中治療室管理に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金および集中治療給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院または集中治療室管理を受けていた場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院または集中治療室管理に対して災害入院給付金、疾病入院給付金または集中治療給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院または集中治療室管理に対して疾病入院給付金または集中治療給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院するまたは集中治療室管理を受ける必要がある場合に限ります。

24. 特別取扱

第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

25. 低解約返戻金特則

第55条（低解約返戻金特則の付加）

低解約返戻金特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、この保険契約に付加して締結します。

第56条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. 低解約返戻金特則において、「低解約返戻金期間」および「低解約返戻金割合」とは、解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をいいます。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合については、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定するものとし、保険証券に表示します。
3. 前項により指定された低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第57条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）

1. 低解約返戻金特則が付加された場合、低解約返戻金期間における解約返戻金は、第40条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。
 - (1) 死亡給付金の支払および第2条（給付金の支払）第15項の規定による解約返戻金の支払
被保険者が死亡した日
 - (2) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が到達した日
 - (3) 保険料の自動振替貸付
猶予期間満了日の翌日
 - (4) 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
 - (5) 入院給付金日額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (6) 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (7) 契約者貸付
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日
 - (8) 第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日

第58条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

26. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更**第59条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）**

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の手術給付金、放射線治療給付金および集中治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この普通保険約款の手術給付金、放射線治療給付金および集中治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この普通保険約款の手術給付金、放射線治療給付金および集中治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

27. 契約日指定に関する特則**第60条（特則の付加）**

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第61条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第62条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
入院手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 入院したことまたは手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受けたことを証する書類 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（災害入院給付金を請求する場合に限ります。）	第2条
死亡給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡給付金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第2条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（身体障害の状態に該当した場合に限ります。）	第6条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第14条、 第27条、第30条、 第37条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第28条
入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第31条
入院手術給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第34条
遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第35条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第36条

項 目	提 出 書 類	該当条文
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第38条
給付金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第41条
入院手術給付金および 保険料の払込免除の代 理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (9) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (10) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第46条
指定代理請求人の変更 および解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の住民票	第46条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

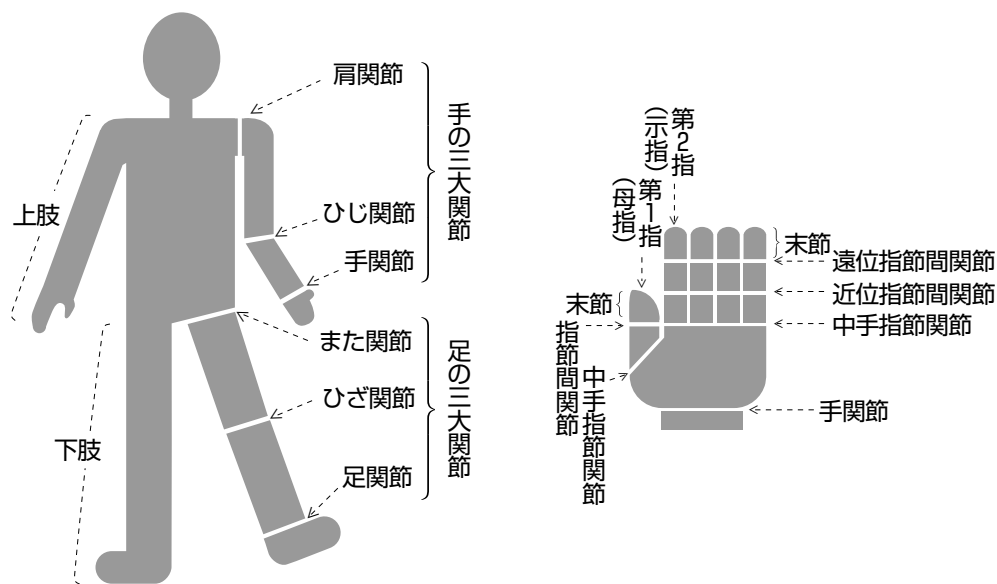
別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
 - a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。また、手術給付金または放射線治療給付金の支払事由の適用に際しては、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表7 対象となる三大疾病

1. 対象となる三大疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

三大疾病の種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	上皮内新生物	D 00～D 09
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作および関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表8 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

別表9 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表10 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表11 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表12 先進医療

「先進医療」とは、別表9の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

ただし、手術または放射線治療を受けた日現在別表9の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている手術または放射線治療は除きます。

別表13 集中治療室管理

「集中治療室管理」とは、厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、別表6に該当する入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合などで、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

2. 同一の疾病

医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

4. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいた疾病または傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

5. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

6. 心疾患および脳血管疾患

妊娠、分娩および産じょくの合併症を原因とする場合には、対象となる三大疾病の「心疾患」および「脳血管疾患」には該当しません。

新医療保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期	35	第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）	47
第1条（責任開始期）	35	第36条（保険契約者の変更）	47
2. 給付金の支払	36	10. 保険契約の解約	47
第2条（給付金の支払）	36	第37条（保険契約の解約）	47
第3条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の 場合の特例）	39	11. 契約者貸付	47
第4条（支払限度の型）	39	第38条（契約者貸付）	47
第5条（入院給付金の支払限度）	39	第39条（契約者貸付金の返済）	47
3. 保険料の払込免除	39	12. 解約返戻金	48
第6条（保険料の払込免除）	39	第40条（解約返戻金）	48
第7条（保険料の払込を免除しない場合）	40	13. 給付金の受取人による保険契約の存続	48
第8条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、 地震、噴火または津波の場合の特例）	40	第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）	48
4. 告知義務、保険契約の解除、無効および取消	40	14. 契約者配当	48
第9条（告知義務）	40	第42条（契約者配当）	48
第10条（告知義務違反による解除）	41	15. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者	48
第11条（保険契約を解除できない場合）	41	第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）	48
第12条（不法取得目的による無効）	41	16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	48
第13条（詐欺による取消）	41	第44条（年齢の計算）	48
5. 重大事由による解除	42	第45条（年齢および性別の誤りの処理）	49
第14条（重大事由による解除）	42	17. 請求手続	49
6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれな いことによる保険契約の無効・保険契約の失 効	42	第46条（請求手続）	49
第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）	42	18. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場 所等	50
第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料 の取扱）	43	第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場 所等）	50
第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無 効）	43	19. 時効	51
第18条（第2回以後の保険料の払込）	43	第48条（時効）	51
第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	43	20. 被保険者の業務、転居および旅行	51
第20条（保険料の払込方法（経路））	44	第49条（被保険者の業務、転居および旅行）	51
第21条（保険料の前納および一括払）	44	21. 管轄裁判所	51
第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	44	第50条（管轄裁判所）	51
第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故 等と保険料の取扱）	45	22. 保険契約の更新	51
第24条（保険料の自動振替貸付）	45	第51条（保険契約の更新）	51
第25条（自動振替貸付金の返済）	45	23. 特別条件特約を付加した場合の取扱	52
第26条（保険料の自動振替貸付の取消）	45	第52条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	52
第27条（保険契約の失効）	45	24. 特別取扱	52
7. 保険契約の復活	46	第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場 合の取扱）	52
第28条（保険契約の復活）	46	第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む 場合の取扱）	52
8. 保険契約者の住所の変更	46	第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取 扱）	52
第29条（保険契約者の住所の変更）	46	第56条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付 加されている場合の取扱）	53
9. 契約内容の変更	46	25. 低解約返戻金特則	53
第30条（入院給付金日額の減額）	46	第57条（低解約返戻金特則の付加）	53
第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）	46	第58条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	53
第32条（保険料払込方法（回数）の変更）	46	第59条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返 戻金）	53
第33条（入院手術給付金受取人の変更）	47	第60条（低解約返戻金特則の解約）	54
第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）	47	26. 死亡給付金不担保特則	54

第61条（死亡給付金不担保特則の付加）	54
第62条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	54
第63条（被保険者が死亡した場合）	55
第64条（死亡給付金不担保特則の解約）	55
27. 契約日指定に関する特則	55
第65条（特則の付加）	55
第66条（特則を付加した場合の取扱）	55
第67条（特則の解約）	55
別表 1 請求書類	56
別表 2 対象となる高度障害状態	57
別表 3 対象となる身体障害の状態	57
備考（別表 2、別表 3）	58
別表 4 対象となる不慮の事故	59
別表 5 病院または診療所	60
別表 6 入院	60
別表 7 対象となる手術および手術給付割合表	61
別表 8 対象となる三大疾病	63
別表 9 異常分娩	64
備考	64

1. 会社の責任開始期**第1条（責任開始期）**

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 入院手術給付金受取人および死亡給付金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の給付金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) 入院給付金日額および支払限度の型
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

2. 給付金の支払

第2条（給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
災害入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表6に定める入院であること (2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考4に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること (4) 別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) 同一の不慮の事故による保険期間中の入院日数が1日以上（備考1に定めるところによります。以下同じ。）あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
疾病入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする別表6に定める入院であること ① 疾病（別表9に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故以外の外因による傷害 ③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。） (2) 前号①から③までのいずれかの治療を目的とした入院であること (3) 別表5に定める病院または診療所における入院であること (4) 保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより入院したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（備考3に定めるところによります。以下同じ。） (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
手術給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 治療を目的とした手術（備考5に定めるところによります。）であること (3) 別表7の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 別表5に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 〔 入院 給付金日額 〕 × 〔 手術給付 割合表に 定める倍率 〕	入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院が保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院を保険期間中の入院とみなします。ただし、その継続入院中に別表7に定める種類の手術を受けても、手術給付金は支払いません。
3. 同一の不慮の事故を直接の原因として、第1項の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
4. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
 - (2) 前号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、主たる不慮の事故および異なる不慮の事故による入院を通じて支払われる災害入院給付金については、第1項の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
 - ① 災害入院給付金の支払金額

ア. 入院日数（災害入院給付金が支払われるそれぞれの入院日数を合計した日数をいいます。以下本号において同じ。）が5日以内の場合

- 入院給付金日額の5倍相当額
- イ. 入院日数が6日以上の場合
入院給付金日額×入院日数
- ② 災害入院給付金の支払日数
- ア. 主たる不慮の事故による入院開始の日から起算して5日目までの入院について
主たる不慮の事故による災害入院給付金の支払日数を5日とします。ただし、主たる不慮の事故による入院開始の日から2日目以後に異なる不慮の事故による災害入院給付金が支払われる入院に該当しているときは、その入院日数を差し引くこととし、その差し引いた日数は異なる不慮の事故による災害入院給付金に対する支払日数とします。
- イ. 主たる不慮の事故による入院開始の日から起算して6日目以後の入院について
災害入院給付金が支払われるそれぞれの支払日数とします。
5. 同一の疾病（この疾病と因果関係がある疾病を含め、備考2に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とみなします。
6. 第1項の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる疾病を併発していたときまたは入院中に異なる疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始時に併発していた異なる疾病または入院中に併発した異なる疾病が三大疾病（別表8に定めるところによります。以下同じ。）の場合、第5条（入院給付金の支払限度）の通算支払日数の計算に際しては、その三大疾病の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（その三大疾病のみによっても入院する必要があるものに限ります。）は、三大疾病を直接の原因とする入院として取り扱います。
7. 第1項の疾病入院給付金の支払事由が生じたときでも、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。この場合、災害入院給付金が支払われる入院と疾病入院給付金が支払われる入院を通じて支払われる入院給付金については、第1項の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
- (1) 入院給付金の支払金額
- ① 入院日数（入院給付金が支払われるそれぞれの入院日数を合計した日数をいいます。以下本号において同じ。）が5日以内の場合
入院給付金日額の5倍相当額
- ② 入院日数が6日以上の場合
入院給付金日額×入院日数
- (2) 入院給付金の支払日数
- ① 入院開始の日から起算して5日目までの入院について
入院開始の日に支払われる入院給付金の支払日数を5日とします。ただし、入院開始の日から2日目以後に他の入院給付金が支払われる入院に該当しているときは、その入院日数を差し引くこととし、その差し引いた日数は他の入院給付金に対する支払日数とします。
- ② 入院開始の日から起算して6日目以後の入院について
入院給付金が支払われるそれぞれの支払日数とします。
8. 被保険者が別表7の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けたときは、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
9. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として責任開始期以後に入院しまたは手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術であるとき
- (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
- (3) 原因となった疾病または傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
10. 入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
- (1) 災害入院給付金および疾病入院給付金については、入院中の各日現在の入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の入院給付金日額）にもとづいて計算します。
- (2) 手術給付金については、手術を受けた日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
11. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

12. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことにより死亡給付金が支払われない場合には、会社は、解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
13. 入院手術給付金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者を入院手術給付金受取人とすることができます。
14. 入院手術給付金受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

第3条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院または手術を受けた場合に、これらの事由により入院または手術を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金、疾病入院給付金または手術給付金（以下「入院手術給付金」といいます。）の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第4条（支払限度の型）

1. この保険契約における支払限度の型は、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。
 - (1) 30日型
 - (2) 60日型
 - (3) 120日型
 - (4) 180日型
 - (5) 1095日型
2. 前項により指定された支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第5条（入院給付金の支払限度）

1. 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、それぞれ次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。以下本項において同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院の支払日数	通算支払日数
30日型	災害入院給付金	30日	支払限度の型にかかわらず、 (1) 災害入院給付金 その支払日数を通算して1095日を限度とします。 (2) 疾病入院給付金 ① 三大疾病を直接の原因とする入院の場合 通算支払日数の限度はありません。 ② 前①以外を原因とする入院の場合 その支払日数を通算して1095日を限度とします。
	疾病入院給付金	30日	
60日型	災害入院給付金	60日	
	疾病入院給付金	60日	
120日型	災害入院給付金	120日	
	疾病入院給付金	120日	
180日型	災害入院給付金	180日	
	疾病入院給付金	180日	
1095日型	災害入院給付金	1095日	
	疾病入院給付金	1095日	

2. 入院日数が5日以内の災害入院給付金または三大疾病以外の疾病を直接の原因とする疾病入院給付金を支払うことにより災害入院給付金または三大疾病以外の疾病を直接の原因とする疾病入院給付金の通算支払日数が1095日をこえるときは、第2条（給付金の支払）の規定にかかわらず、入院給付金日額に、1095日からその入院開始日の前日の通算支払日数を差し引いた日数を乗じた金額を支払います。

3. 保険料の払込免除

第6条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日ま

でに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。

- (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま
- (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わる
2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に高度障害状態もしくは身体障害の状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 入院給付金日額の減額
 - (2) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第7条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第8条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

4. 告知義務、保険契約の解除、無効および取消

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）や、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、入院手術給付金受取人の代理人が入院手術給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

第12条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第13条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合には、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

5. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、入院手術給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院手術給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金受取人のみであり、かつ、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に入院手術給付金または死亡給付金を支払っていたときは、入院手術給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、入院手術給付金受取人の代理人が入院手術給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日か

ら、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

- (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) 入院給付金日額が減額されたとき

第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項において、会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引くことができる場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第18条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第20条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 入院給付金日額が減額されたとき

第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。

- (1) 給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
3. 前項第1号において、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第20条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第21条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6

- 月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第24条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第38条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第25条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、自動振替貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) 入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

第26条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から保険契約の解約の請求があったとき（給付金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第27条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険

契約者はその解約返戻金を請求することができます。

7. 保険契約の復活

第28条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。

8. 保険契約者の住所の変更

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

9. 契約内容の変更

第30条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社が入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) 入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - (1) 保険期間が短縮されるとき
 - (2) 保険料払込期間のみが延長されるとき
 - (3) 前2号のほか、この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約のいずれかが、会社の定める保険期間または保険料払込期間の変更に該当するとき
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第33条（入院手術給付金受取人の変更）

1. 入院手術給付金受取人が保険契約者の場合において、死亡給付金受取人の変更または保険契約者の変更が行われたときは、入院手術給付金受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、入院手術給付金受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
3. 前項および第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）第1項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社に変更前の入院手術給付金受取人に給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の入院手術給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 入院手術給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡給付金受取人になった者のうち生存している他の死亡給付金受取人をそれぞれの受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡給付金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

10. 保険契約の解約**第37条（保険契約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

11. 契約者貸付**第38条（契約者貸付）**

1. 保険契約者は、解約返戻金（既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第39条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、契約者貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) 入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

12. 解約返戻金

第40条（解約返戻金）

1. この保険契約の解約返戻金は、災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

13. 給付金の受取人による保険契約の存続

第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

14. 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

15. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者

第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

16. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第44条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第45条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外の場合は、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

17. 請求手続**第46条（請求手続）**

1. 給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、入院手術給付金受取人が入院手術給付金を請求できないときまたは被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、次の者が入院手術給付金受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として入院手術給付金または保険料の払込免除の請求をすることができます。ただし、入院手術給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、入院手術給付金受取人または保険契約者のために入院手術給付金または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①に掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とし、ます。
 - ① 死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
5. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意により入院手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。
6. 第4項の規定により、代理請求人が入院手術給付金または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事

情を示す書類および別表 1 に定める書類を提出してください。

7. 第 4 項および第 6 項の規定により、入院手術給付金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその入院手術給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 保険契約者またはその承継人は、別表 1 に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第 4 項第 1 号に定める範囲内の者であることを要します。
9. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

18. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて 60 日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第 2 条に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前 2 号に定める事項、第 14 条（重大事由による解除）第 1 項第 4 号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2 項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第 1 項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90 日
 - (2) 前項第 2 号から第 4 号までに定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120 日
 - (3) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120 日
 - (4) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査 90 日
4. 前 2 項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
5. 第 2 項または第 3 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

19. 時効

第48条（時効）

給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第49条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者としします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 保険契約の更新

第51条（保険契約の更新）

1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
 - (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
 - (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 保険期間
更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。
 - (2) 保険料払込期間
更新後の保険契約の保険期間と同一とします。
 - (3) 入院給付金日額
更新前の保険契約の入院給付金日額と同額とします。
 - (4) 保険料
更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
 - (5) 保険期間の継続の取扱
第2条（給付金の支払）、第5条（入院給付金の支払限度）、第6条（保険料の払込免除）および第11条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
 - (6) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (7) 第1回保険料の払込
 - ① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項および第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。
 - ② 前①に定める猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
 - (8) 適用する普通保険約款および保険料率
更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
 - (9) 保険証券
新たに保険証券を発行します。
3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険

契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

23. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第52条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの保険契約に適用する場合、第2条（給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額（この保険契約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの保険契約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院または手術に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りします。

24. 特別取扱

第53条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等）をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。

- (2) 第1条（責任開始期）第3項および第4項、第6条（保険料の払込免除）、第7条（保険料の払込を免除しない場合）、第8条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第18条（第2回以後の保険料の払込）、第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）、第21条（保険料の前納および一括払）、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第24条（保険料の自動振替貸付）、第25条（自動振替貸付金の返済）、第26条（保険料の自動振替貸付の取消）、第27条（保険契約の失効）、第32条（保険料払込方法（回数）の変更）ならびに第51条（保険契約の更新）の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第56条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第66条（特則を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。
- (3) 第54条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

25. 低解約返戻金特則

第57条（低解約返戻金特則の付加）

低解約返戻金特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申し出により、この保険契約に付加して締結します。

第58条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. 低解約返戻金特則において、「低解約返戻金期間」および「低解約返戻金割合」とは、解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をいいます。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合については、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定するものとし、保険証券に表示します。
3. 前項により指定された低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第59条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）

1. 低解約返戻金特則が付加された場合、第40条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間における解約返戻金は、次のとおりとします。
- (1) 低解約返戻金割合を0%と指定した場合
解約返戻金はありません。なお、この場合、保険料の自動振替貸付および契約者貸付の取扱は行いません。
- (2) 低解約返戻金割合を0%以外の100%より小さい割合で指定した場合
第40条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。

2. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。

- (1) 死亡給付金の支払および第2条（給付金の支払）第12項の規定による解約返戻金の支払
被保険者が死亡した日
- (2) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が到達した日
- (3) 保険料の自動振替貸付
猶予期間満了日の翌日
- (4) 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
- (5) 入院給付金日額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
- (6) 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
- (7) 契約者貸付
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日
- (8) 第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日

第60条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

26. 死亡給付金不担保特則

第61条（死亡給付金不担保特則の付加）

死亡給付金不担保特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申し出により、この保険契約に付加して締結します。

第62条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

前条の規定により、死亡給付金不担保特則を付加した保険契約については、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第2条（給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第2条（給付金の支払）第13項および第33条（入院手術給付金受取人の変更）第2項の適用に際しては、「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が法人の場合」と読み替えます。
- (3) 次の規定については適用しません。
 - ① 第2条（給付金の支払）第11項および第12項
 - ② 第24条（保険料の自動振替貸付）
 - ③ 第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）第1項ただし書き
 - ④ 第38条（契約者貸付）
- (4) 前号の規定にかかわらず、この特則と低解約返戻金特則が同時に付加されているときは、前号③の規定は適用されるものとします。
- (5) 第40条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第40条（解約返戻金）

1. この保険契約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

- (1) 保険料払込中の保険契約

保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。

- (2) 前号以外の保険契約

経過年月数により計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

第63条（被保険者が死亡した場合）

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。この場合、保険契約者（保険契約者および被保険者が同一人の場合はその法定相続人）はただちに会社に通知してください。
2. 前項の場合、責任準備金、解約返戻金およびその他の返戻金の支払はありません。

第64条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

27. 契約日指定に関する特則**第65条（特則の付加）**

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第66条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第67条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
入院手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（災害入院給付金を請求する場合に限ります。）	第2条
死亡給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡給付金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第2条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（身体障害の状態に該当した場合に限ります。）	第6条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、死亡給付金不担保特則が付加されている保険契約の場合に限ります。また、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第10条、第14条、 第27条、第30条、 第37条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第28条
入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第31条
入院手術給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第34条
遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第35条

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第36条
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第38条
給付金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第41条
入院手術給付金および 保険料の払込免除の代 理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (9) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (10) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第46条
指定代理請求人の変更 および解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の住民票	第46条
被保険者の死亡による 保険契約の消滅	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の住民票	第63条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの

3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1 上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1 下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1 上肢の用または1 上肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1 下肢の用または1 下肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1 手の第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

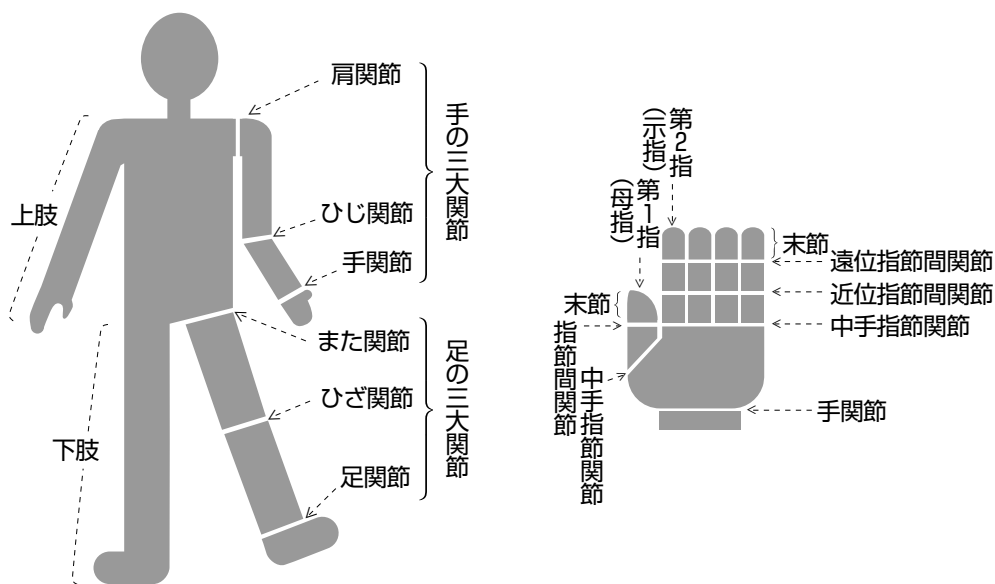
1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
 - a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表7 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	入院給付金日額に 対する倍率
皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25 c m ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸、開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）		20

手術番号	手術の種類	入院給付金日額に 対する倍率
42.	陰茎切断術	40
43.	辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給 付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテー テルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とす る。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテ ーテルによる手術は除く。）	20
上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20

手術番号	手術の種類	入院給付金日額に対する倍率
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

- (1) 本表の開頭術、開胸術および開腹術については、備考6から8までに定めるところによります。
- (2) 「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

別表8 対象となる三大疾病

1. 対象となる三大疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

三大疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	上皮内新生物	D 00～D 09
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作および関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表9 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

備考

- 入院日数が1日
「入院日数が1日」とは、別表6に該当する入院の入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。たとえば、午前3時に病院に入院し当日の夕方に退院した場合などで、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 同一の疾病
医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の疾病として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 薬物依存
「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

- 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいた疾病または傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

5. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

6. 開頭術

「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

7. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

8. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

9. 心疾患および脳血管疾患

妊娠、分娩および産じょくの合併症を原因とする場合には、対象となる三大疾病の「心疾患」および「脳血管疾患」には該当しません。

新ガン保険α普通保険約款

1. 会社の責任開始期	69	第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）	79
第1条（責任開始期）	69	第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）	79
第2条（ガン給付責任開始期）	69	第36条（保険契約者の変更）	79
2. ガンの定義および診断確定	69	12. 保険契約の解約	79
第3条（ガンの定義および診断確定）	69	第37条（保険契約の解約）	79
3. 給付金の支払	70	13. 契約者貸付	79
第4条（給付金の支払）	70	第38条（契約者貸付）	79
4. 保険料の払込免除	71	第39条（契約者貸付金の返済）	79
第5条（保険料の払込免除）	71	14. 解約返戻金	80
第6条（保険料の払込を免除しない場合）	72	第40条（解約返戻金）	80
第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	72	15. 給付金の受取人による保険契約の存続	80
5. 保険契約の無効および取消	72	第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）	80
第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	72	16. 契約者配当	80
第9条（不法取得目的による無効）	72	第42条（契約者配当）	80
第10条（詐欺による取消）	73	17. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者	80
6. 告知義務および保険契約の解除	73	第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）	80
第11条（告知義務）	73	18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	81
第12条（告知義務違反による解除）	73	第44条（年齢の計算）	81
第13条（保険契約を解除できない場合）	73	第45条（年齢および性別の誤りの処理）	81
7. 重大事由による解除	74	19. 請求手続	81
第14条（重大事由による解除）	74	第46条（請求手続）	81
8. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	74	20. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	82
第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）	74	第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	82
第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	75	21. 時効	83
第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	75	第48条（時効）	83
第18条（第2回以後の保険料の払込）	75	22. 被保険者の業務、転居および旅行	83
第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	75	第49条（被保険者の業務、転居および旅行）	83
第20条（保険料の払込方法（経路））	76	23. 管轄裁判所	83
第21条（保険料の前納および一括払）	76	第50条（管轄裁判所）	83
第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	76	24. 保険契約の更新	83
第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	77	第51条（保険契約の更新）	83
第24条（保険料の自動振替貸付）	77	25. 特別取扱	84
第25条（自動振替貸付金の返済）	77	第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	84
第26条（保険料の自動振替貸付の取消）	77	第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	84
第27条（保険契約の失効）	78	26. 低解約返戻金特則	84
9. 保険契約の復活	78	第54条（低解約返戻金特則の付加）	84
第28条（保険契約の復活）	78	第55条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	84
10. 保険契約者の住所の変更	78	第56条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）	84
第29条（保険契約者の住所の変更）	78	第57条（低解約返戻金特則の解約）	85
11. 契約内容の変更	78	27. 契約日指定に関する特則	85
第30条（ガン入院給付金日額の減額）	78	第58条（特則の付加）	85
第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）	78	第59条（特則を付加した場合の取扱）	85
第32条（保険料払込方法（回数）の変更）	79	第60条（特則の解約）	85
第33条（ガン給付金受取人の変更）	79		

別表 1	請求書類	86
別表 2	対象となるガン	87
別表 3	対象となる高度障害状態	88
別表 4	対象となる身体障害の状態	88
備考（別表 3、別表 4）		88
別表 5	対象となる不慮の事故	90
別表 6	病院または診療所	91
別表 7	入院	91
別表 8	対象となる手術	91
備考		91

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下同じ。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) ガン給付金受取人および死亡給付金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の給付金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) ガン入院給付金日額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

第2条（ガン給付責任開始期）

ガン入院給付金およびガン手術給付金（以下「ガン給付金」といいます。）については、会社は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものとし、ガン給付責任開始期は次のとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 復活が行われた場合には、最後の復活の際の第28条（保険契約の復活）第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

2. ガンの定義および診断確定

第3条（ガンの定義および診断確定）

1. この保険契約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 給付金の支払

第4条（給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン入院給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表7に定める入院であること (2) ガンの治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 別表6に定める病院または診療所における入院であること (4) 保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 ガン入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	ガン給付金受取人	_____
ガン手術給付金	被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする手術であること (2) ガンの治療を目的とした手術（備考1に定めるところによります。）であること (3) 別表8に定める種類の手術であること (4) 別表6に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left[\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 20$	ガン給付金受取人	_____
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意。 ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院が保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院を保険期間中の入院

とみなします。ただし、その継続入院中に別表8に定める種類の手術を受けても、ガン手術給付金は支払いません。

3. 第1項のガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン（以下本項において「原発ガン」といいます。）の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なるガンを併発していたときまたは入院中に異なるガンを併発したときは、入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が、ガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとして第1項の規定を適用します。
6. 被保険者が、第1項に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院中に、ガン以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、そのガン以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、ガンの治療を目的とした入院の入院日数について第1項のガン入院給付金の規定を適用します。
7. ガン入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
 - (1) ガン入院給付金については、入院中の各日現在のガン入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在のガン入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (2) ガン手術給付金については、手術を受けた日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
8. 被保険者が別表8の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、いずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
9. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
10. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことにより死亡給付金が支払われない場合には、会社は、解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
11. ガン給付金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者をガン給付金受取人とすることができます。
12. ガン給付金受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま

- き正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
- (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
- (1) ガン入院給付金日額の減額
 - (2) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第6条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約の無効および取消

第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれた保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料とします。）は次のように取り扱います。
- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第4項第4号または第18条（第2回以後の保険料の払込）第2項第4号に定める保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第9条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の

締結または復活が行われた場合には、その保険契約は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第10条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合には、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 告知義務および保険契約の解除

第11条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、ガン給付金受取人の代理人がガン給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、

第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除できるものとします。

7. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金受取人のみであり、かつ、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、ガン給付金受取人の代理人がガン給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日か

ら、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

- (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき
- (4) 第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項において、会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引くことができる場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第18条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第20条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保

- 険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
- (1) 給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
3. 前項第1号において、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第20条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
- (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
- (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第21条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
- (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
- (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
- (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第24条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第38条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第25条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、自動振替貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じた計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) ガン入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

第26条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から保険契約の解約の請求があったとき（給付金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第27条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

9. 保険契約の復活

第28条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。この場合、その責任開始期の属する日を「復活日」とします。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。
4. 保険契約が復活された場合には、会社は、ガン給付金の支払については第2条（ガン給付責任開始期）第2号に定めるガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 保険契約者の住所の変更

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

11. 契約内容の変更

第30条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社がガン入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) ガン入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. ガン入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - (1) 保険期間が短縮される時
 - (2) 保険料払込期間のみが延長される時
 - (3) 前2号のほか、会社の定める保険期間または保険料払込期間の変更の制限に該当するとき
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第33条（ガン給付金受取人の変更）

1. ガン給付金受取人が保険契約者の場合において、死亡給付金受取人の変更または保険契約者の変更が行われたときは、ガン給付金受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、ガン給付金受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
3. 前項または第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）第1項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前のガン給付金受取人に給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. ガン給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡給付金受取人になった者のうち生存している他の死亡給付金受取人をそれぞれの受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡給付金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

12. 保険契約の解約**第37条（保険契約の解約）**

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

13. 契約者貸付**第38条（契約者貸付）**

1. 保険契約者は、解約返戻金（既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第39条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。

2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、契約者貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) ガン入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

14. 解約返戻金

第40条（解約返戻金）

1. この保険契約の解約返戻金は、ガン入院給付金およびガン手術給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

15. 給付金の受取人による保険契約の存続

第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

16. 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

17. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者

第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第44条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第45条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外のとときは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

19. 請求手続

第46条（請求手続）

1. 給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、ガン給付金受取人がガン給付金を請求できないときまたは被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、次の者がガン給付金受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）としてガン給付金または保険料の払込免除の請求をすることができます。ただし、ガン給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、ガン給付金受取人または保険契約者のためにガン給付金または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同じ居し、または被保険者と生計を一にしている前①に掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。
 - ① 死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同じ居し、または、被保険者と同じ生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同じ居し、または、被保険者と同じ生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同じ居し、または、被保険者と同じ生計

を一にしている被保険者の3親等内の親族

5. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意によりガン給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。
6. 第4項の規定により、代理請求人がガン給付金または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
7. 第4項および第6項の規定により、ガン給付金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にそのガン給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第4項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
9. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

20. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
 - (5) ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正

当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

21. 時効

第48条（時効）

給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 被保険者の業務、転居および旅行

第49条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者としします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 保険契約の更新

第51条（保険契約の更新）

1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
 - (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
 - (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 保険期間
更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。
 - (2) 保険料払込期間
更新後の保険契約の保険期間と同一とします。
 - (3) ガン入院給付金日額
更新前の保険契約のガン入院給付金日額と同額とします。
 - (4) 保険料
更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
 - (5) 保険期間の継続の取扱
第4条（給付金の支払）、第5条（保険料の払込免除）、第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）および第13条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
 - (6) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
 - (7) 第1回保険料の払込
 - ① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項および第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。
 - ② 前①に定める猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

- (8) 適用する普通保険約款および保険料率
更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- (9) 保険証券
新たに保険証券を発行します。
- 3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

25. 特別取扱

第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
- 2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
- 2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りです。
- 3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
- 4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

26. 低解約返戻金特則

第54条（低解約返戻金特則の付加）

低解約返戻金特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、この保険契約に付加して締結します。

第55条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

- 1. 低解約返戻金特則において、「低解約返戻金期間」および「低解約返戻金割合」とは、解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をいいます。
- 2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合については、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定するものとし、保険証券に記載します。
- 3. 前項により指定された低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第56条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）

- 1. 低解約返戻金特則が付加された場合、第40条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間における解約返戻金は、第40条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- 2. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。
 - (1) 死亡給付金の支払および第4条（給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
被保険者が死亡した日

- (2) 第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払会社が無効の原因を知った日
- (3) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が到達した日
- (4) 保険料の自動振替貸付
猶予期間満了日の翌日
- (5) 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
- (6) ガン入院給付金日額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
- (7) 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
- (8) 契約者貸付
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日
- (9) 第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日

第57条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

27. 契約日指定に関する特則

第58条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第59条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第60条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
死亡給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡給付金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第4条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（身体障害の状態に該当した場合に限ります。）	第5条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第12条、第14条、第27条、第30条、第37条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書	第28条
ガン入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第31条
ガン給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第34条
遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第35条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第36条
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第38条

項 目	提 出 書 類	該当条文
給付金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第41条
ガン給付金および保険 料の払込免除の代理請 求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、 被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまた は代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行ってい ることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護 または財産管理を行っているときは、その契約書の写 し	第46条
指定代理請求人の変更 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第46条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求める ことがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が

発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1.には該当しないものの、2.に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1.には該当しないものの、2.に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表3 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表4 対象となる身体障害の状態

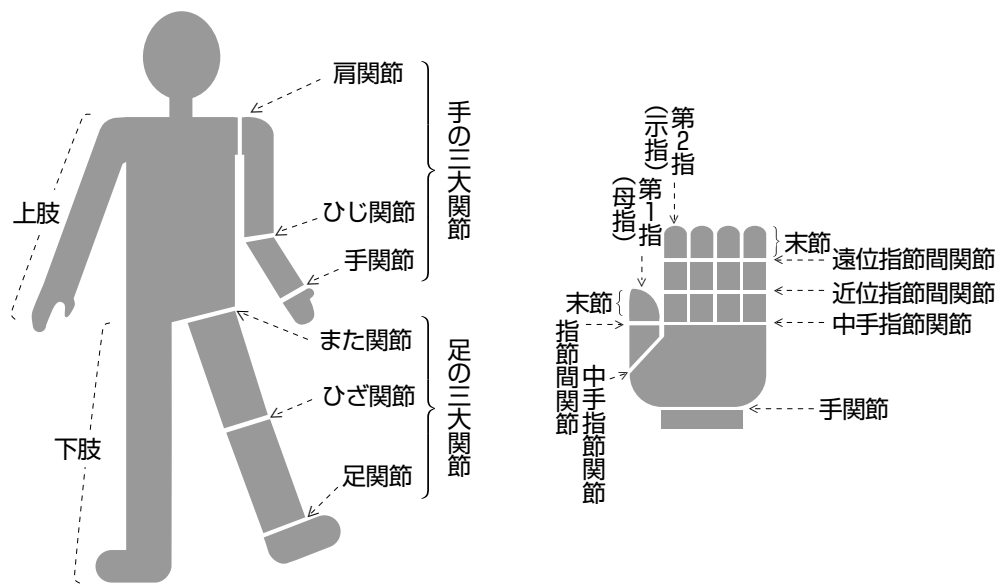
1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表3、別表4）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
- a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表8 対象となる手術

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類
1.	ガン根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
2.	ガン温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
3.	その他のガン手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
4.	ガン根治放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）
5.	ガンにともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）

「ガン根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術はガン根治手術には該当しません。

備考

1. 治療を目的とした手術
診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

新ガン保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期	95	第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）	105
第1条（責任開始期）	95	第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）	105
第2条（ガン給付責任開始期）	95	第36条（保険契約者の変更）	106
2. ガンの定義および診断確定	95	12. 保険契約の解約	106
第3条（ガンの定義および診断確定）	95	第37条（保険契約の解約）	106
3. 給付金の支払	96	13. 契約者貸付	106
第4条（給付金の支払）	96	第38条（契約者貸付）	106
4. 保険料の払込免除	98	第39条（契約者貸付金の返済）	106
第5条（保険料の払込免除）	98	14. 解約返戻金	106
第6条（保険料の払込を免除しない場合）	98	第40条（解約返戻金）	106
第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	98	15. 給付金の受取人による保険契約の存続	106
5. 保険契約の無効および取消	99	第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）	106
第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	99	16. 契約者配当	107
第9条（不法取得目的による無効）	99	第42条（契約者配当）	107
第10条（詐欺による取消）	99	17. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者	107
6. 告知義務および保険契約の解除	99	第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）	107
第11条（告知義務）	99	18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	107
第12条（告知義務違反による解除）	99	第44条（年齢の計算）	107
第13条（保険契約を解除できない場合）	100	第45条（年齢および性別の誤りの処理）	107
7. 重大事由による解除	100	19. 請求手続	107
第14条（重大事由による解除）	100	第46条（請求手続）	107
8. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	101	20. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	108
第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）	101	第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	108
第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	101	21. 時効	109
第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	101	第48条（時効）	109
第18条（第2回以後の保険料の払込）	102	22. 被保険者の業務、転居および旅行	109
第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	102	第49条（被保険者の業務、転居および旅行）	109
第20条（保険料の払込方法（経路））	102	23. 管轄裁判所	109
第21条（保険料の前納および一括払）	103	第50条（管轄裁判所）	109
第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	103	24. 保険契約の更新	109
第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	103	第51条（保険契約の更新）	109
第24条（保険料の自動振替貸付）	103	25. 特別取扱	110
第25条（自動振替貸付金の返済）	104	第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	110
第26条（保険料の自動振替貸付の取消）	104	第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	110
第27条（保険契約の失効）	104	第54条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）	111
9. 保険契約の復活	104	第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）	111
第28条（保険契約の復活）	104	26. 低解約返戻金特則	111
10. 保険契約者の住所の変更	104	第56条（低解約返戻金特則の付加）	111
第29条（保険契約者の住所の変更）	104	第57条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	111
11. 契約内容の変更	105	第58条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）	112
第30条（ガン入院給付金日額の減額）	105	第59条（低解約返戻金特則の解約）	112
第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）	105	27. 死亡給付金不担保特則	112
第32条（保険料払込方法（回数）の変更）	105		
第33条（ガン給付金受取人の変更）	105		

第60条（死亡給付金不担保特則の付加）	112
第61条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	112
第62条（被保険者が死亡した場合）	113
第63条（死亡給付金不担保特則の解約）	113
28. 契約日指定に関する特則	113
第64条（特則の付加）	113
第65条（特則を付加した場合の取扱）	113
第66条（特則の解約）	113
別表 1 請求書類	114
別表 2 対象となる悪性新生物	116
別表 3 対象となる高度障害状態	117
別表 4 対象となる身体障害の状態	117
備考（別表 3、別表 4）	117
別表 5 対象となる不慮の事故	119
別表 6 病院または診療所	119
別表 7 入院	119
別表 8 対象となる手術および手術給付割合表	120
備考	120

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) ガン給付金受取人および死亡給付金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この保険契約の給付金の支払事由
 - (6) 保険期間
 - (7) ガン入院給付金日額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した日

第2条（ガン給付責任開始期）

ガン入院給付金およびガン手術給付金（以下「ガン給付金」といいます。）については、会社は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものとし、ガン給付責任開始期は次のとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 復活が行われた場合には、最後の復活の際の第28条（保険契約の復活）第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

2. ガンの定義および診断確定

第3条（ガンの定義および診断確定）

1. この保険契約において「ガン」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 給付金の支払

第4条（給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事 由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を 支払わない場合
ガ ン 入 院 給 付 金	被保険者が保険期間中に次の条件 をすべて満たす入院をしたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断 確定されたガンを直接の原因と する別表7に定める入院である こと (2) ガンの治療を目的とした入院 （備考2に定めるところにより ます。以下同じ。）であること (3) 別表6に定める病院または診療 所における入院であること (4) 保険期間中の入院日数が1日以 上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日 以上5日以内の 場合 ガン入院給付金 日額の5倍相当 額 (2) 入院日数が6日 以上の場合 $\left(\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right)$ × $\left(\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right)$	ガ ン 給 付 金 受 取 人	_____
ガ ン 手 術 給 付 金	被保険者が保険期間中に次の条件 をすべて満たす手術を受けたとき (1) ガン給付責任開始期以後に診断 確定されたガンを直接の原因と する手術であること (2) ガンの治療を目的とした手術 （備考1に定めるところにより ます。）であること (3) 別表8の手術給付割合表（以下 「手術給付割合表」といいま す。）に定める種類の手術であ ること (4) 別表6に定める病院または診療 所において受けた手術であるこ と	手術1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right)$ × $\left(\begin{array}{c} \text{手術給付割合表} \\ \text{に定める倍率} \end{array} \right)$	ガ ン 給 付 金 受 取 人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における解約返戻金相当額	死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院が保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院を保険期間中の入院とみなします。ただし、その継続入院中に別表8に定める種類の手術を受けても、ガン手術給付金は支払いません。
3. 第1項のガン入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン（以下本項において「原発ガン」といいます。）の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なるガンを併発していたときまたは入院中に異なるガンを併発したときは、入院開始の直接の原因となったガンにより継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が、ガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものと第1項の規定を適用します。
6. 被保険者が、第1項に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院中に、ガン以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、そのガン以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、ガンの治療を目的とした入院の入院日数について第1項のガン入院給付金の規定を適用します。
7. ガン入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
 - (1) ガン入院給付金については、入院中の各日現在のガン入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在のガン入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (2) ガン手術給付金については、手術を受けた日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
8. 被保険者が別表8の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
9. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
10. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことにより死亡給付金が支払われない場合には、会社は、解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
11. ガン給付金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者をガン給付金受取人とすることができます。
12. ガン給付金受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表4に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に高度障害状態もしくは身体障害の状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) ガン入院給付金日額の減額
 - (2) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第6条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

5. 保険契約の無効および取消

第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれた保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第4項第4号または第18条（第2回以後の保険料の払込）第2項第4号に定める保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第12条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第9条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第10条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結または復活が行われた場合には、会社は、その保険契約を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

6. 告知義務および保険契約の解除

第11条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活

第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、ガン給付金受取人の代理人がガン給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付

金の受取人に通知します。

5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第13条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除できるものとします。

7. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または死亡給付金受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金受取人のみであり、かつ、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本条において同じ。）に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、ガン給付金受取人の代理人がガン給付金を請求する場合には、その代理人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定により保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項において、会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引くことができる場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第18条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第20条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その払込期月の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。
3. 前項第1号において、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第20条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。

この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第21条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。

第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金（死亡給付金は、未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第24条（保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときでも、保険契約者からあらかじめ反対の申出がなければ、会社は、その保険料相当額を自動的に貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
2. 前項の未払込の保険料とこれに付される利息の合計額が、未払込保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金（既に本条の貸付金（以下「自動振替貸付金」といいます。）または第38条（契約者貸付）の貸付金（以下「契約者貸付金」といいます。）があるときは、その元利金を差し引いた残額）をこえるときは、会社は、その保険料の自動振替貸付を行いません。
3. 自動振替貸付金は猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
4. 自動振替貸付金の利息は、年8%以下の会社の定める利率で計算し、次の猶予期間満了日（保険料月払契約においては毎保険年度の12か月目の保険料の猶予期間満了日）に元金に繰り入れます。また、保険料の払込を要しなくなったときもこれに準じて計算します。

第25条（自動振替貸付金の返済）

1. 保険契約者は、自動振替貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 自動振替貸付金の元利金（契約者貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、自動振替貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、自動振替貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した自動振替貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) ガン入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

第26条（保険料の自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行われた場合でも、次に定める期間内に保険契約者から保険契約の解約の請求があったとき（給付金の受取人による保険契約の存続の規定により解約の効力が生じたときを含みます。）は、会社は、保険料の自動振替貸付を行わなかったものとして、保険契約の解約の取扱をします。

- (1) 保険料月払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて1か月
- (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月

第27条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付が行われないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

9. 保険契約の復活

第28条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。この場合、その責任開始期の属する日を「復活日」とします。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえることにより効力を失った保険契約を復活するときは、自動振替貸付金および契約者貸付金に対する利息を前項の復活に必要な保険料に含めます。ただし、自動振替貸付金および契約者貸付金の元利金が、前項の復活に必要な保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金をこえる場合には、復活に必要な保険料とともに会社の定める金額を払い込んでください。
4. 保険契約が復活された場合には、会社は、ガン給付金の支払については第2条（ガン給付責任開始期）第2号に定めるガン給付責任開始期より責任を負います。

10. 保険契約者の住所の変更

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最

終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

11. 契約内容の変更

第30条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社がガン入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) ガン入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. ガン入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
 - (1) 保険期間が短縮されるとき
 - (2) 保険料払込期間のみが延長されるとき
 - (3) 前2号のほか、会社の定める保険期間または保険料払込期間の変更の制限に該当するとき
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第33条（ガン給付金受取人の変更）

1. ガン給付金受取人が保険契約者の場合において、死亡給付金受取人の変更または保険契約者の変更が行われたときは、ガン給付金受取人は同時に被保険者に変更されます。
2. 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、ガン給付金受取人を保険契約者または被保険者に変更することができます。
3. 前項または第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）第1項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前のガン給付金受取人に給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. ガン給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第34条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡給付金受取人になった者のうち生存している他の死亡給付金受取人をそれぞれの受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

3. 前2項による遺言による死亡給付金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡給付金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

12. 保険契約の解約

第37条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

13. 契約者貸付

第38条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金（既に契約者貸付金または自動振替貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額）の会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

第39条（契約者貸付金の返済）

1. 保険契約者は、契約者貸付金の元利金の全部または一部を、いつでも返済することができます。
2. 契約者貸付金の元利金（自動振替貸付金があるときはその元利金を含めます。以下本条において同じ。）が解約返戻金をこえたときは、保険契約者は、会社の定める金額以上を払い込んでください。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 前項の払込がない場合、保険契約は、契約者貸付金の元利金が解約返戻金をこえた時から効力を失います。
4. 会社は、次の場合に、契約者貸付金があるときは、解約返戻金等の支払金額からその時までの期間に応じて計算した契約者貸付金の元利金を差し引きます。
 - (1) 保険契約または付加している特約が消滅したとき
 - (2) ガン入院給付金日額または付加している特約の給付金額等が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 年齢または性別の誤りの処理が行われたとき

14. 解約返戻金

第40条（解約返戻金）

1. この保険契約の解約返戻金は、ガン入院給付金およびガン手術給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

15. 給付金の受取人による保険契約の存続

第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日

に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

16. 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

17. 保険契約者・死亡給付金受取人の代表者

第43条（保険契約者・死亡給付金受取人の代表者）

1. 保険契約者または死亡給付金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者または死亡給付金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第44条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第45条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外のときは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

19. 請求手続

第46条（請求手続）

1. 給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、ガン給付金受取人がガン給付金を請求できないときまたは被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、次の者がガン給付金受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）としてガン給付金または保険料の払込免除の請求をすることができます。ただし、ガン給付金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代

理請求人」といいます。)。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。

① 次の範囲内の者

- ア．被保険者の戸籍上の配偶者
- イ．被保険者の直系血族
- ウ．被保険者の3親等内の親族

② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、ガン給付金受取人または保険契約者のためにガン給付金または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。

- ア．被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①に掲げる以外の者
- イ．被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ウ．その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

(2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者を代理請求人としします。

- ① 死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
- ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- 5. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意によりガン給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。
- 6. 第4項の規定により、代理請求人がガン給付金または保険料の払込免除の請求をするときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
- 7. 第4項および第6項の規定により、ガン給付金が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にそのガン給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第4項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
- 9. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

20. 給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第47条（給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

- 1. 給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
- 2. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事実の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条に定める給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第14条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意

- 図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- (5) ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

21. 時効

第48条（時効）

給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 被保険者の業務、転居および旅行

第49条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 保険契約の更新

第51条（保険契約の更新）

1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
- (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
- (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
- (1) 保険期間

更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。

(2) 保険料払込期間

更新後の保険契約の保険期間と同一とします。

(3) ガン入院給付金日額

更新前の保険契約のガン入院給付金日額と同額とします。

(4) 保険料

更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。

(5) 保険期間の継続の取扱

第4条（給付金の支払）、第5条（保険料の払込免除）、第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）および第13条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。

(6) 告知義務違反による解除

更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。

(7) 第1回保険料の払込

- ① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項および第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。
- ② 前①に定める猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 適用する普通保険約款および保険料率

更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

(9) 保険証券

新たに保険証券を発行します。

3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

25. 特別取扱

第52条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料、契約者貸付の元利金、自動振替貸付金の元利金および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。

- (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
- (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第54条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
- (2) 第1条（責任開始期）第3項および第4項、第5条（保険料の払込免除）、第6条（保険料の払込を免除しない場合）、第7条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第18条（第2回以後の保険料の払込）、第19条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）、第21条（保険料の前納および一括払）、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第23条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第24条（保険料の自動振替貸付）、第25条（自動振替貸付金の返済）、第26条（保険料の自動振替貸付の取消）、第27条（保険契約の失効）、第32条（保険料払込方法（回数）の変更）ならびに第51条（保険契約の更新）の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第55条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第16条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第17条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第65条（特則を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。
- (3) 第53条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

26. 低解約返戻金特則

第56条（低解約返戻金特則の付加）

低解約返戻金特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申し出により、この保険契約に付加して締結します。

第57条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. 低解約返戻金特則において、「低解約返戻金期間」および「低解約返戻金割合」とは、解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をいいます。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合については、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が指定するものとし、保険証券に記載します。
3. 前項により指定された低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第58条（低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金）

1. 低解約返戻金特則が付加された場合、第40条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間における解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 低解約返戻金割合を0%と指定した場合
解約返戻金はありません。なお、この場合、保険料の自動振替貸付および契約者貸付の取扱は行いません。
 - (2) 低解約返戻金割合を0%以外の100%より小さい割合で指定した場合
第40条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、低解約返戻金期間に属するときに、前項の規定を適用します。
 - (1) 死亡給付金の支払および第4条（給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
被保険者が死亡した日
 - (2) 第8条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
会社が無効の原因を知った日
 - (3) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
保険契約を解除する旨の通知が到達した日
 - (4) 保険料の自動振替貸付
猶予期間満了日の翌日
 - (5) 保険契約の失効
猶予期間満了日の翌日
 - (6) ガン入院給付金日額の減額
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (7) 保険契約の解約
別表1に定める請求書類が会社に到着した日
 - (8) 契約者貸付
別表1に定める請求書類が会社の本店に到着した日
 - (9) 第41条（給付金の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日

第59条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

27. 死亡給付金不担保特則

第60条（死亡給付金不担保特則の付加）

死亡給付金不担保特則は保険契約の締結の際、保険契約者の申し出により、この保険契約に付加して締結します。

第61条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

前条の規定により、死亡給付金不担保特則を付加した保険契約については、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第4条（給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第4条（給付金の支払）第11項および第33条（ガン給付金受取人の変更）第2項の適用に際しては、「保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合」を「保険契約者が法人の場合」と読み替えます。
- (3) 次の規定については適用しません。
 - ① 第4条（給付金の支払）第9項および第10項
 - ② 第24条（保険料の自動振替貸付）
 - ③ 第31条（保険期間または保険料払込期間の変更）第1項ただし書き
 - ④ 第38条（契約者貸付）
- (4) 前号の規定にかかわらず、この特則と低解約返戻金特則が同時に付加されているときは、前号③の規定は適用されるものとします。
- (5) 第40条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第40条（解約返戻金）

 1. この保険契約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の保険契約

保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の保険契約

経過年月数により計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

第62条（被保険者が死亡した場合）

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。この場合、保険契約者（保険契約者および被保険者が同一人の場合はその法定相続人）はただちに会社に通知してください。
2. 前項の場合、責任準備金、解約返戻金およびその他の返戻金の支払はありません。

第63条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

28. 契約日指定に関する特則

第64条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第65条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第22条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第15条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第66条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
死亡給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡給付金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第4条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書（身体障害の状態に該当した場合に限ります。）	第5条
解約返戻金・ガン責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、死亡給付金不担保特則が付加されている保険契約の場合に限ります。また、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）	第8条、第12条、第14条、第27条、第30条、第37条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書	第28条
ガン入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第31条
ガン給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第33条
会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第34条
遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第35条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第36条

項 目	提 出 書 類	該当条文
契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第38条
給付金の受取人による 保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第41条
ガン給付金および保険 料の払込免除の代理請 求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、 被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまた は代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行ってい ることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護 または財産管理を行っているときは、その契約書の写 し	第46条
指定代理請求人の変更 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第46条
被保険者の死亡による 保険契約の消滅	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の住民票	第62条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求める ことがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表3 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1 上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表4 対象となる身体障害の状態

1. 1 眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1 上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1 下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1 上肢の用または1 上肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1 下肢の用または1 下肢の3 大関節中の2 関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1 手の第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったもの
9. 10 手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10 足指を失ったもの

備考（別表3、別表4）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
 - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

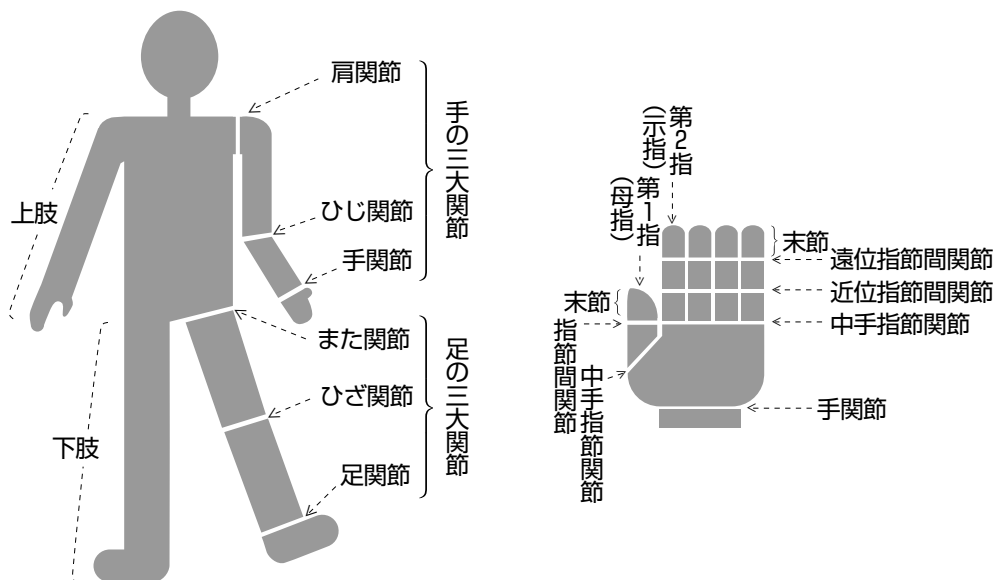
7. 手指の障害

- a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 8 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号 1～5 を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	ガン入院給付金日額に対する倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4.	悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	悪性新生物にともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

備考

1. 治療を目的とした手術
診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

ガン保険普通保険約款

1. 会社の責任開始期	123	第33条（保険料払込方法（回数）の変更）	131
第1条（責任開始期）	123	第34条（保険契約者の変更）	132
第2条（ガン給付責任開始期）	123	14. 保険契約の解約および解約返戻金	132
2. 被保険者の型および被保険者の範囲	123	第35条（保険契約の解約）	132
第3条（被保険者の型および被保険者の範囲）	123	第36条（解約返戻金）	132
第4条（配偶者のガン入院給付金日額）	124	15. ガン入院給付金の受取人による保険契約の存続	132
3. ガンの定義および診断確定	124	第37条（ガン入院給付金の受取人による保険契約の存続）	132
第5条（ガンの定義および診断確定）	124	16. 契約者配当	132
4. 給付金の支払	124	第38条（契約者配当）	132
第6条（ガン入院給付金の支払）	124	17. 保険契約者の代表者	132
5. 保険契約の消滅	125	第39条（保険契約者の代表者）	132
第7条（保険契約の消滅）	125	18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	132
6. 保険料の払込免除	125	第40条（年齢の計算）	132
第8条（保険料の払込免除）	125	第41条（年齢および性別の誤りの処理）	132
第9条（保険料の払込を免除しない場合）	125	19. 請求手続	133
第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	125	第42条（請求手続）	133
7. 保険契約の無効および取消	126	20. ガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	133
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	126	第43条（ガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	133
第12条（不法取得目的による無効）	126	21. 時効	134
第13条（詐欺による取消）	126	第44条（時効）	134
8. 告知義務および保険契約の解除	126	22. 被保険者の業務、転居および旅行	134
第14条（告知義務）	126	第45条（被保険者の業務、転居および旅行）	134
第15条（告知義務違反による解除）	126	23. 管轄裁判所	134
第16条（保険契約を解除できない場合）	127	第46条（管轄裁判所）	134
9. 重大事由による解除	127	24. 保険契約の更新	134
第17条（重大事由による解除）	127	第47条（保険契約の更新）	134
10. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	128	25. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	135
第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）	128	第48条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	135
第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	128	26. 特別取扱	135
第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	128	第49条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	135
第21条（第2回以後の保険料の払込）	129	第50条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	136
第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	129	第51条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）	136
第23条（保険料の払込方法（経路））	129	第52条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）	136
第24条（保険料の前納および一括払）	129	27. 契約日指定に関する特則	137
第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	130	第53条（特則の付加）	137
第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	130	第54条（特則を付加した場合の取扱）	137
第27条（保険契約の失効）	130	第55条（特則の解約）	137
11. 保険契約の復活	130	別表1 請求書類	138
第28条（保険契約の復活）	130	別表2 対象となる悪性新生物	139
12. 保険契約者の住所の変更	131	別表3 対象となる高度障害状態	140
第29条（保険契約者の住所の変更）	131	別表4 対象となる身体障害の状態	140
13. 契約内容の変更	131	備考〔別表3、別表4〕	140
第30条（ガン入院給付金日額の減額）	131	別表5 対象となる不慮の事故	142
第31条（被保険者の型の変更）	131	別表6 病院または診療所	143
第32条（保険期間または保険料払込期間の変更）	131		

別表 7 入院	143
備考 治療を目的とした入院	143

1. 会社の責任開始期

第1条（責任開始期）

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書により申し込むことを要します。
2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
3. 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、ガン入院給付金の支払事由（この保険契約に付加されている特約の給付金等の支払事由を含みます。）または保険料の払込免除の事由が生じたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
4. 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、給付金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 本人となる被保険者の氏名および被保険者の型
 - (4) この保険契約のガン入院給付金の支払事由
 - (5) 保険期間
 - (6) 本人となる被保険者のガン入院給付金日額
 - (7) 保険料およびその払込方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券を作成した日

第2条（ガン給付責任開始期）

ガン入院給付金については、会社は、ガン給付責任開始期から保険契約上の責任を負うものとし、ガン給付責任開始期は次のとおりとします。

- (1) 保険契約の締結に際しては、前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) 第3条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型が夫婦型の場合において、前条に規定する責任開始期後、被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (3) 被保険者の型の変更が行われた場合において、新たにこの保険契約の被保険者となる者については、第31条（被保険者の型の変更）第2項に規定する変更日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (4) 復活が行われた場合には、最後の復活の際の第28条（保険契約の復活）第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前3号に規定する日より前である場合は、前3号に規定する日

2. 被保険者の型および被保険者の範囲

第3条（被保険者の型および被保険者の範囲）

1. この保険契約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

2. この保険契約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。

- (1) 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
- (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者

3. この保険契約が夫婦型の場合、配偶者の取扱は次に定めるところによります。
 - (1) 責任開始期に既に前項第2号に該当している者は責任開始期から、責任開始期後に前項第2号に該当するにいたった者はその該当した時から、それぞれこの保険契約の被保険者となります。
 - (2) 前号の規定により責任開始期後に被保険者となった者に関しては、会社は、ガン入院給付金の支払については前条第2号に定めるガン給付責任開始期から責任を負います。
 - (3) 責任開始期以後、戸籍上の異動により、前項第2号に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時からこの保険契約の被保険者でなくなります。
4. 前項第3号の規定により、被保険者に該当する配偶者が存在しなくなった場合には、保険契約者は、被保険者の型の変更を請求してください。この場合に請求がないときは、被保険者の型は従前の型のままとします。

第4条（配偶者のガン入院給付金日額）

1. この保険契約が夫婦型の場合、配偶者のガン入院給付金日額は、主たる被保険者のガン入院給付金日額に6割を乗じて得た金額とします。
2. 配偶者のガン入院給付金日額は、主たる被保険者のガン入院給付金日額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

3. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この保険契約において「ガン」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

4. 給付金の支払

第6条（ガン入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン入院給付金を支払います。

ガン入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とする別表7に定める入院であること (2) ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 別表6に定める病院または診療所における入院であること	$\left(\begin{array}{c} \text{その} \\ \text{被保険者の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times \text{入院日数}$	主たる被保険者

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院を保険期間中の入院とみなします。
 - (1) 保険期間満了の時
 - (2) 被保険者の型が夫婦型の場合において、被保険者である配偶者の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
3. 被保険者が、ガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとして第1項の規定を適用します。
4. 被保険者が、第1項に規定するガン入院給付金の支払事由に該当する入院中に、ガン以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合には、そのガン以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、ガンの治療を目的とした入院と会社が認めた入院日数について第1項の規定を適用します。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. 入院中にガン入院給付金日額が減額された場合には、ガン入院給付金の支払額は各日現在のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. 保険契約者が法人の場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をガン入院給付金の受取人とすることができます。
8. ガン入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

5. 保険契約の消滅

第7条（保険契約の消滅）

1. 主たる被保険者が死亡した場合には、保険契約は消滅します。
2. 前項に該当した場合、保険契約者はただちに会社に通知してください。

6. 保険料の払込免除

第8条（保険料の払込免除）

1. 主たる被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
 - (1) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま
2. 主たる被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に高度障害状態もしくは身体障害の状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、主たる被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
4. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) ガン入院給付金日額の減額
 - (2) 被保険者の型の変更
 - (3) 保険期間および保険料払込期間の変更
 - (4) 保険料払込方法（回数）の変更
5. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第9条（保険料の払込を免除しない場合）

1. 主たる被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合または身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
2. 主たる被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合も、保険料の払込を免除しません。
 - (1) 保険契約者または被保険者の重大な過失
 - (2) 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

1. 主たる被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

2. 主たる被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

7. 保険契約の無効および取消

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれた保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれた保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）第4項第4号または第21条（第2回以後の保険料の払込）第2項第4号に定める保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からガン給付責任開始期の前日までに被保険者が初めてガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第15条（告知義務違反による解除）および第17条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

第12条（不法取得目的による無効）

保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更が行われた場合には、その保険契約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第13条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更が行われた場合には、会社は、その保険契約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

8. 告知義務および保険契約の解除

第14条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 被保険者の型の変更

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者に関する部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン入院給付金を支払っていたときは、ガン入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または第42条（請求手続）第3項に定める指定代理請求人が証明したときは、ガン入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または第42条（請求手続）第3項に定める指定代理請求人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第16条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、被保険者の型の変更により新たに被保険者となった者については、その変更の際の責任開始期とします。以下本条において同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことによりガン入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除できるものとします。

9. 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者がこの保険契約のガン入院給付金を詐取する目的または他人にこの保険契約のガン入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約のガン入院給付金の請求に関し、ガン入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるガン入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン入院給付金を支払っていたときは、ガン入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または第42条（請求手続）第3項に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

10. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者に払いもどします。
- (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) 保険料の払込が免除されたとき
- (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき
- (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までにガン入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）をガン入院給付金から差し引きます。
2. 前項において、会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン入院給付金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）をガン入院給付金から差し引くことができる場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第21条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第23条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したとき。ただし、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) ガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれた保険料が払い戻されないとき

第22条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（ガン入院給付金の支払事由発生後は、ガン入院給付金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までにガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) ガン入院給付金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料をガン入院給付金から差し引きます。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第23条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。
3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第24条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定め

るところにより取り扱います。

- (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（ガン入院給付金の支払事由発生後は、ガン入院給付金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
- (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（ガン入院給付金の支払事由発生後は、ガン入院給付金の受取人）に払いもどします。

第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第1条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中にガン入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン入院給付金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第27条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、解約返戻金があるときは、保険契約者はその解約返戻金を請求することができます。

11. 保険契約の復活

第28条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、既に解約返戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。この場合、その責任開始期の属する日を「復活日」とします。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時

- ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
3. 保険契約が復活された場合には、会社は、ガン入院給付金の支払については第2条（ガン給付責任開始期）第4号に定めるガン給付責任開始期より責任を負います。

12. 保険契約者の住所の変更

第29条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに、会社へ通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

13. 契約内容の変更

第30条（ガン入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、主たる被保険者のガン入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 会社がガン入院給付金日額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払い、将来の保険料を改めます。
 - (2) ガン入院給付金日額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. ガン入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第31条（被保険者の型の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、被保険者の型を変更することができます。
2. 会社が被保険者の型の変更を承諾した場合には、次表に定める時から変更の効力が生じます。この場合、その変更の効力が生じる時の属する日を「変更日」とします。

変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
夫婦型	本人型	会社が承諾した時
本人型	夫婦型	(1) 会社の定める金額を被保険者に関する告知以後に受け取った場合 会社の定める金額を受け取った時 (2) 会社の定める金額を被保険者に関する告知の前に受け取った場合および会社の定める金額の払込を要しない場合 告知の時

3. 被保険者の型の変更が行われた場合には、会社の定める金額を授受し、将来の保険料を改めます。
4. 被保険者の型の変更により被保険者から除かれる者は、変更の効力が生じる時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、被保険者から除かれる者についての解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 被保険者の型の変更により新たに被保険者となる者については、会社は、変更の効力が生じる時から保険契約上の責任を負います。ただし、ガン入院給付金の支払については、第2条（ガン給付責任開始期）第3号に定めるガン給付責任開始期より責任を負います。
6. 被保険者の型の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第32条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 会社が保険期間または保険料払込期間の変更を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 保険期間または保険料払込期間の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
3. 保険期間または保険料払込期間が変更されたときは、保険証券に表示します。

第33条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第34条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

14. 保険契約の解約および解約返戻金

第35条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

第36条（解約返戻金）

1. 解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の保険契約
保険料の払込年月数により計算します。ただし、保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の保険契約
経過年月数により計算します。
2. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、解約返戻金はありません。

15. ガン入院給付金の受取人による保険契約の存続

第37条（ガン入院給付金の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時点におけるガン入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

16. 契約者配当

第38条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

17. 保険契約者の代表者

第39条（保険契約者の代表者）

1. 保険契約者が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第40条（年齢の計算）

1. 主たる被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 主たる被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第41条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された主たる被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外のと

きは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。

- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

19. 請求手続

第42条（請求手続）

1. ガン入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、ガン入院給付金の受取人がガン入院給付金を請求できないときは、保険契約者が主たる被保険者の同意を得て次の第1号または第2号の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、ガン入院給付金の受取人の代理人としてガン入院給付金を請求することができます。ただし、ガン入院給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
 - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、ガン入院給付金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号に掲げる以外の者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ③ その他前①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
4. 前項の規定により、指定代理請求人がガン入院給付金を請求する場合には、指定代理請求人は請求時においても前項第1号または第2号の範囲内の者であることを要します。
5. 前2項の規定により、指定代理請求人がガン入院給付金を請求するときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前3項の規定により、ガン入院給付金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にガン入院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
7. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、主たる被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第3項第1号または第2号に定める範囲内の者であることを要します。
8. 前項の場合、指定代理請求人の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

20. ガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第43条（ガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. ガン入院給付金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. ガン入院給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時からガン入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事実の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) ガン入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第6条に定めるガン入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくはガン入院給付金請求の意図に関する保険契約の締結時からガン入院給付金請求時までにおける事実

- (5) ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、ガン入院給付金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、ガン入院給付金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はガン入院給付金を支払いません。
6. 保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

21. 時効

第44条（時効）

ガン入院給付金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 被保険者の業務、転居および旅行

第45条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

第46条（管轄裁判所）

1. この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 保険契約の更新

第47条（保険契約の更新）

1. 保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、保険契約は更新されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は更新されません。
- (1) 更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）における主たる被保険者の契約上の年齢が90歳以上であるとき
- (2) 更新前の保険契約の保険料払込期間が保険期間よりも短いとき
2. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
- (1) 保険期間
更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了日の翌日にお

- ける主たる被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるときは、更新日から主たる被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間とします。
- (2) 保険料払込期間
更新後の保険契約の保険期間と同一とします。
- (3) ガン入院給付金日額
更新前の保険契約のガン入院給付金日額と同額とします。
- (4) 保険料
更新日における主たる被保険者の年齢によりあらためて計算します。
- (5) 保険期間の継続の取扱
第6条（ガン入院給付金の支払）、第8条（保険料の払込免除）、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）および第16条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
- (6) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
- (7) 第1回保険料の払込
① 更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項および第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）を準用します。
② 前①に定める猶予期間中に第1回保険料が払い込まれないときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は、更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- (8) 適用する普通保険約款および保険料率
更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。
- (9) 保険証券
新たに保険証券を発行します。
3. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、会社は、第1項の規定による更新の取扱に準じて、会社の定める他の保険契約をこの保険契約の保険期間満了日の翌日に締結することがあります。この場合、この保険契約と他の保険契約の保険期間は継続されたものとします。

25. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第48条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

- 被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことにより保険契約が消滅したときは、会社の定める取扱範囲内で、被保険者としての選択を受けることなく、配偶者を主たる被保険者とする保険契約を新たに締結することができます。
- 前項の場合、新たに締結する保険契約については、次のとおり取り扱います。
 - 被保険者の型は、本人型とします。
 - ガン入院給付金日額は、消滅した保険契約における配偶者のガン入院給付金日額と同額以下とします。
 - 第2条（ガン給付責任開始期）、第6条（ガン入院給付金の支払）、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）、第14条（告知義務）、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（保険契約を解除できない場合）の適用に際しては、消滅した保険契約と新たに締結する保険契約の保険期間とは継続されたものとします。
- 消滅した保険契約において、既に第6条（ガン入院給付金の支払）第2項にもとづくガン入院給付金の継続支払を行っている場合には、その支払済のガン入院給付金については、会社は、新たに締結した保険契約にもとづく支払を行いません。重複して支払った場合には、新たに締結した保険契約について重複支払分の返還を請求します。

26. 特別取扱

第49条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

- 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
- 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったも

のとします。

第50条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

第51条（保険料払込方法（回数）が一時払の場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。
- (2) 第1条（責任開始期）第3項および第4項、第8条（保険料の払込免除）、第9条（保険料の払込を免除しない場合）、第10条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第21条（第2回以後の保険料の払込）、第22条（払込期中の保険事故等と保険料の取扱）、第24条（保険料の前納および一括払）、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）、第26条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）、第27条（保険契約の失効）、第28条（保険契約の復活）、第33条（保険料払込方法（回数）の変更）ならびに第47条（保険契約の更新）の規定は適用しません。
- (3) 前条第3項において、保険料等が一時払保険料（一時払保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

第52条（保険料払込方法（回数）が一時払の特約が付加されている場合の取扱）

この保険契約の保険料払込方法（回数）が一時払以外の場合で、この保険契約の締結の際、保険料払込方法（回数）が一時払の特約を付加するときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（責任開始期）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）、第19条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）、第20条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第2項および第54条（特則を付加した場合の取扱）第2項の規定は適用しません。
- (3) 第50条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）第3項において、保険料等が第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責

任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

27. 契約日指定に関する特則

第53条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第54条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合には、第1条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
2. 前項の場合、第25条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第18条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第55条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
主たる被保険者の死亡による保険契約の消滅	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の住民票	第7条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第8条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第15条、 第17条、第27条、 第30条、第31条、 第35条
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書	第28条
ガン入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第30条
被保険者の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) その被保険者についての会社所定の告知書	第31条
保険期間・保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第32条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第34条
ガン入院給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第37条

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン入院給付金の指定代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 指定代理請求人の戸籍謄本 (8) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (9) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (10) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第42条
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第42条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1.には該当しないものの、2.に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1.には該当しないものの、2.に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表3 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表4 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考〔別表3、別表4〕

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - c. 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、

その回復の見込のない場合

(2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

(3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 耳の障害

a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。

b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$1/4 (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 脊柱の障害

a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

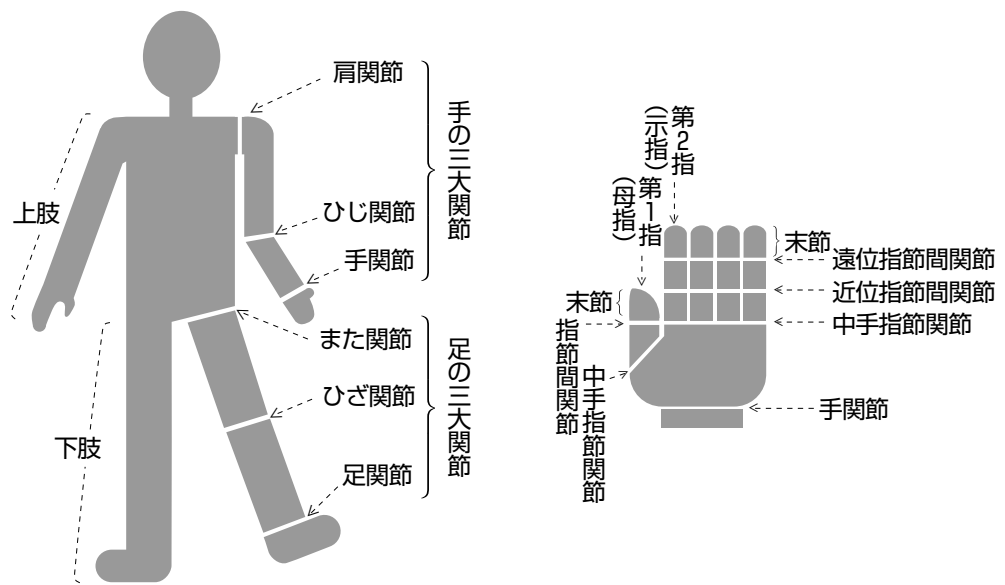
a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表7 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

先進医療特約α条項

1. 総則	146	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	153
第1条（特約の締結）	146	第29条（低解約返戻金特則の付加）	153
第2条（特約の責任開始期）	146	第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	153
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	146	第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	153
2. 特約給付金の支払	146	第32条（低解約返戻金特則の解約）	153
第4条（特約給付金の支払）	146	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	153
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の 場合の特例）	147	第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	153
第6条（先進医療給付金の支払限度）	147	別表1 請求書類	154
3. 特約保険料の払込免除	147	別表2 療養	154
第7条（特約保険料の払込免除）	147	別表3 先進医療	154
4. 告知義務および告知義務違反による解除	148	別表4 公的医療保険制度	154
第8条（告知義務）	148	別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額	154
第9条（告知義務違反による解除）	148	別表6 異常分娩	155
第10条（特約を解除できない場合）	148		
5. 重大事由による解除	148		
第11条（重大事由による解除）	148		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	149		
第12条（特約保険料の払込）	149		
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	150		
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	150		
第15条（特約の失効および消滅）	150		
7. 特約の復活	150		
第16条（特約の復活）	150		
8. 特約内容の変更	150		
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	150		
9. 特約の解約および解約返戻金	150		
第18条（特約の解約）	150		
第19条（解約返戻金）	151		
10. 給付金の受取人による特約の存続	151		
第20条（給付金の受取人による特約の存続）	151		
11. 契約者配当	151		
第21条（契約者配当）	151		
12. 請求手続	151		
第22条（請求手続）	151		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	151		
第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	151		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更	152		
第24条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更）	152		
15. 特約の更新	152		
第25条（特約の更新）	152		
16. 主約款の準用	152		
第26条（主約款の準用）	152		
17. 中途付加の場合の取扱	152		
第27条（中途付加の場合の取扱）	152		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	153		
第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	153		

先進医療特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約給付金の支払

第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること ① 疾病（別表6に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約の入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより療養を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考3に定めるところによります。） (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に療養を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養であるとき
 - 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により療養を受けた場合に、これらの事由により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第6条（先進医療給付金の支払限度）

この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
- 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日

または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第14条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約の先進医療給付金の支払額が通算して第6条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

7. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続**第20条（給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当**第21条（契約者配当）**

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続**第22条（請求手続）**

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等**第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）**

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第24条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 特約の更新

第25条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、第4条（特約給付金の支払）および第6条（先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算し

ます。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に受けた療養で、会社指定の部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、先進医療給付金を支払いません。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第19条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第5項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 特約の解約
 - ⑤ 第20条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第 4 条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第 9 条、第11条、 第12条、第15条、 第18条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表 3 先進医療

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表 4 の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表 4 の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表 4 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 5 先進医療の技術にかかわる費用の額

先進医療の技術にかかわる費用の額とは、別表 3 に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき別表 4 に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

別表6 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

三大疾病給付特約α条項

1. 総則	158	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	166
第1条（特約の締結）	158	第30条（低解約返戻金特則の付加）	166
第2条（特約の責任開始期）	158	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	166
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	158	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	166
第4条（三大疾病入院給付金日額）	158	第33条（低解約返戻金特則の解約）	167
2. 特約給付金の支払	158	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	167
第5条（特約給付金の支払）	158	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	167
第6条（三大疾病入院給付金の支払限度）	161	別表1 請求書類	168
3. 特約保険料の払込免除	161	備考	168
第7条（特約保険料の払込免除）	161		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	161		
第8条（告知義務）	161		
第9条（告知義務違反による解除）	161		
第10条（特約を解除できない場合）	161		
5. 重大事由による解除	162		
第11条（重大事由による解除）	162		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	162		
第12条（特約保険料の払込）	162		
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	163		
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	163		
第15条（特約の失効および消滅）	163		
7. 特約の復活	163		
第16条（特約の復活）	163		
8. 特約内容の変更	163		
第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）	163		
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変 更）	164		
9. 特約の解約および解約返戻金	164		
第19条（特約の解約）	164		
第20条（解約返戻金）	164		
10. 給付金の受取人による特約の存続	164		
第21条（給付金の受取人による特約の存続）	164		
11. 契約者配当	164		
第22条（契約者配当）	164		
12. 請求手続	165		
第23条（請求手続）	165		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	165		
第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	165		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更	165		
第25条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更）	165		
15. 特約の更新	165		
第26条（特約の更新）	165		
16. 主約款の準用	165		
第27条（主約款の準用）	165		
17. 中途付加の場合の取扱	165		
第28条（中途付加の場合の取扱）	165		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	166		
第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	166		

三大疾病給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 三大疾病入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（三大疾病入院給付金日額）

三大疾病入院給付金日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
三大疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した三大疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表7に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること (2) 三大疾病の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 三大疾病入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \\ \times \\ \text{入院日数} \end{array} \right]$	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
三大疾病手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた三大疾病を直接の原因とする手術であること (2) 三大疾病の治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること (3) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。）であること	手術1回につき、 (1) 入院中に受けた手術の場合 $\left(\begin{array}{c} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 10$ (2) 入院中以外に受けた手術の場合 $\left(\begin{array}{c} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 5$	主契約の入院手術給付金受取人	_____
三大疾病放射線治療給付金	被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす放射線治療を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じた三大疾病を直接の原因とする放射線治療であること (2) 三大疾病の治療を目的とした放射線治療であること (3) 主契約の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療（主約款に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為を含みます。）であること	放射線治療1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 10$	主契約の入院手術給付金受取人	_____
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に第1項に定める手術または放射線治療を受けても、三大疾病手術給付金または三大疾病放射線治療給付金は支払いません。
- 同一の三大疾病（この疾病と因果関係がある三大疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、三大疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日

- を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる三大疾病を併発していたときまたは入院中に異なる三大疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった三大疾病により継続して入院したものとみなします。
 5. 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に三大疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を三大疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
 6. 三大疾病手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 被保険者が三大疾病手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち三大疾病手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ三大疾病手術給付金を支払います。
 - (2) 三大疾病の治療を目的とした手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、三大疾病手術給付金の支払事由にかかわらず、当該手術に対して三大疾病手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、三大疾病手術給付金を支払いません。
 7. 三大疾病放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 被保険者が三大疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ三大疾病放射線治療給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が三大疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、三大疾病放射線治療給付金の支払事由にかかわらず、三大疾病放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、三大疾病放射線治療給付金を支払いません。
 8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した三大疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院しまたは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した三大疾病によるものとみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療であるとき
 - (2) 原因となった三大疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその三大疾病を知っていたとき
 - (3) 原因となった三大疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その三大疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 9. 三大疾病入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
 - (1) 入院中の各日現在の三大疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の三大疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (2) 三大疾病手術給付金については、手術を受けた日現在の三大疾病入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の三大疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (3) 三大疾病放射線治療給付金については、三大疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の三大疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
 10. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
 11. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
 12. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
 13. この特約の三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金または死亡給付金の受取

人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（三大疾病入院給付金の支払限度）

この特約における支払限度はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、三大疾病入院給付金日額の減額の取扱は行いません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保

険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、こ

の特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の三大疾病入院給付金日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第14条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、三大疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の三大疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、三大疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額され、三大疾病入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、三大疾病入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第21条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第23条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第25条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
- ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
- (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術または放射線治療に関しては、次に定めるところによります。
- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金または三大疾病放射線治療給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りま。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
- ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第12項の規定による解約返戻金の支払
- ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- ③ 特約の失効および消滅
- ④ 三大疾病入院給付金日額の減額
- ⑤ 特約の解約

⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
三大疾病入院給付金・ 三大疾病手術給付金・ 三大疾病放射線治療給 付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金または三大 疾病放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第19条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求める ことがあります。		

備考

1. 同一の三大疾病
医学上重要な関係にある一連の三大疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の三大疾病として
取り扱います。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該
当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入
院」とみなします。
3. 治療を目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手
術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

女性疾病給付特約α条項

1. 総則	170	第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	178
第1条（特約の締結）	170	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	179
第2条（特約の責任開始期）	170	第31条（低解約返戻金特則の付加）	179
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	170	第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	179
第4条（女性疾病入院給付金日額）	170	第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	179
2. 特約給付金の支払	170	第34条（低解約返戻金特則の解約）	179
第5条（特約給付金の支払）	170	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	179
第6条（支払限度の型）	173	第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	179
第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）	173	別表1 請求書類	180
3. 特約保険料の払込免除	173	別表2 対象となる女性疾病	180
第8条（特約保険料の払込免除）	173	備考	183
4. 告知義務および告知義務違反による解除	173		
第9条（告知義務）	173		
第10条（告知義務違反による解除）	173		
第11条（特約を解除できない場合）	174		
5. 重大事由による解除	174		
第12条（重大事由による解除）	174		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	175		
第13条（特約保険料の払込）	175		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	175		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	175		
第16条（特約の失効および消滅）	176		
7. 特約の復活	176		
第17条（特約の復活）	176		
8. 特約内容の変更	176		
第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）	176		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	176		
9. 特約の解約および解約返戻金	176		
第20条（特約の解約）	176		
第21条（解約返戻金）	176		
10. 給付金の受取人による特約の存続	177		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	177		
11. 契約者配当	177		
第23条（契約者配当）	177		
12. 請求手続	177		
第24条（請求手続）	177		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	177		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	177		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	177		
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	177		
15. 特約の更新	177		
第27条（特約の更新）	177		
16. 主約款の準用	178		
第28条（主約款の準用）	178		
17. 中途付加の場合の取扱	178		
第29条（中途付加の場合の取扱）	178		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	178		

女性疾病給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 女性疾病入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（女性疾病入院給付金日額）

女性疾病入院給付金日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
女 性 疾 病 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した女性疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること (2) 女性疾病の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 女性疾病入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
女性疾病手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする手術であること (2) 女性疾病の治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること (3) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。）であること	手術1回につき、 (1) 入院中に受けた手術の場合 女性疾病 入院給付金日額 × 10 (2) 入院中以外に受けた手術の場合 女性疾病 入院給付金日額 × 5	主契約の入院手術給付金受取人	_____
女性疾病放射線治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす放射線治療を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする放射線治療であること (2) 女性疾病の治療を目的とした放射線治療であること (3) 主契約の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療（主約款に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為を含みます。）であること	放射線治療1回につき、 女性疾病 入院給付金日額 × 10	主契約の入院手術給付金受取人	_____
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に第1項に定める手術または放射線治療を受けても、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金は支払いません。
- 同一の女性疾病（この疾病と因果関係がある女性疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日

- を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる女性疾病を併発していたときまたは入院中に異なる女性疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。
 5. 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に女性疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を、女性疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その女性疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
 6. 女性疾病手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 被保険者が女性疾病手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち女性疾病手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金を支払います。
 - (2) 女性疾病の治療を目的とした手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、女性疾病手術給付金の支払事由にかかわらず、当該手術に対して女性疾病手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、女性疾病手術給付金を支払いません。
 7. 女性疾病放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ女性疾病放射線治療給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、女性疾病放射線治療給付金の支払事由にかかわらず、女性疾病放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
 8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院しまたは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した女性疾病によるものとみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療であるとき
 - (2) 原因となった女性疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその女性疾病を知っていたとき
 - (3) 原因となった女性疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その女性疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 9. 女性疾病入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
 - (1) 入院中の各日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (2) 女性疾病手術給付金については、手術を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
 - (3) 女性疾病放射線治療給付金については、女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
 10. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
 11. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
 12. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
 13. この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金および死亡給付金の受取

人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（支払限度の型）

- この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。
ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
 - 30日型
 - 60日型
 - 120日型
 - 180日型
 - 1095日型
- 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）

- 1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。以下本項において同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	1回の入院の 支払日数
30日型	30日
60日型	60日
120日型	120日
180日型	180日
1095日型	1095日

- 通算支払日数の限度はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、女性疾病入院給付金日額の減額の取扱は行いません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- 特約の締結
- 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。

5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金または死亡給付金を

支払っていたときは、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きします。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きします。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金支払われなとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、女性疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、女性疾病入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保

保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。

4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術または放射線治療に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた女性疾病によるときは、会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた女性疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した女性疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第12項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 女性疾病入院給付金日額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第34条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
女性疾病入院給付金・ 女性疾病手術給付金・ 女性疾病放射線治療給 付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金または女性 疾病放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第16条、 第20条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求める ことがあります。		

別表2 対象となる女性疾病

1. この特約の対象となる女性疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

女性疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
ガン	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・ 口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・ その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・ 中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・ 上皮内黒色腫	D03
	・ 皮膚の上皮内癌	D04
	・ 乳房の上皮内癌	D05
	・ 子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	・ その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・ 子宮内膜	D07.0
	・ 外陰部	D07.1
	・ 陰	D07.2
	・ その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・ その他および部位不明の上皮内癌	D09

女性疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
乳房、甲状腺、 女性生殖器もし くは腎尿路の良 性新生物または 性質不詳の新生 物	良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物（D30）中の ・腎 ・腎盂 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の尿路 ・甲状腺の良性新生物	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D34
	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・骨髓異形成症候群 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D39 D41 D46 D48.6
血液および造血 器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害（D50～D89）中の ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB ₁₂ 欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ・後天性溶血性貧血 ・後天性赤芽球ろうく瘍> ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌腺、栄養 および代謝疾患	甲状腺障害	E00～E07
	その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング（Cushing）症候群 ・卵巣機能障害	E24 E28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E89.0 E89.4

女性疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の	
	・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤	I 86. 3
	・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 95 I 97. 2
消化器系の疾患	胆のう〈嚢〉、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の	
	・胆石症	K 80
	・胆のう〈嚢〉炎	K 81
	・胆のう〈嚢〉のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患	K 82 K 83
筋骨格系および 結合組織の疾患	消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の ・胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K 91. 5
	血清反応陽性関節リウマチ	M 05
	その他の関節リウマチ	M 06
	若年性関節炎	M 08
筋骨格系および 結合組織の疾患	他に分類される疾患における若年性関節炎	M 09
	その他の明示された関節障害（M 12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー〈Jaccoud〉病〕	M 12. 0
	全身性結合組織障害	M 30～M 36
腎尿路生殖器系の疾患	腎尿路生殖器系の疾患（N 00～N 99）中の	
	・急性腎炎症候群	N 00
	・急速進行性腎炎症候群	N 01
	・反復性および持続性血尿	N 02
	・慢性腎炎症候群	N 03
	・ネフローゼ症候群	N 04
	・詳細不明の腎炎症候群	N 05
	・明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく〈蛋白〉尿	N 06
	・遺伝性腎症〈ネフロパシー〉、他に分類されないもの	N 07
	・他に分類される疾患における糸球体障害	N 08
	・急性尿細管間質性腎炎	N 10
	・慢性尿細管間質性腎炎	N 11
	・尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの	N 12
	・閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患	N 13
	・薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態	N 14
	・その他の腎尿細管間質性疾患	N 15
	・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N 16
	・慢性腎不全	N 18
	・詳細不明の腎不全	N 19
	・腎結石および尿管結石	N 20
	・下部尿路結石	N 21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N 22
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N 28
	・膀胱炎	N 30
	・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N 31
	・その他の膀胱障害	N 32
	・他に分類される疾患における膀胱障害	N 33
	・尿道炎および尿道症候群	N 34

女性疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
腎尿路生殖器系の疾患	・尿道狭窄 ・尿道のその他の障害 ・他に分類される疾患における尿道の障害 ・尿路系のその他の障害	N35 N36 N37 N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の ・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩 ・多胎分娩、全児帝王切開 ・その他の多胎分娩 ・多胎分娩、詳細不明	O84.1 O84.2 O84.8 O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく〈褥〉に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく〈褥〉に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考

- 同一の女性疾病
医学上重要な関係にある一連の女性疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の女性疾病として取り扱います。
- 治療を目的とした入院
美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病

の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

3. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

ガン診断給付特約α条項

1. 総則	186	第29条（低解約返戻金特則の付加）	193
第1条（特約の締結）	186	第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	193
第2条（特約の責任開始期）	186	第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	193
第3条（特約のガン給付責任開始期）	186	第32条（低解約返戻金特則の解約）	193
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	186	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	193
2. ガンの定義および診断確定	186	第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	193
第5条（ガンの定義および診断確定）	186	21. 主契約が新医療保険αの場合の取扱	194
3. 特約給付金の支払	186	第34条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）	194
第6条（特約給付金の支払）	186	第35条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	194
4. 特約保険料の払込免除	187	別表1 請求書類	195
第7条（特約保険料の払込免除）	187	別表2 対象となるガン	195
5. 告知義務および告知義務違反による解除	188	備考 治療を目的とした入院	196
第8条（告知義務）	188		
第9条（告知義務違反による解除）	188		
第10条（特約を解除できない場合）	188		
6. 特約の無効	188		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	188		
7. 重大事由による解除	189		
第12条（重大事由による解除）	189		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	190		
第13条（特約保険料の払込）	190		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	190		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	190		
第16条（特約の失効および消滅）	190		
9. 特約の復活	191		
第17条（特約の復活）	191		
10. 特約内容の変更	191		
第18条（ガン診断給付金額の減額）	191		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	191		
11. 特約の解約および解約返戻金	191		
第20条（特約の解約）	191		
第21条（解約返戻金）	191		
12. 給付金の受取人による特約の存続	191		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	191		
13. 契約者配当	192		
第23条（契約者配当）	192		
14. 請求手続	192		
第24条（請求手続）	192		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	192		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	192		
16. 特約の更新	192		
第26条（特約の更新）	192		
17. 主約款の準用	192		
第27条（主約款の準用）	192		
18. 中途付加の場合の取扱	192		
第28条（中途付加の場合の取扱）	192		
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	193		

ガン診断給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン診断給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン診断給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき (2) 前(1)のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき ① ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること ② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること	ガン診断給付金額	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項のガン診断給付金の支払に関する規定を適用します。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約のガン診断給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）

は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行います。また、この場合に既にガン診断給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（ガン診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、ガン診断給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合

には、その告知の時)

(2) ガン給付責任開始期

ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(3) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ ガン診断給付金額の減額
 - ⑥ 特約の解約
 - ⑦ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

21. 主契約が新医療保険αの場合の取扱

第34条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）

この特約が新医療保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）の適用に際しては、次のとおり取扱います。
 - ① 第1項中、「ガン給付金受取人」を「入院手術給付金受取人」と、「別表6」を「別表5」と、「別表7」を「別表6」とそれぞれ読み替えます。
 - ② 第4項を次のとおり読み替えます。
- 4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に次の各号のすべてに該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
 - (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること
 - (2) ガンの治療を目的としている入院であること
 - (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること
 - (4) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること
- (2) 第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「ガン入院給付金日額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (3) 第26条（特約の更新）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 第26条（特約の更新）
 - 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - 2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 - 3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
 - 4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
 - 5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

第35条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

- 1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第6条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
- 2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間の満了日を含んでガンにより継続して入院した場合、会社は、その満了日の翌日の入院に対してガン診断給付金を支払います。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、第12条、第13条、第16条、第20条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
/ 2 …… 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性 / 3 …… 悪性、原発部位 / 6 …… 悪性、転移部位 悪性、続発部位 / 9 …… 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76. 0

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

室料差額給付特約α条項

1. 総則	198	第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	206
第1条（特約の締結）	198	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	206
第2条（特約の責任開始期）	198	第31条（低解約返戻金特則の付加）	206
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	198	第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	206
第4条（室料差額基準日額）	198	第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	206
2. 特約給付金の支払	199	第34条（低解約返戻金特則の解約）	207
第5条（特約給付金の支払）	199	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	207
第6条（支払限度期間の型）	200	第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	207
第7条（室料差額給付金の支払限度期間）	200	別表1 請求書類	208
3. 特約保険料の払込免除	201	別表2 室料差額	208
第8条（特約保険料の払込免除）	201	別表3 公的医療保険制度	208
4. 告知義務および告知義務違反による解除	201	別表4 異常分娩	208
第9条（告知義務）	201		
第10条（告知義務違反による解除）	201		
第11条（特約を解除できない場合）	201		
5. 重大事由による解除	202		
第12条（重大事由による解除）	202		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	202		
第13条（特約保険料の払込）	202		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	203		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	203		
第16条（特約の失効および消滅）	203		
7. 特約の復活	203		
第17条（特約の復活）	203		
8. 特約内容の変更	203		
第18条（室料差額基準日額の減額）	203		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	204		
9. 特約の解約および解約返戻金	204		
第20条（特約の解約）	204		
第21条（解約返戻金）	204		
10. 給付金の受取人による特約の存続	204		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	204		
11. 契約者配当	205		
第23条（契約者配当）	205		
12. 請求手続	205		
第24条（請求手続）	205		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	205		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	205		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	205		
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	205		
15. 特約の更新	205		
第27条（特約の更新）	205		
16. 主約款の準用	205		
第28条（主約款の準用）	205		
17. 中途付加の場合の取扱	206		
第29条（中途付加の場合の取扱）	206		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	206		

室料差額給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) 室料差額基準日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（室料差額基準日額）

室料差額基準日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
室料差額給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること ① 疾病（別表4に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院であること (3) その入院により室料差額（別表2に定めるところによります。以下同じ。）が発生すること	入院1回につき、次の各号のいずれか小さい金額 (1) 支払限度期間（主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院の入院日数（以下本条において「入院日数」といいます。）が限度に達するまでの期間とします。以下同じ。）中に発生した室料差額と同額 (2) 入院日数に、室料差額基準日額を乗じた金額	主契約の入院手術給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、室料差額給付金の支払に際しても、継続した1回の入院とみなして取り扱います。

3. 被保険者の入院中に、入院日数が1回の入院または通算の支払限度期間に達した場合で、支払限度期間に達した日を含んで入院を継続しているときは、支払限度期間に達した日の属する月の末日までの入院期間中に発生した室料差額についても、支払限度期間中に発生した室料差額とみなして、第1項の規定を適用

- します。
4. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号に該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - (3) 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 5. 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に室料差額基準日額が減額された場合、室料差額給付金の支払額は、次の各号のいずれか小さい金額とします。
 - (1) 支払限度期間中に発生した室料差額と同額
 - (2) 減額前の入院日数に減額前の室料差額基準日額を乗じた金額と、減額以後の入院日数に減額以後の室料差額基準日額を乗じた金額との合計額
 6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
 7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
 8. この特約の室料差額給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（支払限度期間の型）

1. この特約における支払限度期間の型は、室料差額給付金の支払限度期間に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度期間の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
 - (1) 30日型
 - (2) 60日型
 - (3) 120日型
 - (4) 180日型
 - (5) 1095日型
2. 前項の支払限度期間の型は、相互に変更することはできません。

第7条（室料差額給付金の支払限度期間）

1. 室料差額給付金の支払に際して、室料差額基準日額に乗じる入院日数は、前条に規定する支払限度期間の型に応じて、次に定める支払限度期間をもって限度とします。

支払限度期間 の型	1回の入院の 支払限度期間	通算支払限度期間
30日型	30日	支払限度期間の型にかかわらず、 1095日
60日型	60日	
120日型	120日	
180日型	180日	
1095日型	1095日	

2. 前項の通算支払限度期間には、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われる入院日数と同一の日数を算入します。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、室料差額基準日額の減額の取扱は行いません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、室料差額給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による室料差額給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に室料差額給付金または死亡給付金を支払っていたときは、室料差額給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の室料差額基準日額が減額されたとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われた入院の入院日数が通算して第7条（室料差額給付金の支払限度期間）に定める通算支払限度期間に達した場合には、その達した日の翌日から、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

7. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第18条（室料差額基準日額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、室料差額基準日額を減額することができます。ただし、減額後の室料差

額基準日額が会社の定める取扱範囲外となる場合には、会社は、室料差額基準日額の減額は取り扱いません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額され、室料差額基準日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、室料差額基準日額を会社の定める金額まで減額します。また、室料差額基準日額を減額しても会社の定める金額をこえる場合には、主契約の入院給付金日額の減額は取り扱いません。
3. 前2項のほか、この特約の室料差額基準日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払

額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の室料差額給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の室料差額給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の室料差額給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りません。）または疾病（特別条件特約条項の別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、室料差額給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して室料差額給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して室料差額給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りします。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。

- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
- ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 室料差額基準日額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第34条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
室料差額給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 室料差額給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 室料差額の支出を証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第16条、 第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 室料差額

「室料差額」とは、別表3に定める法律に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別療養環境の提供にあたる病院または診療所の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

別表3 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

脳卒中治療支援特約α条項

1. 総則	210	18. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	218
第1条（特約の締結）	210	第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	218
第2条（特約の責任開始期）	210	別表1 請求書類	219
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	210	別表2 対象となる脳卒中	219
2. 特約給付金等の支払	210	備考 治療を目的とした入院	219
第4条（特約給付金等の支払）	210		
3. 特約保険料の払込免除	212		
第5条（特約保険料の払込免除）	212		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	212		
第6条（告知義務）	212		
第7条（告知義務違反による解除）	212		
第8条（特約を解除できない場合）	212		
5. 重大事由による解除	213		
第9条（重大事由による解除）	213		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	214		
第10条（特約保険料の払込）	214		
第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	214		
第12条（特約保険料の自動振替貸付）	214		
第13条（特約の失効および消滅）	214		
7. 特約の復活	215		
第14条（特約の復活）	215		
8. 特約内容の変更	215		
第15条（基本給付金額の減額）	215		
第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	215		
9. 特約の解約および解約返戻金	215		
第17条（特約の解約）	215		
第18条（解約返戻金）	215		
10. 給付金等の受取人による特約の存続	216		
第19条（給付金等の受取人による特約の存続）	216		
11. 契約者配当	216		
第20条（契約者配当）	216		
12. 請求手続	216		
第21条（請求手続）	216		
13. 特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等	216		
第22条（特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	216		
14. 特約の更新	216		
第23条（特約の更新）	216		
15. 主約款の準用	217		
第24条（主約款の準用）	217		
16. 中途付加の場合の取扱	217		
第25条（中途付加の場合の取扱）	217		
17. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	217		
第26条（低解約返戻金特則の付加）	217		
第27条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	217		
第28条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	217		
第29条（低解約返戻金特則の解約）	217		

脳卒中治療支援特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
- (1) この特約の名称
- (2) 基本給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. 特約給付金等の支払

第4条（特約給付金等の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の一時金、給付金または年金（以下「給付金等」といいます。）を支払います。

名称	給付金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合
脳卒中入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた脳卒中を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること (2) 脳卒中（別表2に定めるところによります。以下同じ。）の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること	基本給付金額 × 20%	主契約の入院手術給付金受取人	_____
回復支援給付金	被保険者が脳卒中入院一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症（以下「神経学的後遺症」といいます。）が継続したと医師によって診断されたとき	基本給付金額 × 50%	主契約の入院手術給付金受取人	_____
回復支援年金	回復支援給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて6か月ごとの月単位の応当日（応当日がないときは、その月の末日とします。）が到来したとき	基本給付金額 × 10%	主契約の入院手術給付金受取人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 脳卒中入院一時金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 被保険者が脳卒中以外の疾病または傷害による入院中に脳卒中与診断された場合、その脳卒中の治療を開始した日からその脳卒中の治療を目的として入院したものとみなして前項の脳卒中入院一時金の支払に関する規定を適用します。
- (2) 被保険者が脳卒中入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前号または次号の規定により脳卒中入院一時金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内に脳卒中入院一時金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、脳卒中入院一時金を支払いません。
- (3) 被保険者が脳卒中入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に脳卒中の治療を目的とする継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、脳卒中入院一時金を支払います。
- (4) 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した脳卒中を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した脳卒中によるものとみなします。
 - ① この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - ② 原因となった脳卒中について、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその脳卒中を知っていたとき
 - ③ 原因となった脳卒中について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その脳卒中による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 回復支援給付金および回復支援年金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 回復支援給付金が支払われた場合、その支払後は回復支援年金以外の支払金はありません。
- (2) この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に回復支援給付金の支払事由に該当した場合には、この特約の保険期間満了日に支払事由に該当したものとみなして、回復支援給付金および回復支援年金を支払います。
- (3) 会社は、年金証書を回復支援年金の受取人に交付します。
- (4) 回復支援年金の支払回数は5回とします。
- (5) 回復支援給付金の支払事由発生日以後、回復支援年金の受取人から請求があったときは、将来の回復支援年金の支払に代えて、未払いの回復支援年金の現価に相当する金額を一括して支払います。この場合、この特約は消滅します。
- (6) 回復支援給付金の支払事由発生日から最終回の回復支援年金の支払日までの間に回復支援年金の受取人が死亡したときは、回復支援年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で回復支援年金の受取人の死亡時に生存している者を、回復支援年金の受取人とします。この場合、回復支援年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

4. 回復支援給付金の支払事由が生じたときは、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に回復支援給付金の支払事由が発生したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を要し

ません。

5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約の脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金および死亡給付金の受取人は、第1項（回復支援年金については第3項第6号を含みます。）に定める者以外に変更することはできません。

3. 特約保険料の払込免除

第5条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、基本給付金額の減額の取扱は行いません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第6条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第7条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金等の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金等を支払っていたときは、給付金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が証明したときは、給付金等の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第8条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）

が、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき

- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第9条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金等を詐取する目的または他人にこの特約の給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金または死亡給付金を支払っていたときは、脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 回復支援給付金の支払事由発生日前
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(2) 回復支援給付金の支払事由発生日以後

未払いの回復支援年金の現価に相当する金額を回復支援年金の受取人に支払います。

5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項第1号の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第10条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金等（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金等（死亡給付金等の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したときまたは回復支援給付金の支払事由が生じたとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の基本給付金額が減額されたとき

第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金等（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第12条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第13条（特約の失効および消滅）

1. 回復支援給付金の支払事由発生前に主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 回復支援給付金の支払事由発生前に主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、

次に定めるところによります。

- (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第14条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第15条（基本給付金額の減額）

1. 保険契約者は、回復支援給付金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、基本給付金額を減額することができます。ただし、減額後の基本給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、基本給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、基本給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、基本給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の基本給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとしします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第17条（特約の解約）

1. 保険契約者は、回復支援給付金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第18条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、脳卒中入院一時金、回復支援給付金および回復支援年金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額としします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、脳卒中入院一時金、回復支援給付金および回復支援年金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金等の受取人による特約の存続

第19条（給付金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、回復支援給付金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社が回復支援給付金または死亡給付金を支払うべきときは、その回復支援給付金の額（回復支援給付金の額と未払いの回復支援年金の現価に相当する金額の合計額とします。以下同じ。）または死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、回復支援給付金の額または死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、回復支援給付金または死亡給付金の受取人に支払います。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第21条（請求手続）

1. 給付金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第22条（特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金等および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第23条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - (4) 回復支援給付金の支払事由が生じているとき
2. この特約が更新されたときは、給付金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号、第2号または第4号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用し

ます。

15. 主約款の準用

第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第26条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第27条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第28条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第18条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金等の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 基本給付金額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第19条（給付金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第29条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

18. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第25条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
脳卒中入院一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 脳卒中入院一時金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
回復支援給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 回復支援給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
回復支援年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 回復支援年金の受取人の印鑑証明書	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第7条、第9条、 第10条、第13条、 第17条
基本給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
給付金等の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
脳血管疾患（I60～I69）のうち、	
・くも膜下出血	I60
・脳内出血	I61
・脳梗塞	I63
・脳血管疾患の続発・後遺症（I69）中の	
・くも膜下出血の続発・後遺症	I69.0
・脳内出血の続発・後遺症	I69.1
・脳梗塞の続発・後遺症	I69.3

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、脳卒中の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

新退院給付特約条項

1. 総則	222	第29条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	229
第1条（特約の締結）	222	第30条（低解約返戻金特則の解約）	229
第2条（特約の責任開始期）	222	19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	229
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	222	第31条（死亡給付金不担保特則の付加）	229
2. 特約給付金の支払	222	第32条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	229
第4条（特約給付金の支払）	222	第33条（死亡給付金不担保特則の解約）	230
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	223	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	230
3. 特約保険料の払込免除	224	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	230
第6条（特約保険料の払込免除）	224	別表1 請求書類	231
4. 告知義務および告知義務違反による解除	224	別表2 異常分娩	231
第7条（告知義務）	224		
第8条（告知義務違反による解除）	224		
第9条（特約を解除できない場合）	224		
5. 重大事由による解除	225		
第10条（重大事由による解除）	225		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	225		
第11条（特約保険料の払込）	225		
第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	226		
第13条（特約保険料の自動振替貸付）	226		
第14条（特約の失効および消滅）	226		
7. 特約の復活	226		
第15条（特約の復活）	226		
8. 特約内容の変更	226		
第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	226		
9. 特約の解約および解約返戻金	227		
第17条（特約の解約）	227		
第18条（解約返戻金）	227		
10. 給付金の受取人による特約の存続	227		
第19条（給付金の受取人による特約の存続）	227		
11. 契約者配当	227		
第20条（契約者配当）	227		
12. 請求手続	227		
第21条（請求手続）	227		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	228		
第22条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	228		
14. 特約の更新	228		
第23条（特約の更新）	228		
15. 主約款の準用	228		
第24条（主約款の準用）	228		
16. 中途付加の場合の取扱	228		
第25条（中途付加の場合の取扱）	228		
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	229		
第26条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	229		
18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	229		
第27条（低解約返戻金特則の付加）	229		
第28条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	229		

新退院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. 特約給付金の支払

第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
退院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院 1回につき、 $\left[\begin{array}{c} \text{主契約の入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 10$	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、主約款の規定により、その被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなされる場合は、この特約についてもこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
- 被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、退院給付金の支払は1回とします。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の退院とみなします。
- 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、退院給付金の支払額は、退院した日現在の主契約の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の退院給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、退院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、退院給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による退院給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に退院給付金または死亡給付金を支払っていたときは、退院給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約の入院給付金日額が減額されたとき

第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第13条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第17条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第18条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、退院給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、退院給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第19条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第21条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第22条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第23条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第25条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第26条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院の退院に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、退院給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して20日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して20日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りします。

18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第27条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第28条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第29条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第18条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第18条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 特約の解約
 - ⑤ 第19条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第30条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第31条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第32条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第4条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第7項および第9項ならびに第13条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第18条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第18条（解約返戻金）

- 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
- 2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第33条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
- 2. 前項の取扱が行われる場合には、第25条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
退院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 退院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第10条、 第11条、第14条、 第17条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものと
し、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要
ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

先進医療特約条項

1. 総則	234	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	241
第1条（特約の締結）	234	第29条（低解約返戻金特則の付加）	241
第2条（特約の責任開始期）	234	第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	241
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	234	第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	241
2. 特約給付金の支払	234	第32条（低解約返戻金特則の解約）	241
第4条（特約給付金の支払）	234	20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されて いる場合の取扱	241
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の 場合の特例）	235	第33条（死亡給付金不担保特則の付加）	241
第6条（先進医療給付金の支払限度）	235	第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取 扱）	241
3. 特約保険料の払込免除	235	第35条（死亡給付金不担保特則の解約）	242
第7条（特約保険料の払込免除）	235	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	242
4. 告知義務および告知義務違反による解除	236	第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	242
第8条（告知義務）	236	22. 保険期間を終身に変更する場合の取扱	242
第9条（告知義務違反による解除）	236	第37条（保険期間を終身に変更する場合の取扱）	242
第10条（特約を解除できない場合）	236	別表1 請求書類	243
5. 重大事由による解除	236	別表2 療養	243
第11条（重大事由による解除）	236	別表3 先進医療	243
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	237	別表4 公的医療保険制度	243
第12条（特約保険料の払込）	237	別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額	243
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	238	別表6 異常分娩	244
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	238		
第15条（特約の失効および消滅）	238		
7. 特約の復活	238		
第16条（特約の復活）	238		
8. 特約内容の変更	238		
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	238		
9. 特約の解約および解約返戻金	238		
第18条（特約の解約）	238		
第19条（解約返戻金）	239		
10. 給付金の受取人による特約の存続	239		
第20条（給付金の受取人による特約の存続）	239		
11. 契約者配当	239		
第21条（契約者配当）	239		
12. 請求手続	239		
第22条（請求手続）	239		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	239		
第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	239		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更	240		
第24条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更）	240		
15. 特約の更新	240		
第25条（特約の更新）	240		
16. 主約款の準用	240		
第26条（主約款の準用）	240		
17. 中途付加の場合の取扱	240		
第27条（中途付加の場合の取扱）	240		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	241		
第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	241		

先進医療特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. 特約給付金の支払

第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること ① 疾病（別表6に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約の入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより療養を受けたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考3に定めるところによります。） (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に療養を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養であるとき
 - 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
 - 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により療養を受けた場合に、これらの事由により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第6条（先進医療給付金の支払限度）

この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用し

て、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂

- を含みます。)をしたとき
- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金もしくは死亡給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。)の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人(主約款に定める代理請求人を含みます。)に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条(特約保険料の払込)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで(払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金(死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。)から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1

か月に満たない期間は切り捨てるとします。)に対応するこの特約の保険料を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

第13条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

第14条(特約保険料の自動振替貸付)

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第15条(特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約の先進医療給付金の支払額が通算して第6条(先進医療給付金の支払限度)に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

7. 特約の復活

第16条(特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条(特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解

約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

- (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

- (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第20条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第22条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第24条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

15. 特約の更新

第25条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、第4条（特約給付金の支払）および第6条（先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

16. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に受けた療養で、会社指定の部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りです。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、先進医療給付金を支払いません。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間がこの特約の保険期間をこえるときは、この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間はこの特約の保険期間と同一の期間とします。
3. 前2項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第19条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第19条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第5項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 特約の解約
 - ⑤ 第20条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第33条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第4条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第3項および第5項ならびに第14条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (3) 第19条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第35条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
- ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
- ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

22. 保険期間を終身に変更する場合の取扱

第37条（保険期間を終身に変更する場合の取扱）

1. 保険契約者は、主契約の保険期間が終身の場合に限り、特約の保険期間または保険料払込期間の変更の規定にかかわらず、会社の承諾を得て、この特約の保険期間を終身に変更することができます。
2. この特約の保険期間を終身に変更する場合、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
- (2) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- (3) この特約に低解約返戻金特則が付加されており、かつ、低解約返戻金期間がこの特約の保険期間と同一のときは、低解約返戻金期間も終身に変更されます。
3. この特約の保険期間が終身に変更された場合、保険証券に表示します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
保険期間の終身への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第37条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3 先進医療

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表4 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額

先進医療の技術にかかわる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

別表6 異常分娩

対象となる異常分娩の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものと
し、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要
ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

新三大疾病入院給付特約条項

1. 総則	246
第1条（特約の締結）	246
第2条（特約の責任開始期）	246
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	246
第4条（三大疾病入院給付金日額）	246
2. 特約給付金の支払	246
第5条（特約給付金の支払）	246
第6条（三大疾病入院給付金の支払限度）	248
3. 特約保険料の払込免除	248
第7条（特約保険料の払込免除）	248
4. 告知義務および告知義務違反による解除	248
第8条（告知義務）	248
第9条（告知義務違反による解除）	248
第10条（特約を解除できない場合）	248
5. 重大事由による解除	249
第11条（重大事由による解除）	249
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	249
第12条（特約保険料の払込）	249
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	250
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	250
第15条（特約の失効および消滅）	250
7. 特約の復活	250
第16条（特約の復活）	250
8. 特約内容の変更	250
第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）	250
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	251
9. 特約の解約および解約返戻金	251
第19条（特約の解約）	251
第20条（解約返戻金）	251
10. 給付金の受取人による特約の存続	251
第21条（給付金の受取人による特約の存続）	251
11. 契約者配当	251
第22条（契約者配当）	251
12. 請求手続	252
第23条（請求手続）	252
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	252
第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	252
14. 特約の更新	252
第25条（特約の更新）	252
15. 主約款の準用	252
第26条（主約款の準用）	252
16. 中途付加の場合の取扱	252
第27条（中途付加の場合の取扱）	252
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	253
第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	253
18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	253
第29条（低解約返戻金特則の付加）	253

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	253
第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	253
第32条（低解約返戻金特則の解約）	253
19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	254
第33条（死亡給付金不担保特則の付加）	254
第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	254
第35条（死亡給付金不担保特則の解約）	254
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	254
第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	254
別表1 請求書類	255
備考	255

新三大疾病入院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 三大疾病入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（三大疾病入院給付金日額）

三大疾病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
三 大 疾 病 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した三大疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表8に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること (2) 三大疾病の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 三大疾病入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	主契約の入院手術給付金受取人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- 同一の三大疾病（この疾病と因果関係がある三大疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、三大疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる三大疾病を併発していたときまたは入院中に異なる三大疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった三大疾病により継続して入院したものとみなします。
- 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に三大疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を三大疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した三大疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した三大疾病による入院とみなします。
 - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - 原因となった三大疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその三大疾病を知っていたとき
 - 原因となった三大疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その三大疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 入院中に三大疾病入院給付金日額が減額された場合には、三大疾病入院給付金の支払額は各日現在の三大疾病入院給付金日額（ただし、入院開始日から起算して5日目までの入院については入院開始日現在の三大疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を

死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

11. この特約の三大疾病入院給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（三大疾病入院給付金の支払限度）

この特約における支払限度はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除く

きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による三大疾病入院給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院給付金または死亡給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、こ

の特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の三大疾病入院給付金日額が減額されたとき

第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第14条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）

1. この特約の三大疾病入院給付金日額のみが減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額される場合には、この特約の三大疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減

額されるものとします。

3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、三大疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、三大疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第21条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第23条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第25条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りします。

18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第20条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 三大疾病入院給付金日額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第33条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第5条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第5条（特約給付金の支払）第8項および第10項ならびに第14条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第20条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第20条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第35条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
三大疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第19条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

備考

1. 同一の三大疾病
医学上重要な関係にある一連の三大疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の三大疾病として取り扱います。
2. 治療を目的とした入院
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

新女性疾病入院給付特約条項

1. 総則	258	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	266
第1条（特約の締結）	258	第32条（低解約返戻金特約が付加された場合の取扱）	266
第2条（特約の責任開始期）	258	第33条（低解約返戻金特約の解約）	266
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	258	19. 主契約に死亡給付金不担保特約が付加されている場合の取扱	266
第4条（女性疾病入院給付金日額）	258	第34条（死亡給付金不担保特約の付加）	266
2. 特約給付金の支払	258	第35条（死亡給付金不担保特約が付加された場合の取扱）	266
第5条（特約給付金の支払）	258	第36条（死亡給付金不担保特約の解約）	267
第6条（支払限度の型）	260	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	267
第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）	260	第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	267
3. 特約保険料の払込免除	260	別表1 請求書類	268
第8条（特約保険料の払込免除）	260	別表2 対象となる特定疾病	269
4. 告知義務および告知義務違反による解除	260	備考	272
第9条（告知義務）	260		
第10条（告知義務違反による解除）	261		
第11条（特約を解除できない場合）	261		
5. 重大事由による解除	261		
第12条（重大事由による解除）	261		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	262		
第13条（特約保険料の払込）	262		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	262		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	263		
第16条（特約の失効および消滅）	263		
7. 特約の復活	263		
第17条（特約の復活）	263		
8. 特約内容の変更	263		
第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）	263		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	263		
9. 特約の解約および解約返戻金	263		
第20条（特約の解約）	263		
第21条（解約返戻金）	263		
10. 給付金の受取人による特約の存続	264		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	264		
11. 契約者配当	264		
第23条（契約者配当）	264		
12. 請求手続	264		
第24条（請求手続）	264		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	264		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	264		
14. 特約の更新	264		
第26条（特約の更新）	264		
15. 主約款の準用	265		
第27条（主約款の準用）	265		
16. 中途付加の場合の取扱	265		
第28条（中途付加の場合の取扱）	265		
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	265		
第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	265		
18. 主契約に低解約返戻金特約が付加されている場合の取扱	266		
第30条（低解約返戻金特約の付加）	266		

新女性疾病入院給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 女性疾病入院給付金日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（女性疾病入院給付金日額）

女性疾病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

2. 特約給付金の支払

第5条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名 称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
女 性 疾 病 入 院 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること (2) 特定疾病の治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、 (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 女性疾病入院給付金日額の5倍相当額 (2) 入院日数が6日以上の場合 $\left[\begin{array}{c} \text{女性疾病入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]$	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
- 同一の特定疾病（この疾病と因果関係がある特定疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる特定疾病を併発していたときまたは入院中に異なる特定疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始の直接の原因となった疾病または併発した疾病に、別表2に定める特定疾病のうち、悪性新生物（基本分類コードがC00～C58、C64～C97およびD00～D09＜D07.4、D07.5およびD07.6を除く＞のものをいい、以下「悪性新生物」といいます。）または慢性リウマチ性心疾患（基本分類コードがI05～I09のものをいい、以下「慢性リウマチ性心疾患」といいます。）が含まれる場合、第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）の通算支払日数の計算に際しては、その悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（その悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患のみによっても入院する必要があるものに限り、）は、悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患を直接の原因とする入院として取り扱います。
- 被保険者が特定疾病以外の原因による入院中に特定疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を特定疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その特定疾病のみによっても入院する必要があるときに限り、
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病による入院とみなします。
 - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - 原因となった特定疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその特定疾病を知っていたとき
 - 原因となった特定疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その特定疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 入院中に女性疾病入院給付金日額が減額された場合には、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始日から起算して5日目までの入院については入院開始日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金

の受取割合と同じとします。

10. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
11. この特約の女性疾病入院給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。
ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
 - (1) 30日型
 - (2) 60日型
 - (3) 120日型
 - (4) 180日型
 - (5) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）

1. 女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。以下本項において同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	1回の入院の支払日数	通算支払日数
30日型	30日	(1) 特定疾病のうち、悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患を直接の原因とする入院の場合 通算支払日数の限度はありません。 (2) 前号以外の特定期間を直接の原因とする入院の場合 その支払日数を通算して1095日を限度とします。
60日型	60日	
120日型	120日	
180日型	180日	
1095日型	1095日	

2. 入院日数が5日以内の悪性新生物および慢性リウマチ性心疾患以外の特定疾病を直接の原因とする女性疾病入院給付金を支払うことにより悪性新生物および慢性リウマチ性心疾患以外の特定疾病を直接の原因とする女性疾病入院給付金の通算支払日数が1095日をこえるときは、第5条（特約給付金の支払）の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金日額に、1095日からその入院開始日の前日の通算支払日数を差し引いた日数を乗じた金額を支払います。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除**第12条（重大事由による解除）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、または

その法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性疾病入院給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金または死亡給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されて

いる特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きします。

2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が生じないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）

1. この特約の女性疾病入院給付金日額のみが減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額される場合には、この特約の女性疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、女性疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払

または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、女性疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

11. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき

2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
 - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた特定疾病によるときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。
 - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。
 - (3) 特定部位以外の部位に生じた特定疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した特定疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ③ 特約の失効および消滅
 - ④ 女性疾病入院給付金日額の減額
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第34条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第5条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第5条（特約給付金の支払）第8項および第10項ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第21条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第21条（解約返戻金）

 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第36条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
女性疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第16条、 第20条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる特定疾病

1. この特約の対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物（D10～D36）中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・腎尿路の良性新生物（D30）中の	
	・腎	D30.0
	・腎盂	D30.1
	・尿管	D30.2
	・膀胱	D30.3
	・尿道	D30.4
	・その他の尿路	D30.7
	・甲状腺の良性新生物	D34

特定疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
乳房、甲状腺、 女性生殖器もし くは腎尿路の良 性新生物または 性質不詳の新生 物	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・骨髄異形成症候群 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D39 D41 D46 D48.6
血液および造血 器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害（D50～D89）中の ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB ₁₂ 欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ・後天性溶血性貧血 ・後天性赤芽球ろうく瘍> ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌腺、栄養 および代謝疾患	甲状腺障害	E00～E07
	その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング（Cushing）症候群 ・卵巣機能障害	E24 E28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E89.0 E89.4
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80～I89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤 ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I86.3 I95 I97.2
消化器系の疾患	胆のう〈囊〉、胆管および膵の障害（K80～K87）中の ・胆石症 ・胆のう〈囊〉炎 ・胆のう〈囊〉のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の ・胆のう〈囊〉摘出〈除〉後症候群	K80 K81 K82 K83 K91.5

特定疾病の 種類	分 類 項 目	基本分類 コード
筋骨格系および 結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
筋骨格系および 結合組織の疾患	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	その他の明示された関節障害(M12)中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕	M12.0
	全身性結合組織障害	M30～M36
腎尿路生殖器系 の疾患	腎尿路生殖器系の疾患（N00～N99）中の ・急性腎炎症候群	N00
	・急速進行性腎炎症候群	N01
	・反復性および持続性血尿	N02
	・慢性腎炎症候群	N03
	・ネフローゼ症候群	N04
	・詳細不明の腎炎症候群	N05
	・明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく＜蛋白＞尿	N06
	・遺伝性腎症＜ネフロパシー＞、他に分類されないもの	N07
	・他に分類される疾患における糸球体障害	N08
	・急性尿細管間質性腎炎	N10
	・慢性尿細管間質性腎炎	N11
	・尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの	N12
	・閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患	N13
	・薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態	N14
	・その他の腎尿細管間質性疾患	N15
	・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N16
	・慢性腎不全	N18
	・詳細不明の腎不全	N19
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・膀胱炎	N30
	・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N31
	・その他の膀胱障害	N32
	・他に分類される疾患における膀胱障害	N33
	・尿道炎および尿道症候群	N34
	・尿道狭窄	N35
	・尿道のその他の障害	N36
	・他に分類される疾患における尿道の障害	N37
	・尿路系のその他の障害	N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の ・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩 ・多胎分娩、全児帝王切開 ・その他の多胎分娩 ・多胎分娩、詳細不明	O84.1 O84.2 O84.8 O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく＜褥＞に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく＜褥＞に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

備考

1. 同一の特定疾病

医学上重要な関係にある一連の特定疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の特定疾病として取り扱います。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

新介護保障特約条項

1. 総則	274	第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	280
第1条（特約の締結）	274	第31条（低解約返戻金特則の解約）	281
第2条（特約の責任開始期）	274	19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	281
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	274	第32条（死亡給付金不担保特則の付加）	281
2. 特約給付金の支払	274	第33条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	281
第4条（特約給付金の支払）	274	第34条（死亡給付金不担保特則の解約）	281
第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）	275	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	281
3. 特約保険料の払込免除	275	第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	281
第6条（特約保険料の払込免除）	275	別表1 請求書類	283
4. 告知義務および告知義務違反による解除	275	別表2 要介護状態	283
第7条（告知義務）	275	備考	284
第8条（告知義務違反による解除）	275		
第9条（特約を解除できない場合）	276		
5. 重大事由による解除	276		
第10条（重大事由による解除）	276		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	277		
第11条（特約保険料の払込）	277		
第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	277		
第13条（特約保険料の自動振替貸付）	277		
第14条（特約の失効および消滅）	278		
7. 特約の復活	278		
第15条（特約の復活）	278		
8. 特約内容の変更	278		
第16条（介護給付金額の減額）	278		
第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	278		
9. 特約の解約および解約返戻金	278		
第18条（特約の解約）	278		
第19条（解約返戻金）	278		
10. 給付金の受取人による特約の存続	279		
第20条（給付金の受取人による特約の存続）	279		
11. 契約者配当	279		
第21条（契約者配当）	279		
12. 請求手続	279		
第22条（請求手続）	279		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	279		
第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	279		
14. 特約の更新	279		
第24条（特約の更新）	279		
15. 主約款の準用	280		
第25条（主約款の準用）	280		
16. 中途付加の場合の取扱	280		
第26条（中途付加の場合の取扱）	280		
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	280		
第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	280		
18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	280		
第28条（低解約返戻金特則の付加）	280		
第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	280		

新介護保障特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 介護給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. 特約給付金の支払

第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
介護給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病により、要介護状態（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと (2) 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること	介護給付金額	主契約の入院手術給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の備考3に定めるところによります。）
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病によりこの特約の責任開始期以後に要介護状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾

病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態に該当し、要介護状態がその該当した日からこの特約の保険期間満了日まで継続しているにもかかわらず、その継続日数が180日に満たないことにより、その時点では介護給付金が支払われない場合においても、その後も引き続き要介護状態が継続し、かつ、その継続日数が180日以上となったときは、第1項の規定を適用して介護給付金を支払います。
4. 介護給付金が支払われた場合には、被保険者が第1項の支払事由に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約の介護給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、介護給付金額の減額の取扱は行いません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、介護給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。

以下本項において同じ。)の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に介護給付金または死亡給付金を支払っていたときは、介護給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の介護給付金額が減額されたとき

第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第13条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

す。

第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金支払われなとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活

第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更

第16条（介護給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、介護給付金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の介護給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、介護給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、介護給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻

金に加算します。

4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 給付金の受取人による特約の存続

第20条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護給付金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社が介護給付金または死亡給付金を支払うべきときは、その介護給付金または死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、介護給付金または死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

11. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第22条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

14. 特約の更新

第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

15. 主約款の準用

第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

16. 中途付加の場合の取扱

第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (3) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。

18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第19条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第19条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払

- ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- ③ 特約の失効および消滅
- ④ 介護給付金額の減額
- ⑤ 特約の解約
- ⑥ 第20条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第32条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第33条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第4条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第5項および第7項ならびに第13条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第19条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 第19条（解約返戻金）
 - 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
 - 2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
 - 3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第34条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。

- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
介護給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 介護給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第10条、 第11条、第14条、 第18条
介護給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第16条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 要介護状態

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 - ② 衣服の着脱が自分ではできない。
 - ③ 入浴が自分ではできない。
 - ④ 食物の摂取が自分ではできない。
 - ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動揺しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

新ガン診断給付特約条項

1. 総則	286	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	293
第1条（特約の締結）	286	第29条（低解約返戻金特則の付加）	293
第2条（特約の責任開始期）	286	第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	293
第3条（特約のガン給付責任開始期）	286	第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	293
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	286	第32条（低解約返戻金特則の解約）	294
2. ガンの定義および診断確定	286	20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されて いる場合の取扱	294
第5条（ガンの定義および診断確定）	286	第33条（死亡給付金不担保特則の付加）	294
3. 特約給付金の支払	287	第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取 扱）	294
第6条（特約給付金の支払）	287	第35条（死亡給付金不担保特則の解約）	294
4. 特約保険料の払込免除	288	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	294
第7条（特約保険料の払込免除）	288	第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	294
5. 告知義務および告知義務違反による解除	288	22. 主契約が新医療保険の場合の取扱	295
第8条（告知義務）	288	第37条（主契約が新医療保険の場合の取扱）	295
第9条（告知義務違反による解除）	288	第38条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	296
第10条（特約を解除できない場合）	288	別表1 請求書類	297
6. 特約の無効	289	別表2 対象となる悪性新生物	297
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	289	備考 治療を目的とした入院	298
7. 重大事由による解除	289		
第12条（重大事由による解除）	289		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	290		
第13条（特約保険料の払込）	290		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	290		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	291		
第16条（特約の失効および消滅）	291		
9. 特約の復活	291		
第17条（特約の復活）	291		
10. 特約内容の変更	291		
第18条（ガン診断給付金額の減額）	291		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	291		
11. 特約の解約および解約返戻金	291		
第20条（特約の解約）	291		
第21条（解約返戻金）	291		
12. 給付金の受取人による特約の存続	292		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	292		
13. 契約者配当	292		
第23条（契約者配当）	292		
14. 請求手続	292		
第24条（請求手続）	292		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	292		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	292		
16. 特約の更新	292		
第26条（特約の更新）	292		
17. 主約款の準用	293		
第27条（主約款の準用）	293		
18. 中途付加の場合の取扱	293		
第28条（中途付加の場合の取扱）	293		

新ガン診断給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の事項を記載します。
 - (1) この特約の名称
 - (2) ガン診断給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン診断給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき (2) 前(1)のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき ① ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表7に定める入院であること ② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること	ガン診断給付金額	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項のガン診断給付金の支払に関する規定を適用します。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過

した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。

5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約のガン診断給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき

- (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

- 1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
- 2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

- 1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
- (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加され

ている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。

2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

第15条(特約保険料の自動振替貸付)

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条(特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金支払されないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条(特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条(ガン診断給付金額の減額)

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとしします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条(特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条(解約返戻金)

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン診断

給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン診断給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約

の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

2. この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合

- 第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
- ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ ガン診断給付金額の減額
 - ⑥ 特約の解約
 - ⑦ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第33条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第5項および第7項ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第21条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第35条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。

- ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

22. 主契約が新医療保険の場合の取扱

第37条（主契約が新医療保険の場合の取扱）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日
- (2) 第6条（特約給付金の支払）の適用に際しては、次のとおり取扱います。
 - ① 第1項中、「ガン給付金受取人」を「入院手術給付金受取人」と、「別表6」を「別表5」と、「別表7」を「別表6」とそれぞれ読み替えます。
 - ② 第4項を次のとおり読み替えます。
 - 4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に次の各号のすべてに該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
 - (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること
 - (2) ガンの治療を目的としている入院であること
 - (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること
 - (4) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること
- (3) 第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「ガン入院給付金日額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (4) 第26条（特約の更新）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 第26条（特約の更新）
 - 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
 - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 - 2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 - 3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
 - 4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

第38条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第6条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間の満了日を含んでガンにより継続して入院した場合、会社は、その満了日の翌日の入院に対してガン診断給付金を支払います。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、第12条、第13条、第16条、第20条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。
- なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

新在宅療養給付特約条項

1. 総則	300	第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	307
第1条（特約の締結）	300	第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	307
第2条（特約の責任開始期）	300	第31条（低解約返戻金特則の解約）	307
第3条（特約のガン給付責任開始期）	300	20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	307
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	300	第32条（死亡給付金不担保特則の付加）	307
2. ガンの定義および診断確定	300	第33条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	307
第5条（ガンの定義および診断確定）	300	第34条（死亡給付金不担保特則の解約）	308
3. 特約給付金の支払	300	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	308
第6条（特約給付金の支払）	300	第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	308
4. 特約保険料の払込免除	301	別表1 請求書類	309
第7条（特約保険料の払込免除）	301		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	302		
第8条（告知義務）	302		
第9条（告知義務違反による解除）	302		
第10条（特約を解除できない場合）	302		
6. 特約の無効	302		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	302		
7. 重大事由による解除	303		
第12条（重大事由による解除）	303		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	304		
第13条（特約保険料の払込）	304		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	304		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	304		
第16条（特約の失効および消滅）	304		
9. 特約の復活	305		
第17条（特約の復活）	305		
10. 特約内容の変更	305		
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	305		
11. 特約の解約および解約返戻金	305		
第19条（特約の解約）	305		
第20条（解約返戻金）	305		
12. 給付金の受取人による特約の存続	305		
第21条（給付金の受取人による特約の存続）	305		
13. 契約者配当	306		
第22条（契約者配当）	306		
14. 請求手続	306		
第23条（請求手続）	306		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	306		
第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	306		
16. 特約の更新	306		
第25条（特約の更新）	306		
17. 主約款の準用	306		
第26条（主約款の準用）	306		
18. 中途付加の場合の取扱	306		
第27条（中途付加の場合の取扱）	306		
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	307		
第28条（低解約返戻金特則の付加）	307		

新在宅療養給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
在宅療養給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times 20$	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が在宅療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
- 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第3項の規定は適用しません。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の在宅療養給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）

は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、在宅療養給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による在宅療養給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金または死亡給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第21条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払

額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第23条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第25条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後この特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第20条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第32条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第33条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第7項および第9項の規定ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第20条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第20条（解約返戻金）

 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月にお

ける主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第34条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第13条、 第16条、第19条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

在宅療養給付特約α条項

1. 総則	312	第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	319
第1条（特約の締結）	312	第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	319
第2条（特約の責任開始期）	312	第31条（低解約返戻金特則の解約）	319
第3条（特約のガン給付責任開始期）	312	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	319
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	312	第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	319
2. ガンの定義および診断確定	312	別表1 請求書類	320
第5条（ガンの定義および診断確定）	312		
3. 特約給付金の支払	312		
第6条（特約給付金の支払）	312		
4. 特約保険料の払込免除	313		
第7条（特約保険料の払込免除）	313		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	314		
第8条（告知義務）	314		
第9条（告知義務違反による解除）	314		
第10条（特約を解除できない場合）	314		
6. 特約の無効	314		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	314		
7. 重大事由による解除	315		
第12条（重大事由による解除）	315		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	316		
第13条（特約保険料の払込）	316		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	316		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	316		
第16条（特約の失効および消滅）	316		
9. 特約の復活	317		
第17条（特約の復活）	317		
10. 特約内容の変更	317		
第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	317		
11. 特約の解約および解約返戻金	317		
第19条（特約の解約）	317		
第20条（解約返戻金）	317		
12. 給付金の受取人による特約の存続	317		
第21条（給付金の受取人による特約の存続）	317		
13. 契約者配当	318		
第22条（契約者配当）	318		
14. 請求手続	318		
第23条（請求手続）	318		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	318		
第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	318		
16. 特約の更新	318		
第25条（特約の更新）	318		
17. 主約款の準用	318		
第26条（主約款の準用）	318		
18. 中途付加の場合の取扱	318		
第27条（中途付加の場合の取扱）	318		
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	319		
第28条（低解約返戻金特則の付加）	319		

在宅療養給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- 1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- 2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 1. 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- 1. この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- 2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

- 1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
在宅療養給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 主契約のガン入院給付金日額 × 20	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が在宅療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
- 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第3項の規定は適用しません。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の在宅療養給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）

は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、在宅療養給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による在宅療養給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金または死亡給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第21条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第23条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第25条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第27条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第 6 条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第 9 条、第11条、 第12条、第13条、 第16条、第19条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

ガン先進医療特約α条項

1. 総則	322	19. 中途付加の場合の取扱	329
第1条（特約の締結）	322	第29条（中途付加の場合の取扱）	329
第2条（特約の責任開始期）	322	20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	329
第3条（特約のガン給付責任開始期）	322	第30条（低解約返戻金特則の付加）	329
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	322	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	329
2. ガンの定義および診断確定	322	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	329
第5条（ガンの定義および診断確定）	322	第33条（低解約返戻金特則の解約）	330
3. 特約給付金の支払	323	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	330
第6条（特約給付金の支払）	323	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	330
第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）	324	22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱	330
4. 特約保険料の払込免除	324	第35条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）	330
第8条（特約保険料の払込免除）	324	別表1 請求書類	331
5. 告知義務および告知義務違反による解除	324	別表2 療養	331
第9条（告知義務）	324	別表3 先進医療	331
第10条（告知義務違反による解除）	324	別表4 公的医療保険制度	331
第11条（特約を解除できない場合）	324	別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額	331
6. 特約の無効	325		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	325		
7. 重大事由による解除	325		
第13条（重大事由による解除）	325		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	326		
第14条（特約保険料の払込）	326		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	326		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	326		
第17条（特約の失効および消滅）	327		
9. 特約の復活	327		
第18条（特約の復活）	327		
10. 特約内容の変更	327		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	327		
11. 特約の解約および解約返戻金	327		
第20条（特約の解約）	327		
第21条（解約返戻金）	327		
12. 給付金の受取人による特約の存続	328		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	328		
13. 契約者配当	328		
第23条（契約者配当）	328		
14. 請求手続	328		
第24条（請求手続）	328		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	328		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	328		
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更	328		
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更）	328		
17. 特約の更新	328		
第27条（特約の更新）	328		
18. 主約款の準用	329		
第28条（主約款の準用）	329		

ガン先進医療特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
3. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の

死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

5. この特約のガン先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この

特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受

取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てするものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が生じないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

17. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、第6条（特約給付金の支払）および第7条（ガン先進医療給付金の支払限

度)の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

3. 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（ガン先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

18. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払

- ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
- ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- ④ 特約の失効および消滅
- ⑤ 特約の解約
- ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) ガン先進医療給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱

第35条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、第5条（ガンの定義および診断確定）第1項の適用に際しては、「主約款の別表2に定めるガン」を「主約款の別表2に定める悪性新生物」と読み替えます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3 先進医療

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。
ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表4 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額

先進医療の技術にかかわる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

ガン死亡保障特約α条項

1. 総則	334	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	342
第1条（特約の締結）	334	第30条（低解約返戻金特則の付加）	342
第2条（特約の責任開始期）	334	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	342
第3条（特約のガン給付責任開始期）	334	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	342
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	334	第33条（低解約返戻金特則の解約）	342
2. ガンの定義および診断確定	334	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	342
第5条（ガンの定義および診断確定）	334	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	342
3. 特約保険金・給付金の支払	334	別表1 請求書類	343
第6条（特約保険金および給付金の支払）	334		
4. 特約保険料の払込免除	336		
第7条（特約保険料の払込免除）	336		
第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）	336		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	336		
第9条（告知義務）	336		
第10条（告知義務違反による解除）	336		
第11条（特約を解除できない場合）	337		
6. 特約の無効	337		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	337		
7. 重大事由による解除	337		
第13条（重大事由による解除）	337		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	338		
第14条（特約保険料の払込）	338		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	339		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	339		
第17条（特約の失効および消滅）	339		
9. 特約の復活	339		
第18条（特約の復活）	339		
10. 特約内容の変更	339		
第19条（ガン死亡保険金額の減額）	339		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	339		
11. 特約の解約および解約返戻金	340		
第21条（特約の解約）	340		
第22条（解約返戻金）	340		
12. 保険金等の受取人による特約の存続	340		
第23条（保険金等の受取人による特約の存続）	340		
13. 契約者配当	340		
第24条（契約者配当）	340		
14. 請求手続	340		
第25条（請求手続）	340		
15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等 の支払の時期・場所等	341		
第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等 の支払の時期・場所等）	341		
16. 特約の更新	341		
第27条（特約の更新）	341		
17. 主約款の準用	341		
第28条（主約款の準用）	341		
18. 中途付加の場合の取扱	341		
第29条（中途付加の場合の取扱）	341		

ガン死亡保障特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約保険金・給付金の支払

第6条（特約保険金および給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	主契約の死亡給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中にガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。 ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約のガン死亡保険金および死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約のガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りです。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わるにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因としてこの特約の責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金もしくは給付金を支払っていたときは、保険金もしくは給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金および死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人がこの特約の保険金等を詐取する目的または他人にこの特約の保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき

- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、かつ、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金等（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

- (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
- (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金等から差し引きます。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

- 1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
- 2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条（特約の失効および消滅）

- 1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

- 1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（ガン死亡保険金額の減額）

- 1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
- 2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- 3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとしします。
- 3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第22条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 保険金等の受取人による特約の存続

第23条（保険金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、その保険金等の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

13. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第25条（請求手続）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および主契約の死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 前3項のほか、この特約の保険金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金、給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、保険金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、保険金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ ガン死亡保険金額の減額
 - ⑥ 特約の解約
 - ⑦ 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第21条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
保険金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

ガン先進医療特約条項

1. 総則	346	19. 中途付加の場合の取扱	352
第1条（特約の締結）	346	第29条（中途付加の場合の取扱）	352
第2条（特約の責任開始期）	346	20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	353
第3条（特約のガン給付責任開始期）	346	第30条（低解約返戻金特則の付加）	353
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	346	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	353
2. ガンの定義および診断確定	346	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	353
第5条（ガンの定義および診断確定）	346	第33条（低解約返戻金特則の解約）	353
3. 特約給付金の支払	346	21. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	353
第6条（特約給付金の支払）	346	第34条（死亡給付金不担保特則の付加）	353
第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）	347	第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	353
4. 特約保険料の払込免除	347	第36条（死亡給付金不担保特則の解約）	354
第8条（特約保険料の払込免除）	347	22. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	354
5. 告知義務および告知義務違反による解除	347	第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	354
第9条（告知義務）	347	23. 保険期間を終身に変更する場合の取扱	354
第10条（告知義務違反による解除）	348	第38条（保険期間を終身に変更する場合の取扱）	354
第11条（特約を解除できない場合）	348	別表1 請求書類	355
6. 特約の無効	348	別表2 療養	355
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	348	別表3 先進医療	355
7. 重大事由による解除	349	別表4 公的医療保険制度	355
第13条（重大事由による解除）	349	別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額	355
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	349		
第14条（特約保険料の払込）	349		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	350		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	350		
第17条（特約の失効および消滅）	350		
9. 特約の復活	350		
第18条（特約の復活）	350		
10. 特約内容の変更	351		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	351		
11. 特約の解約および解約返戻金	351		
第20条（特約の解約）	351		
第21条（解約返戻金）	351		
12. 給付金の受取人による特約の存続	351		
第22条（給付金の受取人による特約の存続）	351		
13. 契約者配当	351		
第23条（契約者配当）	351		
14. 請求手続	352		
第24条（請求手続）	352		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	352		
第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	352		
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	352		
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	352		
17. 特約の更新	352		
第27条（特約の更新）	352		
18. 主約款の準用	352		
第28条（主約款の準用）	352		

ガン先進医療特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
3. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
5. この特約のガン先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金(死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。)から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てするものとします。)に対応するこの特約の保険料を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 第12条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

第16条(特約保険料の自動振替貸付)

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条(特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条(ガン先進医療給付金の支払限度)に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

9. 特約の復活

第18条(特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

17. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、第6条（特約給付金の支払）および第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（ガン先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

18. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合

には、その告知の時)

(2) ガン給付責任開始期

ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(3) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間がこの特約の保険期間をこえるときは、この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間はこの特約の保険期間と同一の期間とします。
3. 前2項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ 特約の解約
 - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

21. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第34条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第2項および第4項ならびに第16条（特約保険料の自動振替貸付）の規定

は適用しません。

- (3) 第21条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第36条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

22. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
- ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
- ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) ガン先進医療給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

23. 保険期間を終身に変更する場合の取扱

第38条（保険期間を終身に変更する場合の取扱）

1. 保険契約者は、主契約の保険期間が終身の場合に限り、特約の保険期間または保険料払込期間の変更の規定にかかわらず、会社の承諾を得て、この特約の保険期間を終身に変更することができます。
2. この特約の保険期間を終身に変更する場合、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
- (2) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- (3) この特約に低解約返戻金特則が付加されており、かつ、低解約返戻金期間がこの特約の保険期間と同一のときは、低解約返戻金期間も終身に変更されます。
3. この特約の保険期間が終身に変更された場合、保険証券に表示します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
保険期間の終身への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第38条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

別表3 先進医療

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

別表4 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 先進医療の技術にかかわる費用の額

先進医療の技術にかかわる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかわる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかわる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

新ガン死亡保障特約条項

1. 総則	358	19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	365
第1条（特約の締結）	358	第30条（低解約返戻金特則の付加）	365
第2条（特約の責任開始期）	358	第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	365
第3条（特約のガン給付責任開始期）	358	第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	366
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	358	第33条（低解約返戻金特則の解約）	366
2. ガンの定義および診断確定	358	20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されて いる場合の取扱	366
第5条（ガンの定義および診断確定）	358	第34条（死亡給付金不担保特則の付加）	366
3. 特約保険金・給付金の支払	358	第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取 扱）	366
第6条（特約保険金および給付金の支払）	358	第36条（死亡給付金不担保特則の解約）	367
4. 特約保険料の払込免除	359	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	367
第7条（特約保険料の払込免除）	359	第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	367
第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）	360	別表1 請求書類	368
5. 告知義務および告知義務違反による解除	360		
第9条（告知義務）	360		
第10条（告知義務違反による解除）	360		
第11条（特約を解除できない場合）	360		
6. 特約の無効	361		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	361		
7. 重大事由による解除	361		
第13条（重大事由による解除）	361		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	362		
第14条（特約保険料の払込）	362		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	362		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	363		
第17条（特約の失効および消滅）	363		
9. 特約の復活	363		
第18条（特約の復活）	363		
10. 特約内容の変更	363		
第19条（ガン死亡保険金額の減額）	363		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	363		
11. 特約の解約および解約返戻金	363		
第21条（特約の解約）	363		
第22条（解約返戻金）	363		
12. 保険金等の受取人による特約の存続	364		
第23条（保険金等の受取人による特約の存続）	364		
13. 契約者配当	364		
第24条（契約者配当）	364		
14. 請求手続	364		
第25条（請求手続）	364		
15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等 の支払の時期・場所等	365		
第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等 の支払の時期・場所等）	365		
16. 特約の更新	365		
第27条（特約の更新）	365		
17. 主約款の準用	365		
第28条（主約款の準用）	365		
18. 中途付加の場合の取扱	365		
第29条（中途付加の場合の取扱）	365		

新ガン死亡保障特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

2. ガンの定義および診断確定

第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約保険金・給付金の支払

第6条（特約保険金および給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	主契約の死亡給付金受取人	_____
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中にガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したとき。	この特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約のガン死亡保険金および死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約のガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。

- (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因としてこの特約の責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
- (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
(2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金もしくは給付金を支払っていたときは、保険金もしくは給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき

- (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金および死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人がこの特約の保険金等を詐取する目的または他人にこの特約の保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の

保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき

2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、かつ、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金等（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てするものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
 - (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日

までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金支払されないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（ガン死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第22条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払

または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 保険金等の受取人による特約の存続

第23条（保険金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、その保険金等の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

13. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第25条（請求手続）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および主契約の死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 前3項のほか、この特約の保険金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金、給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、保険金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、保険金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

17. 主約款の準用

第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。

2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合
解約返戻金はありません。
 - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合
第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ ガン死亡保険金額の減額
 - ⑥ 特約の解約
 - ⑦ 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

第34条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項および第25条（請求手続）第3項の適用に際しては、「主契約の死亡給付金受取人」を「ガン死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第5項および第7項ならびに第16条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (4) 第22条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第22条（解約返戻金）

 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
 2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
 3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

ません。

(5) ガン死亡保険金受取人の変更に關しては、次のとおりとします。

- ① 保険契約者またはその承継人は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前①の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前のガン死亡保険金受取人にガン死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン死亡保険金受取人からガン死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- ③ ガン死亡保険金の支払事由の発生以前にガン死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人をガン死亡保険金受取人とします。
- ④ 前③の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、ガン死亡保険金受取人になった者のうち生存している他のガン死亡保険金受取人をその受取人とします。
- ⑤ 前③または④の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑥ ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

(6) 前号に定めるほか、保険契約者は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、次のとおりとします。

- ① 本号におけるガン死亡保険金受取人の変更は、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- ② 本号におけるガン死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社に対抗することができません。
- ③ ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

(7) ガン死亡保険金受取人が2人以上あるときは、次のとおりとします。

- ① 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他のガン死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前①の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、ガン死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

(8) この特約が付加されている主契約に、死亡保障特約が同時に付加されている場合、この特約のガン死亡保険金受取人は、死亡保障特約の死亡保険金受取人と同一とします。

第36条（死亡給付金不担保特約の解約）

死亡給付金不担保特約のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第21条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
保険金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第35条
遺言によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第35条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

ガン室料差額給付特約α条項

1. 総則	370	18. 主約款の準用	376
第1条（特約の締結）	370	第29条（主約款の準用）	376
第2条（特約の責任開始期）	370	19. 中途付加の場合の取扱	376
第3条（特約のガン給付責任開始期）	370	第30条（中途付加の場合の取扱）	376
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	370	20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	377
第5条（ガン室料差額基準日額）	370	第31条（低解約返戻金特則の付加）	377
2. ガンの定義および診断確定	370	第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	377
第6条（ガンの定義および診断確定）	370	第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	377
3. 特約給付金の支払	370	第34条（低解約返戻金特則の解約）	377
第7条（特約給付金の支払）	370	21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	377
4. 特約保険料の払込免除	371	第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱）	377
第8条（特約保険料の払込免除）	371	22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱	378
5. 告知義務および告知義務違反による解除	371	第36条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）	378
第9条（告知義務）	371	別表1 請求書類	379
第10条（告知義務違反による解除）	372	別表2 室料差額	379
第11条（特約を解除できない場合）	372	別表3 公的医療保険制度	379
6. 特約の無効	372		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による 無効）	372		
7. 重大事由による解除	373		
第13条（重大事由による解除）	373		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	373		
第14条（特約保険料の払込）	373		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	374		
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	374		
第17条（特約の失効および消滅）	374		
9. 特約の復活	374		
第18条（特約の復活）	374		
10. 特約内容の変更	374		
第19条（ガン室料差額基準日額の減額）	374		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	375		
11. 特約の解約および解約返戻金	375		
第21条（特約の解約）	375		
第22条（解約返戻金）	375		
12. 給付金の受取人による特約の存続	375		
第23条（給付金の受取人による特約の存続）	375		
13. 契約者配当	376		
第24条（契約者配当）	376		
14. 請求手続	376		
第25条（請求手続）	376		
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	376		
第26条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等）	376		
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更	376		
第27条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変 更）	376		
17. 特約の更新	376		
第28条（特約の更新）	376		

ガン室料差額給付特約α条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン室料差額基準日額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン室料差額給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第5条（ガン室料差額基準日額）

ガン室料差額基準日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

2. ガンの定義および診断確定

第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第7条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン室料差額給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) その入院により室料差額（別表2に定めるところによります。以下同じ。）が発生すること	入院1回につき、次の各号のいずれか小さい金額 (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額と同額 (2) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院の入院日数（以下本条において「入院日数」といいます。）に、ガン室料差額基準日額を乗じた金額	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 主契約のガン入院給付金が支払われる入院期間中にガン室料差額基準日額が減額された場合、ガン室料差額給付金の支払額は、次の各号のいずれか小さい金額とします。

- (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額と同額
- (2) 減額前の入院日数に減額前のガン室料差額基準日額を乗じた金額と、減額後の入院日数に減額後のガン室料差額基準日額を乗じた金額との合計額

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。

4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

5. この特約のガン室料差額給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン室料差額基準日額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン室料差額給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン室料差額給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン室料差額給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン室料差額給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金(死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。)から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てするものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料)を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン室料差額基準日額が減額されたとき
 - (4) 第12条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

第16条(特約保険料の自動振替貸付)

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

第17条(特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条(特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条(ガン室料差額基準日額の減額)

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン室料差額基準日額を減額することができます。ただし、減額後のガ

ン室料差額基準日額が会社の定める取扱範囲外となる場合には、会社は、ガン室料差額基準日額の減額は取り扱いません。

2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン室料差額基準日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン室料差額基準日額を会社の定める金額まで減額します。また、ガン室料差額基準日額を減額しても会社の定める金額をこえる場合には、主契約のガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
3. 前2項のほか、この特約のガン室料差額基準日額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第22条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 給付金の受取人による特約の存続

第23条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払

額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

13. 契約者配当

第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第25条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第26条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

第27条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

17. 特約の更新

第28条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - (1) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

18. 主約款の準用

第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第30条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。

2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
- ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(2) ガン給付責任開始期

ガン室料差額給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(3) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
 - ① 死亡給付金の支払および第7条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払
 - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
 - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
 - ④ 特約の失効および消滅
 - ⑤ ガン室料差額基準日額の減額
 - ⑥ 特約の解約
 - ⑦ 第23条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

第34条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。

- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
- ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) ガン室料差額給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第30条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱

第36条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、第6条（ガンの定義および診断確定）第1項の適用に際しては、「主約款の別表2に定めるガン」を「主約款の別表2に定める悪性新生物」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン室料差額給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン室料差額給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 室料差額の支出を証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第 7 条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第14条、 第17条、第21条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表 2 室料差額

「室料差額」とは、別表 3 に定める法律に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別療養環境の提供にあたる病院または診療所の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

別表 3 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法
- 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 6. 船員保険法
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

ガン診断給付特約条項

1. 総則	382	第29条（主約款の準用）	388
第1条（特約の締結）	382	18. 中途付加の場合の取扱	388
第2条（特約の責任開始期）	382	第30条（中途付加の場合の取扱）	388
第3条（特約のガン給付責任開始期）	382	19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	388
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	382	第31条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	388
第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	382	20. 特別取扱	388
第6条（配偶者のガン診断給付金額）	382	第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	388
2. ガンの定義および診断確定	382	別表1 請求書類	390
第7条（ガンの定義および診断確定）	382	備考 治療を目的とした入院	390
3. 特約給付金の支払	383		
第8条（ガン診断給付金の支払）	383		
4. 特約保険料の払込免除	383		
第9条（特約保険料の払込免除）	383		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	383		
第10条（告知義務）	383		
第11条（告知義務違反による解除）	383		
第12条（特約を解除できない場合）	384		
6. 特約の無効	384		
第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	384		
7. 重大事由による解除	385		
第14条（重大事由による解除）	385		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	385		
第15条（特約保険料の払込）	385		
第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	386		
第17条（特約の失効および消滅）	386		
9. 特約の復活	386		
第18条（特約の復活）	386		
10. 特約内容の変更	386		
第19条（ガン診断給付金額の減額）	386		
第20条（特約の被保険者の型の変更）	386		
第21条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	386		
11. 特約の解約および解約返戻金	387		
第22条（特約の解約）	387		
第23条（解約返戻金）	387		
12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続	387		
第24条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）	387		
13. 契約者配当	387		
第25条（契約者配当）	387		
14. 請求手続	387		
第26条（請求手続）	387		
15. ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	387		
第27条（ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	387		
16. 特約の更新	388		
第28条（特約の更新）	388		
17. 主約款の準用	388		

ガン診断給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 本人となる被保険者のガン診断給付金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後、この特約の被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

- この特約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

第6条（配偶者のガン診断給付金額）

- この特約が夫婦型の場合、配偶者のガン診断給付金額は、主たる被保険者のガン診断給付金額に6割を乗じて得た金額とします。
- 配偶者のガン診断給付金額は、主たる被保険者のガン診断給付金額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

2. ガンの定義および診断確定

第7条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第8条（ガン診断給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン診断給付金を支払います。

ガン診断給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること	その被保険者のガン診断給付金額	主たる被保険者

2. この特約の被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. この特約の被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
4. この特約の被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約のガン入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約のガン診断給付金の受取人とします。
6. この特約のガン診断給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第9条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由または保険料

の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン診断給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第15条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約のガン診断給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン診断給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約のガン診断給付金の請求に関し、ガン診断給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン診断給付金から差し引きします。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的によ

- る無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
 - (4) 第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1. 猶予期間中にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン診断給付金から差し引きます。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。

第17条（特約の失効および消滅）

- 1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

- 1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（ガン診断給付金額の減額）

- 1. 保険契約者は、将来に向かって、主たる被保険者のガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
- 2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、主たる被保険者のガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、主たる被保険者のガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
- 3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の被保険者の型の変更）

- 1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとしします。
- 3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第21条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとしします。

3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続

第24条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン診断給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

13. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第26条（請求手続）

1. ガン診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン診断給付金の請求手続については、主約款のガン入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第27条（ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第28条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、ガン診断給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、ガン診断給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

17. 主約款の準用

第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第30条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第31条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

20. 特別取扱

第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

- 第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
- ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第30条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第8条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第14条、 第15条、第17条、 第22条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
ガン診断給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

ガン手術給付特約条項

1. 総則	392	第28条（中途付加の場合の取扱）	398
第1条（特約の締結）	392	19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	398
第2条（特約の責任開始期）	392	第29条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	398
第3条（特約のガン給付責任開始期）	392	20. 特別取扱	398
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	392	第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	398
第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	392	別表1 請求書類	399
2. ガンの定義および診断確定	392	別表2 対象となる手術および手術給付割合表	399
第6条（ガンの定義および診断確定）	392	備考 治療を目的とした手術	399
3. 特約給付金の支払	393		
第7条（ガン手術給付金の支払）	393		
4. 特約保険料の払込免除	393		
第8条（特約保険料の払込免除）	393		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	393		
第9条（告知義務）	393		
第10条（告知義務違反による解除）	393		
第11条（特約を解除できない場合）	394		
6. 特約の無効	394		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	394		
7. 重大事由による解除	395		
第13条（重大事由による解除）	395		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	395		
第14条（特約保険料の払込）	395		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	396		
第16条（特約の失効および消滅）	396		
9. 特約の復活	396		
第17条（特約の復活）	396		
10. 特約内容の変更	396		
第18条（特約の被保険者の型の変更）	396		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	396		
11. 特約の解約および解約返戻金	396		
第20条（特約の解約）	396		
第21条（解約返戻金）	397		
12. ガン手術給付金の受取人による特約の存続	397		
第22条（ガン手術給付金の受取人による特約の存続）	397		
13. 契約者配当	397		
第23条（契約者配当）	397		
14. 請求手続	397		
第24条（請求手続）	397		
15. ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	397		
第25条（ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	397		
16. 特約の更新	397		
第26条（特約の更新）	397		
17. 主約款の準用	398		
第27条（主約款の準用）	398		
18. 中途付加の場合の取扱	398		

ガン手術給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン手術給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後、この特約の被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

- この特約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

2. ガンの定義および診断確定

第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第7条（ガン手術給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン手術給付金を支払います。

ガン手術給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき (1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とする手術であること (2) ガンの治療を目的とした手術（備考に定めるところによります。）であること (3) 別表2の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 主約款の別表6に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left(\begin{array}{c} \text{その被保険者の} \\ \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{手術給付割合表に} \\ \text{定める倍率} \end{array} \right)$	主たる被保険者

2. この特約の被保険者が別表2の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
3. 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、ガン手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
4. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約のガン入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約のガン手術給付金の受取人とします。
5. この特約のガン手術給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、ガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン手術給付金を支払っていたときは、ガン手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、ガン手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者また

はその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。

5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン手術給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときに除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約のガン手術給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン手術給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約のガン手術給付金の請求に関し、ガン手術給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるガン手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン手術給付金を支払っていたときは、ガン手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン手術給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン手術給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的によ

- る無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1. 猶予期間中にガン手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン手術給付金から差し引きます。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン手術給付金を支払いません。

第16条（特約の失効および消滅）

- 1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

- 1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（特約の被保険者の型の変更）

- 1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとしします。
- 3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとしします。
- 3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- 2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. ガン手術給付金の受取人による特約の存続**第22条（ガン手術給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン手術給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

13. 契約者配当**第23条（契約者配当）**

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続**第24条（請求手続）**

1. ガン手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン手術給付金の請求手続については、主約款のガン入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等**第25条（ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）**

この特約によるガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新**第26条（特約の更新）**

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、ガン手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、ガン手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

17. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
ガン手術給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第29条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

20. 特別取扱

第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) ガン手術給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第13条、 第14条、第16条、 第20条
ガン手術給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる手術および手術給付割合表

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手 術 の 種 類	ガン入院給付金 日額に対する倍 率
1.	悪性新生物根治手術	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術	20
4.	悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	悪性新生物にともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

備考 治療を目的とした手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

在宅療養給付特約条項

1. 総則	402	18. 中途付加の場合の取扱	408
第1条（特約の締結）	402	第28条（中途付加の場合の取扱）	408
第2条（特約の責任開始期）	402	19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	408
第3条（特約のガン給付責任開始期）	402	第29条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）	408
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	402	20. 特別取扱	408
第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）	402	第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	408
2. ガンの定義および診断確定	402	別表1 請求書類	410
第6条（ガンの定義および診断確定）	402		
3. 特約給付金の支払	403		
第7条（在宅療養給付金の支払）	403		
4. 特約保険料の払込免除	403		
第8条（特約保険料の払込免除）	403		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	403		
第9条（告知義務）	403		
第10条（告知義務違反による解除）	403		
第11条（特約を解除できない場合）	404		
6. 特約の無効	404		
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	404		
7. 重大事由による解除	405		
第13条（重大事由による解除）	405		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	405		
第14条（特約保険料の払込）	405		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	406		
第16条（特約の失効および消滅）	406		
9. 特約の復活	406		
第17条（特約の復活）	406		
10. 特約内容の変更	406		
第18条（特約の被保険者の型の変更）	406		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	406		
11. 特約の解約および解約返戻金	407		
第20条（特約の解約）	407		
第21条（解約返戻金）	407		
12. 在宅療養給付金の受取人による特約の存続	407		
第22条（在宅療養給付金の受取人による特約の存続）	407		
13. 契約者配当	407		
第23条（契約者配当）	407		
14. 請求手続	407		
第24条（請求手続）	407		
15. 在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	407		
第25条（在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	407		
16. 特約の更新	407		
第26条（特約の更新）	407		
17. 主約款の準用	408		
第27条（主約款の準用）	408		

在宅療養給付特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後、この特約の被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

- この特約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。
 - 本人
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
 - 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

2. ガンの定義および診断確定

第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約給付金の支払

第7条（在宅療養給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、在宅療養給付金を支払います。

在宅療養給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院 1回につき、 （その被保険者の 主契約の ガン入院 給付金日額 × 20）	主たる被保険者

2. この特約の被保険者が在宅療養給付金の支払われた最後の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
3. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
4. 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- (1) この特約の保険期間満了の時
- (2) この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、この特約の被保険者である配偶者の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
5. 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約のガン入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の在宅療養給付金の受取人とします。
7. この特約の在宅療養給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第9条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に在宅療養給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。

- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の在宅療養給付金を詐取する目的または他人にこの特約の在宅療養給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の在宅療養給付金の請求に関し、在宅療養給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に在宅療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を在宅療養給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当

した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
- (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に在宅療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を在宅療養給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、在宅療養給付金を支払いません。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第18条（特約の被保険者の型の変更）

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 在宅療養給付金の受取人による特約の存続

第22条（在宅療養給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時ににおける在宅療養給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. 請求手続

第24条（請求手続）

1. 在宅療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の在宅療養給付金の請求手続については、主約款のガン入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

15. 在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第25条（在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

16. 特約の更新

第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

2. この特約が更新された場合には、在宅療養給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、在宅療養給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

17. 主約款の準用

第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

18. 中途付加の場合の取扱

第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

第29条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

20. 特別取扱

第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経

過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

(5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第13条、 第14条、第16条、 第20条
在宅療養給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 在宅療養給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

ガン死亡保障特約条項

1. 総則	412	17. 特約の更新	419
第1条（特約の締結）	412	第30条（特約の更新）	419
第2条（特約の責任開始期）	412	18. 主約款の準用	419
第3条（特約のガン給付責任開始期）	412	第31条（主約款の準用）	419
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	412	19. 中途付加の場合の取扱	419
第5条（特約の被保険者）	412	第32条（中途付加の場合の取扱）	419
2. ガンの定義および診断確定	412	20. 特別取扱	419
第6条（ガンの定義および診断確定）	412	第33条（死亡保障特約が同時に付加されている場合の取扱）	419
3. 特約保険金の支払	412	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	419
第7条（特約保険金の支払）	412	別表1 請求書類	421
4. 特約保険料の払込免除	413		
第8条（特約保険料の払込免除）	413		
第9条（特約保険料の払込を免除しない場合）	413		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	413		
第10条（告知義務）	413		
第11条（告知義務違反による解除）	414		
第12条（特約を解除できない場合）	414		
6. 特約の無効	414		
第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	414		
7. 重大事由による解除	415		
第14条（重大事由による解除）	415		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	415		
第15条（特約保険料の払込）	415		
第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	416		
第17条（特約の失効および消滅）	416		
9. 特約の復活	416		
第18条（特約の復活）	416		
10. 特約内容の変更	416		
第19条（ガン死亡保険金額の減額）	416		
第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	417		
第21条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）	417		
第22条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）	417		
11. 特約の解約および解約返戻金	417		
第23条（特約の解約）	417		
第24条（解約返戻金）	417		
12. 保険金の受取人による特約の存続	418		
第25条（保険金の受取人による特約の存続）	418		
13. 契約者配当	418		
第26条（契約者配当）	418		
14. ガン死亡保険金受取人の代表者	418		
第27条（ガン死亡保険金受取人の代表者）	418		
15. 請求手続	418		
第28条（請求手続）	418		
16. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	419		
第29条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	419		

ガン死亡保障特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - ガン死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - ガン死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第5条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者としてします。

2. ガンの定義および診断確定

第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

3. 特約保険金の支払

第7条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン死亡保険金	この特約の被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	ガン死亡保険金受取人
ガン高度障害保険金	この特約の被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主約款の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	この特約の被保険者

- この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、

この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。

3. ガン高度障害保険金が支払われた場合には、この特約の被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
4. ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者がこの特約のガン死亡保険金受取人（ガン死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約のガン高度障害保険金の受取人とします。
6. この特約のガン高度障害保険金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

4. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

1. この特約の被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることで高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることで身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因としてこの特約の責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第9条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

5. 告知義務および告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知して

ください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより特約保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

6. 特約の無効

第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の

被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第15条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。

- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

7. 重大事由による解除

第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、この特約の被保険者（ガン死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）またはガン死亡保険金受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的または他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が特約保険金の受取人のみであり、かつ、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者、ガン死亡保険金受取人または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを

保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を特約保険金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
 - (4) 第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を特約保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。

第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

9. 特約の復活

第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

10. 特約内容の変更

第19条（ガン死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。

3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第21条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、この特約の被保険者の同意を得て、会社へ通知することにより、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社へ到達するまでの間に、会社に変更前のガン死亡保険金受取人にガン死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン死亡保険金受取人からガン死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. ガン死亡保険金の支払事由の発生以前にガン死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人をガン死亡保険金受取人としてします。
4. 前項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、ガン死亡保険金受取人になった者のうち生存している他のガン死亡保険金受取人をその受取人としてします。
5. 前2項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等としてします。
6. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第22条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項のガン死亡保険金受取人の変更は、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言によるガン死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社へ対抗することができません。
4. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

11. 特約の解約および解約返戻金

第23条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第24条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額としてします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

12. 保険金の受取人による特約の存続

第25条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外のものでこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくはこの特約の被保険者の親族またはこの特約の被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13. 契約者配当

第26条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

14. ガン死亡保険金受取人の代表者

第27条（ガン死亡保険金受取人の代表者）

1. ガン死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他のガン死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、ガン死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

15. 請求手続

第28条（請求手続）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者およびガン死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員をこの特約の被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金またはガン高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、ガン高度障害保険金の受取人がガン高度障害保険金を請求できないときは、次の者が、ガン高度障害保険金の受取人の代理人としてガン高度障害保険金を請求することができます。ただし、ガン高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合には、ガン死亡保険金受取人（ガン高度障害保険金の請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしているガン死亡保険金受取人に限ります。）
5. 前項の規定により、ガン高度障害保険金の受取人の代理人がガン高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、ガン高度障害保険金がガン高度障害保険金の受取人の代理人に支払われた場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

16. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第29条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

特約保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

17. 特約の更新

第30条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、特約保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

18. 主約款の準用

第31条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

19. 中途付加の場合の取扱

第32条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) ガン給付責任開始期
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (3) 保険期間および保険料払込期間
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
 - (4) 保険料の計算
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

20. 特別取扱

第33条（死亡保障特約が同時に付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に、死亡保障特約が同時に付加されている場合、この特約のガン死亡保険金受取人は、死亡保障特約の死亡保険金受取人と同一とし、第21条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）および第22条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）は適用しません。

第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
 - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
 - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
 - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
 - (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
 - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
 - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第32条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第7条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第14条、 第15条、第17条、 第19条、第23条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第21条
遺言によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第22条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第25条
ガン高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) ガン死亡保険金受取人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者またはガン死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第28条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

死亡保障特約条項

1. 総則	424	17. 中途付加の場合の取扱	431
第1条（特約の締結）	424	第31条（中途付加の場合の取扱）	431
第2条（特約の責任開始期）	424	18. 特別取扱	432
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	424	第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）	432
第4条（特約の被保険者）	424	第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	432
2. 特約保険金の支払	424	別表1 請求書類	434
第5条（特約保険金の支払）	424		
第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）	425		
3. 特約保険料の払込免除	426		
第7条（特約保険料の払込免除）	426		
第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）	426		
第9条（特約保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	426		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	426		
第10条（告知義務）	426		
第11条（告知義務違反による解除）	427		
第12条（特約を解除できない場合）	427		
5. 重大事由による解除	427		
第13条（重大事由による解除）	427		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	428		
第14条（特約保険料の払込）	428		
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	428		
第16条（特約の失効および消滅）	429		
7. 特約の復活	429		
第17条（特約の復活）	429		
8. 特約内容の変更	429		
第18条（死亡保険金額の減額）	429		
第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	429		
第20条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）	429		
第21条（遺言による死亡保険金受取人の変更）	429		
9. 特約の解約および解約返戻金	430		
第22条（特約の解約）	430		
第23条（解約返戻金）	430		
10. 保険金の受取人による特約の存続	430		
第24条（保険金の受取人による特約の存続）	430		
11. 契約者配当	430		
第25条（契約者配当）	430		
12. 死亡保険金受取人の代表者	430		
第26条（死亡保険金受取人の代表者）	430		
13. 請求手続	430		
第27条（請求手続）	430		
14. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	431		
第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	431		
15. 特約の更新	431		
第29条（特約の更新）	431		
16. 主約款の準用	431		
第30条（主約款の準用）	431		

死亡保障特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
 - この特約の名称
 - 死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - 死亡保険金額

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

2. 特約保険金の支払

第5条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、死亡保険金および高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）を支払います。

名 称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支 払 額	受 取 人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
死亡保険金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	この特約の被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内のこの特約の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
高度障害保険金	この特約の被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額と同額	この特約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) この特約の被保険者の故意

2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡保険金を支払います。
4. この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 高度障害保険金が支払われた場合には、この特約の被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 第1項の「支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人がこの特約の被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者がこの特約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の高度障害保険金の受取人とします。
9. この特約の高度障害保険金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. この特約の被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を

削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

2. 死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

1. この特約の被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、身体障害の状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項の場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因としてこの特約の責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害について、この特約の責任開始期前に、この特約の被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. この特約の保険料の払込を免除した後は、死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
5. 前4項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、この特約の保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者の故意または重大な過失
- (2) この特約の被保険者または主契約の被保険者の犯罪行為
- (3) この特約の被保険者または主契約の被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) この特約の被保険者または主契約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) この特約の被保険者または主契約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) この特約の被保険者または主契約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第9条（特約保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除**第13条（重大事由による解除）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、この特約の被保険者（死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または死亡保険金受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的または他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が特約保険金の受取人のみであり、かつ、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を特約保険金から差し引きします。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の死亡保険金額が減額されたとき

第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を特約保険金から差し引きします。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。

第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
 - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

7. 特約の復活**第17条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約内容の変更**第18条（死亡保険金額の減額）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額され、死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいったときは、死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、死亡保険金額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

第20条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、この特約の被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第21条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

9. 特約の解約および解約返戻金

第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
 - (1) 保険料払込中の特約
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
 - (2) 前号以外の特約
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

10. 保険金の受取人による特約の存続

第24条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時に次各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくはこの特約の被保険者の親族またはこの特約の被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

11. 契約者配当

第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 死亡保険金受取人の代表者

第26条（死亡保険金受取人の代表者）

1. 死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

13. 請求手続

第27条（請求手続）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員をこの特約の被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

14. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

特約保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

15. 特約の更新

第29条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、特約保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

16. 主約款の準用

第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

17. 中途付加の場合の取扱

第31条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

 - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
 - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (2) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準として計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

18. 特別取扱

第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から主約款第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
 - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第4項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 第1項の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
4. この特約がガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 第5条（特約保険金の支払）第1項表中、高度障害保険金の支払事由欄の適用に際しては、「別表2」を「別表3」と読み替えます。
 - (2) 第5条（特約保険金の支払）第4項の適用に際しては、「別表2」を「別表3」と読み替えます。
 - (3) 第7条（特約保険料の払込免除）第1項の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と、「別表3」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。
 - (4) 第14条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
 - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
 - (3) この特約の死亡保険金額が減額されたとき
 - (4) 第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき
- (5) 第18条（死亡保険金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「疾病入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「疾病入院給付金」を「ガン入院給付金」と読み替えます。

第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申

込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。

(2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。

① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）

② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第31条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第5条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条、第6条、第11条、第13条、第14条、第16条、第22条
死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第21条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第27条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

代理請求特約条項

1. 総則	436
第1条（特約の締結）	436
2. 保険金等の代理請求	436
第2条（保険金等の代理請求）	436
第3条（代理請求できない場合）	437
3. 特約の失効および消滅	437
第4条（特約の失効および消滅）	437
4. 指定代理請求人の変更または解除	437
第5条（指定代理請求人の変更または解除）	437
5. 特約の解約	437
第6条（特約の解約）	437
6. 主約款の準用	437
第7条（主約款の準用）	437
7. 特別取扱	437
第8条（中途付加の場合の取扱）	437
第9条（告知義務違反による解除等の通知）	437
第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）	437
第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）	437
第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	438
第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	438
第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	438
第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）	438
第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）	438
第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）	438
第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）	439
別表1 請求書類	440

代理請求特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人であるときは取り扱いません。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

2. 保険金等の代理請求

第2条（保険金等の代理請求）

1. この特約を付加した場合、次に定めるところにより代理請求を取り扱います。
 - (1) 被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金、年金、一時金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険金等の受取人が保険金等を請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。
 - (2) 被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、保険契約者の代理人が、保険料の払込免除を請求することができます。
2. 前項の保険金等の受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）は、次の者としします。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人または保険契約者のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①に掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人としします。
 - ① 死亡保険金（死亡給付金または収入保障年金を含みます。）の受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前2項の規定により、代理請求人が保険金等または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
4. 前3項の規定により、保険金等が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いまたは会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第3条（代理請求できない場合）

前条の規定にかかわらず、代理請求人の故意により保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。

3. 特約の失効および消滅**第4条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) この特約を付加した主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人に変更されたとき

4. 指定代理請求人の変更または解除**第5条（指定代理請求人の変更または解除）**

1. 保険契約者は、別表1に定める書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または解除をすることができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

5. 特約の解約**第6条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

6. 主約款の準用**第7条（主約款の準用）**

この特約に別段の定めがないときは主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

7. 特別取扱**第8条（中途付加の場合の取扱）**

1. 主契約の締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時以後に請求する保険金等の支払について、この特約の取扱を行います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第9条（告知義務違反による解除等の通知）

この特約が付加されている場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、代理請求人に通知します。

第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、保険金等の受取人または保険契約者の代理人による保険金等または保険料の払込免除の請求に関する規定は適用しません。

第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）

この特約が養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満

期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加されている場合において、生存給付金付定期保険普通保険約款または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険普通保険約款の婚姻時の特別取扱に関する規定により被保険者が変更されたときは、この特約は消滅するものとします。

第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）

この特約が医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）

この特約がガン保険またはガン保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約のガン入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第2号の適用に際しては、「被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」を「請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号の適用に際しては、「保険契約者が被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」を「保険契約者が次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」と読み替えます。

- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第2項の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 別表1の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新通院特約（以下「傷害特約等」といいます。）が付加されている場合、第2条（保険金等の代理請求）の適用に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- (1) 主契約の被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主契約の被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
保険金等または保険料 払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 代理請求人の戸籍謄本 (7) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第2条
指定代理請求人の指定 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条
（注）会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）	441	第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	444
第2条（特約による条件）	441	第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	444
第3条（普通保険約款の不適用）	442	第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）	444
第4条（特約の解約）	442	第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）	445
第5条（解約返戻金）	442	第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）	445
第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）	443	第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）	445
第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）	443	第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）	445
第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）	443	第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）	446
第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）	443	第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）	446
第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）	444	別表1 対象となる特定感染症	447
第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）	444		
第12条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）	444		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加される特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払方法

契約日（この特約を保険契約の復活または復旧の際に付加する場合には、その復活または復旧の際の責任開始期の属する日とし、特約の中途付加の際に付加する場合には、その中途付加日とします。以下同じ。）からその日を含めて会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、次に定めるところによります。

- ① 不慮の事故（主たる保険契約の普通保険約款の別表4に定めるところによります。）による傷害または特定感染症（別表1に定める感染症をいいます。）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、保険金額の削減はしません。
- ② 支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金を下回るときは、会社は、責任準備金を支払います。

保険金削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を保険契約に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病を直接の原因として療養したとき、または特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病の治療を目的として入院し、手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受け、入院後に退院もしくは通院したときは、会社は、給付金を支払いません。

(4) 指定障害不担保方法

被保険者が指定障害状態（主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害状態、身体障害の状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態のうち、次の①から⑤までに定める状態または国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定された状態をいいます。）に該当し、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金（名称がわからない場合であっても、高度障害状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態に該当したことまたは国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定されたことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金の支払または保険料の払込免除を行いません。

- ① 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ② 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ⑤ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

第3条（普通保険約款の不適用）

1. 主たる保険契約に、前条第1号の保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときまたは前条第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、次の取扱を行います。
 - (1) 払済保険への変更
 - (2) 延長保険への変更
 - (3) 保険契約の更新
2. 前項第3号の保険契約の更新が行われる場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 更新前の保険契約に保険金削減支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。
 - (2) 更新前の保険契約に前条第3号の特定部位不支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。ただし、主たる保険契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了していない場合には、保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。この場合、前条第3号の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。
 - (3) 更新前の保険契約に前条第4号の指定障害不担保方法が適用されている場合
保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。また、主たる保険契約に付加されている特約にこの特約が付加されている場合で、主たる保険契約に付加されている特約が更新するときも、同様に扱います。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第5条（解約返戻金）

1. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項の規定を適用して計算します。
2. 主たる保険契約において次の取扱を行う場合には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主たる保険契約の解約返戻金に加算します。

- (1) 保険料の自動振替貸付
- (2) 契約者貸付
- 3. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている保険契約の解約返戻金が支払われる場合（主たる保険契約が定期保険（低解約返戻金型）の場合で低解約返戻金割合を0%と指定したときを含みます。）には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金も同時に支払います。

第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）

この特約が特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が死亡したとき、特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは高度障害状態に該当したときは」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と読み替えます。

第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）

この特約が収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号の適用に際しては、「支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額」を「基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と、「責任準備金」を「積立金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) この特約の特別保険料については、主たる保険契約の普通保険約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (3) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、次のとおり計算します。
 - ① 保険料払込中の場合
保険料の払込年月数により計算します。ただし、主たる保険契約が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - ② 前①以外の場合
経過年月数により計算します。
- (4) 前号の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) この特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。
 - ② 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合

主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- (5) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の低解約返戻金割合が0％の場合
この特約の解約返戻金はありません。
 - (2) 主契約の低解約返戻金割合が0％以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第12条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型通減定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）

この特約が収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」

- と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）

この特約が付加されている新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約に無解約返戻金特約が付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）

この特約が新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約αに付加されている場合、第2条（特約による条件）第3号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約αに付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）にガンが生じたと診断確定されたとき、またはその診断確定されたガンにより入院を開始したときは、会社は、給付金を支払いません。

第19条（主たる特約が低解約返戻金特約が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特約が付加された新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新退院給付特約、新介護保障特約、先進医療特約または新ガン診断給付特約に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
- (1) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%の場合
この特約の解約返戻金はありません。
- (2) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特約が付加された三大疾病給付特約α、女性疾病給付特約α、先進医療特約α、室料差額給付特約α、脳卒中治療支援特約αまたはガン診断給付特約αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）

この特約が保険料払込免除特約に付加されている場合、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、保険料払込免除特約条項の備考〔別表3〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき基本年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「基本年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、次のとおり取り扱います。
 - ① 主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとします。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- ② 国民年金法にもとづき複数の障害の状態により障害等級1級の状態に認定される場合でも、視力に係る障害の状態は含まないものとします。
- (5) 主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

別表1 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
コレラ	A00
腸チフス及びパラチフス（A01）中の ・ 腸チフス ・ パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・ 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・ クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・ マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・ エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04

（注1）上記のうち、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

（注2）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に限り、「特定感染症」に含めます。

保険料口座振替特約条項

第 1 条（特約の締結）	449	第 8 条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	450
第 2 条（保険料の払込）	449	第 9 条（ガン保険等に付加した場合の特則）	451
第 3 条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	449	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	451
第 4 条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	449	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）	451
第 5 条（指定口座または提携金融機関等の変更）	449		
第 6 条（特約の消滅）	450		
第 7 条（主約款の準用）	450		

保険料口座振替特約条項

第 1 条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第 2 条（保険料の払込）

- 1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第 1 回保険料から口座振替を行う場合の第 1 回保険料については、主約款に定める第 1 回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第 1 回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- 2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3. 同一の指定口座から 2 件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
- 4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
- 5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第 3 条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

- 1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
- 2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により 3 か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で引き下ろします。

第 4 条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

- 1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて 2 か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が 2 か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1 か月分の保険料相当額に足りるときは、1 か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
- 2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第 5 条（指定口座または提携金融機関等の変更）

- 1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
- 2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- 3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、

特約
保険料口座振替特約条項

保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
 2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があったものとします。
 3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
 4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
 5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
 6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。
- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があったものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶

予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

(2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード取扱特約条項

クレジットカード扱特約条項

1. この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、
3. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

1. 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割引きます。

1. 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
6. クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (4) 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	455	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	456
第2条（保険料率）	455	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	456
第3条（保険料の払込）	455	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	456
第4条（保険料の一括払）	456	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特約）	457
第5条（保険証券）	456		
第6条（特約の消滅）	456		
第7条（主約款の準用）	456		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- 1. この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - (1) 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - (2) 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - (3) 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- 2. この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

- 1. この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - (1) 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - ① 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - ② 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - ③ 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - ④ 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
 - (2) 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第3条（保険料の払込）

- 1. 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 4. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 5. 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとしします。
- 6. 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

特約
団体扱特約条項

第4条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	459	第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）	460
第2条（保険料率）	459	第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）	460
第3条（保険料の払込）	459	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）	460
第4条（保険料の一括払）	459	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特約）	460
第5条（保険証券）	459		
第6条（特約の消滅）	460		
第7条（主約款の準用）	460		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとしします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を經由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を經由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を經由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特約）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合には、ガン診断給付特約α条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

集団扱特約条項

第 1 条（特約の締結）	461	第 8 条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	462
第 2 条（保険料率）	461	第 9 条（ガン保険等に付加した場合の特則）	462
第 3 条（保険料払込方法（回数））	461	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	462
第 4 条（保険料の払込）	461	第11条（ガン診断給付特約αが付加された新医療保険αに付加した場合の特則）	462
第 5 条（保険証券）	461		
第 6 条（特約の消滅）	461		
第 7 条（主約款の準用）	462		

集団扱特約条項

第 1 条（特約の締結）

この特約は、官公庁、会社、工場、同業者組合、連合会等の団体（以下「集団」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、集団を通じ申出があるときに締結します。

- (1) 集団もしくはその代表者またはその所属員（所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。）を保険契約者とする保険契約であること
- (2) 集団の所属員（所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。以下本号において同じ。）またはその所属員と同居する親族もしくはその所属員の扶養する親族を被保険者とする保険契約であること
- (3) 集団が会社と集団取扱契約を締結していること
- (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること

第 2 条（保険料率）

この保険契約については、集団扱保険料率を適用します。

第 3 条（保険料払込方法（回数））

この保険契約の保険料払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

第 4 条（保険料の払込）

1. 第 1 回保険料から集団を経由して払い込む場合、第 1 回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第 1 回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - (1) 保険料月払契約

会社は、集団に対して、第 1 回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて 2 か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約

会社は、集団に対して、第 1 回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第 1 回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第 1 回保険料については、第 1 回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第 2 回以後の保険料は、その払込期間中、集団を経由して払い込んでください。
5. 前 4 項の場合、集団から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとしします。
6. 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第 5 条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団またはその代表者に発行することがあります。

第 6 条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
 - (2) 集団取扱契約が解除されたとき
2. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来にわたって更正します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特約が付加されており、かつ、第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第4条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

保険料払込日に関する特約（団体扱・集団扱用）条項

1. 総則	464
第1条（特約の締結）	464
2. 特約の適用	464
第2条（特約の適用）	464
3. 特約の消滅	464
第3条（特約の消滅）	464
4. 特約の解約	464
第4条（特約の解約）	464
5. 主約款の準用	464
第5条（主約款の準用）	464

保険料払込日に関する特約（団体扱・集団扱用）条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、団体扱特約、準団体扱特約または集団扱特約（以下「団体扱特約等」といいます。）を締結する際、団体扱特約等に付加して締結します。

2. 特約の適用

第2条（特約の適用）

この特約を付加した保険契約の保険料は、会社と団体（団体扱特約等に定める団体または集団をいいます。以下同じ。）とが保険料の払込に関する取り決めを行っている場合、団体扱特約等の規定にかかわらず、次の各号の日をもって払込のあった日とします。

- (1) 団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）から控除したうえで会社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
- (2) 団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、保険料を指定口座から団体の口座に振り替えた日（会社と団体とが取り決めた日であることを要します。）
- (3) 前2号と異なる方法により払い込む場合には、会社と団体とが取り決めた日

3. 特約の消滅

第3条（特約の消滅）

団体扱特約等が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

4. 特約の解約

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

5. 主約款の準用

第5条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがないときは主約款および団体扱特約等の特約条項の規定を準用します。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、自動更新にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● 生命保険募集人について	13
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	14
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	14
● 新たな保険契約へのお申込みについて	17
● 給付金等をお支払いできない場合について	90
● 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	108
● ご契約の復活について	109
● 解約と解約返戻金について	115

等は、自動更新に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

MS&AD

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

ご契約内容に関するお問い合わせの際は、プライバシー保護のため、契約者（給付金等請求の場合は受取人）さまご本人からご連絡ください。

お客さま
サービスセンター

0120-324-386（無料）

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます）

ホームページ <https://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】

